社会保障・福祉政策の動向と対応

～ともに生きる豊かな地域社会の実現をめざして～

政策動向

令和５年度 №1 Ver.1／2023.4.10

目　次

〔項　目〕

1. 財政・税制、経済・成長（社会保障全般含む）　P 1
2. 規制改革　P 11
3. 地方創生・地方分権等　P 18
4. 社会福祉法人等　P 20
5. 高齢者　P 22
6. 障害者　P 26
7. 子ども・家庭福祉　P 37
8. 地域福祉　P 55
9. 人材確保等　P 59
10. 予算　P 63
11. 災害対策　P 64
12. その他　P 66

・困難な問題を抱える女性への支援関連
・新型コロナウイルス感染症５類移行に向けた通知関連
・統計情報（自殺者数、人口動態）

本号は令和５年２月10日～４月10日までの制度動向や会議の開催等について掲載しております。
上記期間以前の記事については、政策委員会ホームページよりバックナンバーをご参照ください。

社会福祉法人 全国社会福祉協議会 政策委員会

1. 財政・税制、経済・成長（社会保障全般含む）

＜法改正等＞

「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律案」が衆議院本会議で可決（2023.4.13）

▶ 4 月 13 日に「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律案」が衆議院本会議で可決され、参議院に送付された。法律案の概要は次のとおり。

▶ 改正の趣旨

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するため、出産育児一時金に係る後期高齢者医療制度からの支援金の導入、後期高齢者医療制度における後期高齢者負担率の見直し、前期財政調整制度における報酬調整の導入、医療費適正化計画の実効性の確保のための見直し、かかりつけ医機能が発揮される制度整備、介護保険者による介護情報の収集・提供等に係る事業の創設等の措置を講ずる。

▶ 改正の概要

1. こども・子育て支援の拡充
   - ①出産育児一時金の支給額を42万円から50万円引き上げるとともに、支給費用の一部を後期高齢者医療制度も支援する仕組みとする。出産費用の見える化を行う。
   - ②産前産後期間における国民健康保険料（税）を免除し、国・都道府県・市町村で負担する。
2. 高齢者医療を全世代で公平に支え合うための高齢者医療制度の見直し
   - ①後期高齢者一人当たりの保険料と現役世代一人当たりの後期高齢者支援金の伸び率が同じとなるよう見直す。
   - ②前期高齢者の医療給付費の調整において、被用者保険者は報酬水準に応じて調整する仕組みを導入する。
3. 医療保険制度の基盤強化等
   - ①都道府県医療費適正化計画の充実、計画の策定・評価の仕組みの導入、都道府県の役割及び責務の明確化等を行う。
   - ②都道府県の国民健康保険運営方針の運営期間を法定化（6年）等
   - ③経過措置として存続する退職被保険者の医療給付費等を調整する仕組みを、対象者の減少や保険者等の負担を踏まえて廃止。
4. 医療・介護の連携機能及び提供体制等の基盤強化
   - ①かかりつけ医機能について、国民への情報提供の強化、地域での協議の仕組みの構築、協議を踏まえた医療・介護の各種計画への反映。
   - ②医療・介護サービスの質の向上を図るため、医療保険者と介護保険者が被保険者等に係る医療・介護情報の収集・提供等を行う事業を一体的に実施することとし、介護保険者が行う当該事業を地域支援事業として位置付ける。
   - ③医療法人や介護サービス事業者に経営情報の報告を義務化し、データベースを整備する。
   - ④地域医療連携推進法人制度に個人立の病院等や介護事業所等が参加できる仕組みを導入する。
   - ⑤出資持分の定めのある医療法人が出資持分の定めのない医療法人に移行する際の計画の認定制度について、期限の延長等を行う。

▶ 施行期日

令和6年4月1日（ただし、3①の一部及び4⑤は公布日、4③の一部は令和5年8月1日、1②は令和6年

1月11日、(令和5年9月末→令和8年12月末)等を行う。等3①の一部及び4①は令和7年4月1日、4③の一部は公布後3年以内に政令で定める日、4②は公布後4年以内に政令で定める日）

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律案の概要

令和５年２月１６日
第19回医療介護総合確保促進会議
資料４

改正の趣旨

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するため、出産育児一時金に係る後期高齢者医療制度からの支援金の導入、後期高齢者医療制度における後期高齢者負担率の見直し、前期財政調整制度における報酬調整の導入、医療費適正化計画の実効性の確保のための見直し、かかりつけ医機能が発揮される制度整備、介護保険者による介護情報の収集・提供等に係る事業の創設等の措置を講ずる。

改正の概要

１．こども・子育て支援の拡充【健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律等】

① 出産育児一時金の支給額を引き上げる（※）とともに、支給費用の一部を現役世代だけでなく後期高齢者医療制度も支援する仕組みとする。
（※）42万円→50万円に令和５年４月から引き上げ（政令）、出産費用の見える化を行う。
② 産前産後期間における国民健康保険料（税）を免除し、その免除相当額を国・都道府県・市町村で負担することとする。

２．高齢者医療を全世代で公平に支え合うための高齢者医療制度の見直し【健保法、高確法】

① 後期高齢者の医療給付費を後期高齢者と現役世代で公平に支え合うため、後期高齢者負担率の設定方法について、「後期高齢者一人当たりの保険料」と「現役世代一人当たりの後期高齢者支援金」の伸び率が同じとなるよう見直す。
② 前期高齢者の医療給付費を保険者間で調整する仕組みにおいて、被用者保険者においては報酬水準に応じて調整する仕組みの導入等を行う。
健保連が行う財政が厳しい健保組合への交付金事業に対する財政支援の導入、被用者保険者の後期高齢者支援金等の負担が大きくなる場合の財政支援の拡充を行う。

３．医療保険制度の基盤強化等【健保法、船保法、国保法、高確法等】

① 都道府県医療費適正化計画について、計画に記載すべき事項を充実させるとともに、都道府県ごとに保険者協議会を必置として計画の策定・評価に関与する仕組みを導入する。また、医療費適正化に向けた都道府県の役割及び責務の明確化等を行う。計画の目標設定に際しては、医療・介護サービスを効果的・効率的に組み合わせた提供や、かかりつけ医機能の確保の重要性に留意することとする。
② 都道府県が策定する国民健康保険運営方針の運営期間を法定化（６年）し、医療費適正化や国保事務の標準化・広域化の推進に関する事項等を必須記載とする。
③ 経過措置として存続する退職被保険者の医療給付費等を被用者保険者間で調整する仕組みについて、対象者の減少や保険者等の負担を踏まえて廃止する。

４．医療・介護の連携機能及び提供体制等の基盤強化【地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律、医療法、介護保険法、高確法等】

① かかりつけ医機能について、国民への情報提供の強化や、かかりつけ医機能の報告に基づく地域での協議の仕組みを構築し、協議を踏まえて医療・介護の各種計画に反映する。
② 医療・介護サービスの質の向上を図るため、医療保険者と介護保険者が被保険者等に係る医療・介護情報の収集・提供等を行う事業を一体的に実施することとし、介護保険者が行う当該事業を地域支援事業として位置付ける。
③ 医療法人や介護サービス事業者に経営情報の報告義務を課した上で当該情報に係るデータベースを整備する。
④ 地域医療連携推進法人制度について一定の要件のもと個人立の病院等や介護事業所等が参加できる仕組みを導入する。
⑤ 出資持分の定めのある医療法人が出資持分の定めのない医療法人に移行する際の計画の認定制度について、期限の延長(令和５年９月末→令和８年12月末)等を行う。
等

施行期日

令和６年４月１日（ただし、３①の一部及び４⑤は公布日、４③の一部は令和５年８月１日、１②は令和６年１月１日、３①の一部及び４①は令和７年４月１日、４③の一部は公布後３年以内に政令で定める日、４②は公布後４年以内に政令で定める日）

1

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律案における介護保険関係の主な改正事項

Ⅰ．介護情報基盤の整備

○ **介護保険者が被保険者等に係る医療・介護情報の収集・提供等を行う事業を医療保険者と一体的に実施**
- 被保険者、介護事業者その他の関係者が当該被保険者に係る介護情報等を共有・活用することを促進する事業を介護保険者である市町村の地域支援事業として位置付け
- 市町村は、当該事業について、医療保険者等と共同して国保連・支払基金に委託できることとする
※共有する情報の具体的な範囲や共有先については検討中。

Ⅱ．介護サービス事業者の財務状況等の見える化

○ **介護サービス事業所等の詳細な財務状況等を把握して政策立案に活用するため、事業者の事務負担にも配慮しつつ、財務状況を分析できる体制を整備**
- 各事業所・施設に対して詳細な財務状況（損益計算書等の情報）の報告を義務付け
※職種別の給与（給料・賞与）は任意事項。
- 国が、当該情報を収集・整理し、分析した情報を公表

Ⅲ．介護サービス事業所等における生産性の向上に資する取組に係る努力義務

○ **介護現場における生産性の向上に関して、都道府県を中心に一層取組を推進**
- 都道府県に対し、介護サービス事業所・施設の生産性の向上に資する取組が促進されるよう努める旨の規定を新設　など

Ⅳ．看護小規模多機能型居宅介護のサービス内容の明確化

○ **看多機について、サービス内容の明確化等を通じて、更なる普及を進める**
- 看多機のサービス内容について、サービス拠点での「通い」「泊まり」における看護サービス（療養上の世話又は必要な診療の補助）が含まれる旨を明確化　など

Ⅴ．地域包括支援センターの体制整備等

○ **地域の拠点である地域包括支援センターが地域住民への支援をより適切に行うための体制を整備**
- 要支援者に行う介護予防支援について、居宅介護支援事業所（ケアマネ事業所）も市町村からの指定を受けて実施可能とする　など

2

＜会　　議＞

経済財政諮問会議

◇第 3 回（2023.3.30）

- 3 月 30 日に第 3 回経済財政諮問会議が開催され、第 2 回目の特別セッションとして、「成長と分配の好循環の実現」が議論された。
- 議論では、以下のような意見が出された。
  - かつての供給サイドの経済学は、小さな政府を模索するものだったが、現代版は政府の役割を重視している。脱炭素化や格差の問題など市場だけでは実現できない課題が多くある中で、人的資源を高める役割が重要になってきている。
  - マクロ経済政策では、需要喚起から生産性向上やイノベーションの創出を通じた成長力強化に政策目標を転換する必要がある。
  - セーフティーネットの再構築により、社会の支え手を支援する必要があるとされている。
  - 生涯を通じた能力開発や職業上の柔軟性、若い世帯の子育て支援などを支援する政策により家計の所得創出能力を支援することで、高齢化する家計の問題を解決できる。政府が女性のキャリアを伸ばすことで、家計収入はほぼ倍増し、子供を産むことができるようになる。
  - 欧米のジョブ型雇用では、自らスキルや成果を上げて転職を繰り返すことで給料が上がるため、日本もそれに合わせた方針転換が必要である。
- 岸田首相は、締め括りの発言で、以下のように述べた。

  岸田内閣では、発足以来、「新しい資本主義の実現」を掲げ、「成長と分配の好循環」を推進してきた。先進各国ともに安定的なエネルギー供給の確保、サプライチェーンの強化や気候変動対応などの課題に直面しており、こうした社会課題に官民連携して投資を喚起する取組が大きな流れとなっている。この考え方は、新しい資本主義と軌を一にするものであり、来るG7サミットにおいても、新しい資本主義の重要性や、こうした取組への国際的な連携の必要性について議論を進める。さらに、G7での議論を受け、OECDなどの国際機関において、各国が連携して取り組む政策対応の議論を深めていくべく、我が国として 積極的に貢献する。新しい資本主義のバックボーンを理論的に明らかにするとともに、指標の活用を通じて、成長と分配の好循環の成果と課題を見える化し、日本がそのリード役になれるよう、さらに議論を進める。

新しい資本主義実現会議

◇第 15 回（2023.3.29）

- 3 月 29 日に第 15 回新しい資本主義実現会議が開催され、令和 4 年 6 月に閣議決定した新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画のフォローアップとして進捗状況、残された課題、今後の対応方針について協議が行われた。新しい資本主義実現会議は本年 6 月の改訂に向けて今後議論を加速化する。
- 岸田首相は、締め括りに次のように発言した。

  新しい資本主義は、第1に、賃上げを含む人への投資、第 2 に、官民連携を通じた科学技術・イノベーションの推進、そして第3に、民の活力を活用した社会課題の解決、が要諦。この方針に沿って、以下の具体的な取組を重点的に進める。

  第1に、三位一体の労働市場改革。リ・スキリングによる能力向上、職務に応じた適正なスキルの評価、自らの選択による労働移動の円滑化について、6 月までに指針を取りまとめる。個々の企業の実情は異なるので、企業の実態に合った改革が行えるよう、指針は、自由度を持ったものとする。そして、構造的賃上げを通じ、同じ職務であるにもかかわらず、日本企業と海外企業との間に存在する賃金格差を、国ごとの経済事情の差を勘案しつつ、縮小することを目指す。

  第2に、科学技術・イノベーションの推進は、生成AI（人工知能）の実装に向けた開発など、戦略的な

重点投資を行う。また、広い意味での日本の誇るべきクリエイターへの支援を検討する。

第3に、民の活力を引き出すとともに、社会課題の解決につなげる。GX・DXなどの産業構造転換を進め、持続的な成長を確保していくため、新たな参入と再チャレンジの際の退出の障壁を低くする。そして昨年末のスタートアップ育成 5 か年計画を深堀りし、ストックオプションの活用に向けた環境整備などを具体化する。

また、企業経営者が、経営不振の事業から退出を決断した場合の支援について、M&Aを含め、多面的な検討を行う。

社会課題の解決に向けては、インパクト・スタートアップ、NPO、既存企業の関連部門などの連携強化を図るとともに、インパクト・スタートアップに対する総合的な支援策を検討する。

最後に、レジリエンス上の日本の国土の優位性を活かし、観光に加え、高度外国人材の呼び込みや企業立地促進を含めたインバウンド全体の促進を図る。

◇第 14 回(2023.2.15)

- 2 月 15 日に第 14 回新しい資本主義実現会議が開催され、「リ・スキリング・労働移動・構造的な賃上げの方向性」が検討された。
- 論点としては、以下のような内容が示された。
  - 持続的に賃金が上がる構造を作るため、「リ・スキリングによる能力向上支援」「日本型の職務給の確立」「成長分野への円滑な労働移動」の三位一体の改革を進める必要があるのではないか。
  - 日本企業は、スキルに応じた賃金差が小さく、スキルの高い人材が報われにくい。「新卒一括採用」「会社主導の異動」「従業員は企業から仕事を与えられるもの」等の日本の伝統的な制度を見直し、必要なスキルを設定し自ら選択する制度へ移行する必要があるのではないか。
  - 社外から経験者採用を行う門戸を開き、内部・外部の労働市場がシームレスに接続できるようにすべきではないか。
  - 国の学び直し支援策について、個人への直接支援中心に組み直す必要があるのではないか。また、従業員のリ・スキリングは、企業経営側の責務であることの再確認が必要ではないか。また、在職期間中のリ・スキリ ングの強化が必要ではないか。
  - 企業の実情に合った職務給(ジョブ型雇用)の導入方法を類型化する必要があるのではないか。
  - 求人・求職・キャリアアップに関する求人・転職に関する基礎的情報を共有し、コンサルティングがしやすい環境を整備すべきではないか。
  - 離職する場合の「自己都合」と「会社都合」の保護の差について検討が必要ではないか。
  - 非正規労働者の賃金を上げていくためには、同一労働同一賃金制の徹底した施行が必要であり、その後の進め方を検討すべきではないか。
- 委員からは、「従業員の能力向上、労働移動の円滑化、生産性向上に見合った実質賃金の持続的な上昇は重要な政策課題」「個人に直接にスキルアップの機会を与えること、補助金を直接個人に 出す策が重要」「休職中の人にも適切な教育機会・ジョブマッチングを提供する視点が重要」個々人にとっては、転職し、賃金を上昇させることが合理的な選択」「社会課題解決に不可欠な医療・介護・保育など、政府として人材移動を促したいという産業を明示する必要がある」「待遇向上や働き方改革等に対する中小企業への助言、支援が必要」「ジョブ型の賃金人事制度は、企業規模や業種によってなじまない場合がある」などの意見が出された。
- 岸田首相は、締め括りに次のように発言した。

賃上げは新しい資本主義の最重要課題である。足元でのエネルギー高騰対策や低所得者世帯への支援などと併せて、物価上昇を超える賃上げを目指す。さらに、その先に構造的な賃上げを実現し、同じ職務であるにもかかわらず、日本企業と海外企業の間に存在する 賃金格差の解消を目指す。

働き方は大きく変わってきている。『キャリアは、会社から与えられるもの』から、『一 人一人が自らのキャリアを選択する』時代となってきた。職務ごとに要求されるスキルを 明らかにすることで、労働者が自分の意思でリ・スキリングを行い、職務を選択できる制 度に移行していくことが重要である。

そうすることにより、社外からの経験者採用にも門戸を開き、内部労働市場と外部労働市場をシームレスにつなげ、労働者が自らの選択によって労働移動をできるようにしていくことが、日本企業と日本経済のさらなる成長のためにも急務である。

個人の自律的なキャリア形成を促すために、国の学び直し支援策については、個人への直接支援を中心に見直す。また、海外と同様に、在職期間中のリ・スキリングの習慣の形成を図る。

その際の支援については、キャリアコンサルタントが求人、求職に関する幅広い現場情報に基づき助言が行えるよう、官民の持つ情報の共有化を進める。また、ハローワークに ついても、コンサルティング機能の強化を図る。

さらに、労働移動を円滑化するため、自己都合で離職した場合の失業給付の在り方の見直しを行う。非正規労働者の賃金を上げるため、同一労働同一賃金制の徹底した施行を図る。

政労使の意見交換（2023.3.15）

- 3 月 15 日に総理大臣官邸で政労使の意見交換が 8 年ぶりに開催された。
- 経済界からは、十倉経団連会長、小林日本商工会議所会頭、森全国中小企業団体中央会会長、森全国商工会連合会会長、労働界からは、芳野日本労働組合総連合会会長、清水連合事務局長が参加し、政府側は、岸田総理大臣、松野官房長官、後藤経済再生大臣、加藤厚生労働大臣、西村経産大臣、古谷公正取引委員長が参加した。
- 意見交換後、岸田首相は次のように発言した。

賃上げは、新しい資本主義の最重要課題。経団連会長から、多くの大手企業が高い支給水準の回答を出すなど積極的な対応が表明されたとの報告があった。また、日本商工会議所会頭からは、大企業における賃上げの動きが中小企業、小規模事業者に広がっていくために、取引適正化などが不可欠であるとの発言があった。政府としても、政策を総動員して、環境整備に取り組む。

中小・小規模企業の賃上げ実現には、労務費の適切な転嫁を通じた取引適正化が不可欠である点について、基本的に合意があった。政府としても、労務費の転嫁状況について業界ごとに実態調査を行い、転嫁の在り方について指針をまとめる。

また、男女間賃金格差の是正や、非正規労働者の方々の賃金引上げは極めて重要。最低賃金について、今年は、全国加重平均 1,000 円を達成することを含めて、公労使三者構成の最低賃金審議会で、しっかりと議論いただきたいと思っている。

また、地域間格差の是正を図るため、地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げることも必要。夏以降は、1,000 円達成後の最低賃金引上げの方針についても議論を行っていきたい。さらに、同一労働同一賃金の施行の徹底について、今月から本格的に取り組む。

また、リ・スキリングによる能力向上、職務に応じた適正なスキルの評価、自らの選択による労働移動の円滑化、この三位一体の労働市場改革を実施することにより、さらにその先に、構造的な賃金引上げを目指す。

物価・賃金・生活総合対策本部

◇第 8 回（2023.3.22）

- 3 月 22 日に第 8 回物価・賃金・生活総合対策本部が開催され、「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」の増額・強化が示された。
- 具体的には、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、地方公共団体が地域の実情に合わせて必要な支援をきめ細やかに実施できるよう、「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」を 7,000 億円増額するとともに、低所得世帯への支援のための「低所得世帯支援枠」（5,000 億円）が新たに創設された（予算額 1 兆 2000 億円）。
- 医療機関、介護施設等、障害福祉サービス施設等、保育所等、学校施設、公衆浴場等に 対するエネルギー・食料品価格の高騰分などの支援を行う「医療・介護・保育施設、学校 施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援」は、引き続き、「推奨事業メニュー」とされている。

▶ また、第 7 回会議で追加の検討が求められた事項について、「食費をはじめとする足元の物価高騰による影響を大きく受け、負担感が特に大きい低所得の子育て世帯について、きめ細かく支援する」「児童扶養手当受給者等の低所得のひとり親世帯、住民税非課税の子育て世帯に対して子供1人当たり5万円の特別給付金を支給する」などとして子育て世帯生活支援特別給付金について報告された。

▶ 成長と分配の好循環の実現の転換点となる春闘については、平均賃上げ率は 3.80%（月額 11,844円）と 30 年ぶりの高水準となっている等が報告された。

電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金の増額・強化
（新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金）

エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、地方公共団体が地域の実情に合わせて必要な支援をきめ細やかに実施できるよう、「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」を増額するとともに、低所得世帯への支援のための「低所得世帯支援枠」を措置 。

○ 予算額 ： 1兆2,000億円（うち ①低所得世帯支援枠 5,000億円、②推奨事業メニュー 7,000億円）

○ 対象事業：① （低所得世帯支援枠）物価高騰の負担感が大きい低所得世帯への負担の軽減を図る事業。
② （推奨事業メニュー）エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、支援を行う事業。効果的と考えられる推奨事業メニューを提示。（詳細は、２頁参照）

推奨事業メニュー	
（生活者支援） ①エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う低所得世帯支援 ②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援 ③消費下支え等を通じた生活者支援 ④省エネ家電等への買い換え促進による生活者支援	（事業者支援） ⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援 ⑥農林水産業における物価高騰対策支援 ⑦中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援 ⑧地域公共交通や地域観光業等に対する支援

○算定方法：①（低所得世帯支援枠）住民税非課税世帯１世帯あたり３万円を基礎として算定（市町村）
②（推奨事業メニュー）人口、物価上昇率、財政力等を基礎として算定（都道府県、市町村）

春闘の動向

● 春闘の動向は、連合「2023春季生活闘争第１回回答集計結果」（３月17日公表）によれば、**昨年やコロナ禍前の2019年の同時期の集計と比較して、大きく上回っている**。また、６月末時点の最終集計との比較となるが、1993年の3.90%と同水準となり、**30年ぶりの高水準**。

連合「2023春季生活闘争第１回回答集計結果」（３月17日公表）

➢ **加重平均での月例賃金は、賃上げ額11,844円、賃上げ率3.80%**
※ 2022年(6,581円、2.14%)、2019年〔コロナ禍前〕(6,653円、2.16%) 【３月中旬集計結果】

➢ ６月末時点の最終集計との比較となるが、1993年の3.90%と同水準となり、30年ぶりの高水準。

（参考）３月中旬及び６月末（最終回答集計結果）の賃上げ率の推移

	1993	1994	1995	2013	2019	2022	2023
３月中旬	－	－	－	1.74%	2.16%	2.14%	**3.80%**
６月末（最終集計）	3.90%	3.11%	2.86%	1.71%	2.07%	2.07%	－

【参考】政労使の意見交換（３月15日実施）

３月15日に、政労使の意見交換（経済界から日本経済団体連合会、日本商工会議所、全国中小企業団体中央会及び全国商工会連合会、労働界から日本労働組合総連合のそれぞれトップが参集）が開催され、今後の賃上げの方向性について政労使で認識を一致。

◇第７回（2023.2.24）

- ２月 24 日に第７回物価・賃金・生活総合対策本部が開催され、「総合経済対策・補正予算等の進捗状況のフォローアップ」について検討された。
- 西村経済産業大臣は、今回の経済対策の施策を、物価高で厳しい状況に置かれている家庭や企業の方々に１日も早く届け、その効果を実感してもらえるよう全力をあげるとした。また、足元の対策に加え、長らく続くデフレから脱却し、経済を再び成長軌道に乗せていくためには、継続的、構造的な賃上げが重要とした。人件費をコストとして捉えるのではなく、未来への投資設定として捉える発想の転換が必要で、構造的、継続的な賃上げに向けて、成長分野への労働移動と徹底したリスキリングを同時に進めていくとした。また、正社員の労働移動も円滑化することで、正規、非正規問わず、社内、転職問わずキャリアアップできる環境を整備し、所得を向上させる構造をつくると述べた。
- 加藤厚生労働大臣は、「同一労働同一賃金の徹底」については、12 月１日以降、労働基準監督官が短時間労働者の待遇を確認する取組を開始したことを説明した。また、「出産・子育て応援交付金」については、実施可能な自治体から順次事業が開始されており、２月末までには 1,090 市町村、３月末までには約９割の市町村が伴走型の相談支援及び出産・子育て応援ギフトの申請受付を開始するとした。
- 岸田総理大臣は、締め括りの発言で、国民生活に大きな影響を及ぼすエネルギー・食料品を中心に物価上昇が続いている。総合経済対策・補正予算の執行をさらに加速しつつ、国民生活と事業活動を守り抜くため、「エネルギー」「食料品」「賃上げ」の３点に取り組むとし、関係閣僚に取り組みを指示したことを話した。

医療 DX 推進本部幹事会

◇第２回（2023.3.8）

- ３月８日に第２回医療 DX 推進本部幹事会が開催され、「医療 DX の推進に関する行程表（骨子案）」が検討された。
- 骨子案は、「基本的な考え方」として、①「国民のさらなる健康増進」、②「切れ目なくより質の高い医療等の効率的な提供」、③「医療機関等の業務効率化」、④「人材の有効活用」、⑤「医療情報の二次利用の環境整備」の５点が示された
- ①「国民のさらなる健康増進」では、生涯にわたる保健医療データを PHR（Personal Health Record）として自分自身で一元的に把握を可能とすることで、自分自身では必ずしも記憶していない検査結果情報、アレルギー情報等を可視化し、安全・安心な医療の受療が可能となるとしている。また、②「切れ目なくより質の高い医療等の効率的な提供」では、医療機関等が必要な診療情報を共有することでより質の高い医療等の効率的な提供を可能とし、災害や感染症危機を含め、全国いつどの医療機関等にかかっても、必要な医療情報が共有されるとした。その他、デジタル化による業務効率化、効率的な働き方の実現、医療保険制度全体の運営コストの削減が可能となるとしている。
- 「具体的な施策及び到達点」では、「マイナンバーカードと健康保険証の一体化の加速」「全国医療情報プラットフォームの構築」などが示された。

全世代型社会保障構築会議

◇第 13 回（2023.2.24）

- 2 月 24 日に「第 13 回全世代型社会保障構築会議」が開催され、①全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律案、②こども政策の強化について協議が行われた。
- 全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律案では、1．こども・子育て支援の拡充（①出産育児一時金の支給額引き上げ、出産費用の見える化、②産前産後期間の国民健康保険料（税）免除）、2．高齢者医療制度の見直し、3．医療保険制度の基盤強化、4．医療・介護の連携機能及び提供体制等の基盤強化（①かかりつけ医機能の国民への情報提供の強化、地域での協議の仕組みの構築等、②医療・介護情報の収集・提供等の一体的実施、介護保険者が行う当該事業を地域支援事業として位置付け、③医療法人や介護サービス事業者に経営情報の報告を義務化し、データベースを整備、など）を内容としている。
- 協議では、次のような意見が出された。
  - こども政策については、児童手当ばかりに注目が集まっているが、冷静かつ客観的に費用対効果を考慮した政策立案が必要。また、10代半ばから20代の若者支援が手薄にならないようにすべき。
  - 出生数の低下は婚姻数の減少が影響しており、その要因として正規・非正規の格差などの雇用問題がある。児童手当にとどまらず、全体をふまえた議論が必要。
  - こども家庭庁が発足すると、高齢者は厚労省、こども政策はこども庁と、2省庁にまたがって進められる。省庁間の様々な問題を調整することを政府部内でしっかりと行う必要がある。
  - こども政策については、もう何十年も議論しており、論点は整理されている。今は具体的な制度設計を行い、財源について提起し、具体的なアクションの段階なのではないか。
  - かかりつけ医制度は、高齢者だけでなく子どもや現役世代などにとっても重要性は極めて大きい。地域包括ケアの中で機能するということが明確に書かれているので、医療の提供にはとどまらない幅広い視点でかかりつけ医を実装していくための取組が必要。

財政制度審議会　財政制度分科会（2023.2.17）

- 2月17日に財政制度審議会の財政制度分科会が開催され、「令和5年度予算等について」「将来世代の視点（フューチャーデザイン）」の2点が検討された。
- 令和 5 年度予算の社会保障に関しては、次のような意見が出されていた。
  「医療保険制度改革が、全世代型社会保障の理念に沿ったものであり、評価をしたいが、社会保障全体を見れば改革は道半ばの段階。全ての社会保障制度が能力に応じた負担によって支えられるべきで、全世代型社会保障の理念と矛盾している制度については改革を行っていくことが求められる」
- フューチャーデザインは、様々な課題に対し、現役世代だけでなく、その課題の影響が及ぶ将来世代の立場も踏まえて議論しようという取組みであり、当事者が関心を高めていくことを目的としている。
- 「異次元の少子化対策は待ったなしと考える。児童手当の所得制限撤廃などの議論があるが、大切なことは、真に必要とする人への支援に集中し、負の連鎖を阻止する対策が大切」
- 会議では、「様々な点で未来と現在とは相入れないので、このようなフューチャーデザインという形で未来のことを考えるということは非常に大事な取り組み」「こうした未来をみんなでつくりたいというコンセンサスをまずつくることが大変重要であって、その上でそこに向かって予算をつくり上げていくのだということを進めていって初めて意味のあるものになっていく」などの意見が出された。

令和５年度予算フレーム（概要）

（単位：億円）

歳　出	４年度予算（当初）	５年度予算	増減
一般歳出	673,746	727,317	+53,571
社会保障関係費	362,735	368,889	+6,154
社会保障関係費以外	261,011	308,428	+47,417
うち防衛関係費（下記繰入れ除く）	53,687	67,880	+14,192
うち防衛力強化資金繰入れ ※財源確保法により創設予定	−	33,806	+33,806
新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰対策予備費	50,000	40,000	▲10,000
ウクライナ情勢経済緊急対応予備費	−	10,000	+10,000
地方交付税交付金等	158,825	163,992	+5,166
国債費	243,393	252,503	+9,111
計	**1,075,964**	**1,143,812**	**+67,848**

歳　入	４年度予算（当初）	５年度予算	増減
税収	652,350	694,400	+42,050
その他収入	54,354	93,182	+38,828
うち防衛力強化のための対応	−	45,919	+45,919
うち財源確保法によるもの	−	14,750	+14,750
公債金	369,260	356,230	▲13,030
４条公債（建設公債）	62,510	65,580	+3,070
特例公債（赤字公債）	306,750	290,650	▲16,100
計	**1,075,964**	**1,143,812**	**+67,848**

（注１）４年度予算は、５年度予算との比較対照のため、組替えをしてある。
（注２）計数は、それぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは一致しないものがある。
（注３）税収には印紙収入を含む。
（注４）５年度予算の公債依存度は、31.1%

令和５年度予算のポイント

歴史の転換期を前に、我が国が直面する内外の重要課題に対して道筋をつけ、未来を切り拓くための予算

我が国が直面する内外の重要課題への対応

安全保障・外交

○　我が国を取り巻く安全保障環境を踏まえ、**新たな国家安全保障戦略等を策定。**５年間で緊急的に防衛力を抜本的に強化するため、**43兆円の防衛力整備計画**を実施。防衛力を安定的に維持するための**財源を確保。**

○　**G7広島サミット**や**日本ASEAN友好協力50周年**等を見据え、**機動的で力強い新時代リアリズム外交**を展開するための予算を確保（**外務省予算**※：５年度7,560億円（対前年度＋485億円）、**４年度補正と合わせ１兆233億円**（対前年度＋1,694億円））　※デジタル庁計上分を含む

こども政策

○　本年４月に**こども家庭庁を創設**し、こども・子育て支援を強化。

○　**出産育児一時金について42万円から50万円に引き上げ**（過去最高の引上げ幅）。

○　**妊娠時から出産・子育てまで一貫した伴走型相談支援**と**妊娠届出・出生届出を行った妊婦・子育て家庭に対する経済的支援（計10万円相当）**をあわせたパッケージを継続実施。

地方・デジタル田園都市国家構想

○　地方団体に交付される**地方交付税交付金**は、**リーマンショック後最高**の18.4兆円を確保。

○　「**デジタル田園都市国家構想総合戦略**」の策定を踏まえ、デジタル田園都市国家構想交付金（５年度1,000億円＋４年度補正800億円）により、**自治体のデジタル実装の加速化**や、**デジタルの活用による観光・農林水産業の振興**等の**地方創生**に資する取組などを支援。

ＧＸ

○　**成長志向型カーボンプライシング構想**の**具体化**で得られる将来の財源を裏付けとした「**GX経済移行債**」の発行により、**民間のGX投資を支援**する仕組みを創設。

○　**2050年カーボンニュートラル目標達成**に向けた革新的な技術開発やクリーンエネルギー自動車の導入などの支援（エネルギー特別会計に0.5兆円を計上。４年度補正での先行実施分1.1兆円と合わせ**1.6兆円規模の支援**）を開始。

メリハリの効いた予算

○　骨太方針に基づき、**歳出改革の取組を継続。**
- 社会保障関係費　　＋4,100億円程度（高齢化による増（年金スライド分＋2,200億円程度を除く））
- 社会保障関係費以外　＋47,417億円（税外収入の防衛力強化対応（45,919億円）を除き＋1,500億円程度＊）
（防衛関係費の増額を達成しつつ、経済・物価動向等を踏まえて柔軟な対応を行うことを通じて、これまでの歳出改革の取組を実質的に継続）

＊H25～R3年度における消費者物価上昇率は平均＋0.38%程度、当初予算における社会保障関係費以外の歳出増は平均＋330億円程度。R5の消費者物価上昇率（政府経済見通し）は＋1.7%。

○　新規国債発行額を減額（令和4年度（当初）：36.9兆円 ⇒ 令和５年度：35.6兆円）

4

各歳出分野の特徴①

【社会保障】

○ **薬価改定の実施**により実勢価格の下落を反映して**国民負担を軽減（▲3,100億円、国費▲722億円）**。その際**イノベーションの推進や急激な原材料費の高騰**に配慮。こうした取組みにより、**社会保障関係費の実質的な伸びを、自然増（5,600億円程度※）に対し、高齢化による増加分（4,100億円程度※）におさめるという方針を達成。** ※年金スライド分を除く

○ **全世代型社会保障制度改革の中で**、負担能力に応じた負担の観点から**高齢者医療等の改革**とあわせて、**出産育児一時金について50万円に引き上げ**（＋８万円）。

○ **妊娠時から出産・子育てまで一貫した伴走型相談支援**と妊娠届出・出生届出を行った妊婦・子育て家庭に対する**経済的支援（計10万円相当）をあわせたパッケージ**の継続実施。

○ **生活保護基準**については、専門家による検証結果を反映することを基本としつつ、足もとの社会経済情勢を踏まえ、**特例的な加算**（月額1,000円/人）を行うとともに、それでもなお減額となる世帯は、**現行の基準額を保障。**

【防衛】

○ 防衛関係費※については、**新たに策定された国家安全保障戦略**等に基づき、これまでの水準を大きく上回る**6.8兆円（対前年度＋1.4兆円）**を確保。防衛力整備計画の初年度として、スタンド・オフ防衛能力や統合防空ミサイル防衛能力、施設整備などの重点分野を中心に防衛力を抜本的に強化。 ※防衛力強化資金への繰入れを除く

【外交】

○ ウクライナ侵略を含め国際情勢が激変する中、**Ｇ７広島サミット**や**日本ＡＳＥＡＮ友好協力５０周年**等を見据え、機動的で力強い新時代リアリズム外交を展開する必要。このため、異例の**円安・物価高**も踏まえ、ＯＤＡ（政府開発援助）や、在外職員の人件費等を含め日々の外交活動を支える経費（足腰予算）を重点的に手当 （**外務省予算**※：５年度7,560億円（対前年度＋485億円）、 **４年度補正と合わせ１兆233億円**（対前年度＋1,694億円））。 ※デジタル庁計上分を含む

【海保】

○ 海上保安能力強化の方針に基づき、**無操縦者航空機などの新技術の活用も含めた海上保安庁の体制や運用の強化**のため、予算・定員を大幅に拡充（2,431億円（**対前年度＋200億円**））。

【警察】

○ **Ｇ７広島サミットの円滑な開催**と国内外要人の身辺の安全の確保を図りつつ、テロや不法行為等の発生を未然に防止するための**警戒警備に万全を期す**とともに、**サイバー空間の安全確保を推進。**

【地方財政】

○ 地方団体に交付される**地方交付税交付金**は**18.4兆円（＋0.3兆円）**。国・地方の税収増加により、**臨時財政対策債**の発行の**縮減**（▲0.8兆円）と計画を上回る**交付税特会借入金の償還**（1.3兆円）を行いつつ、**一般財源総額**を適切に**確保。**

5

令和５年度社会保障関係費の全体像

○ 令和５年度の社会保障関係費は、前年度（36.3兆円）から＋6,200億円の36.9兆円。経済・物価動向等を踏まえつつ、社会保障関係費の実質的な伸びを高齢化による増加分におさめる方針を達成（年金スライド分を除く高齢化による増は＋4,100億円程度、年金スライド分の増は＋2,200億円程度）。

薬価改定	▲700億円程度
後期高齢者医療の患者負担割合見直し	▲400億円程度
雇用調整助成金等の特例見直し	▲300億円程度
保険者機能強化推進交付金（介護）	▲100億円程度
生活扶助基準の見直し	＋100億円程度　等

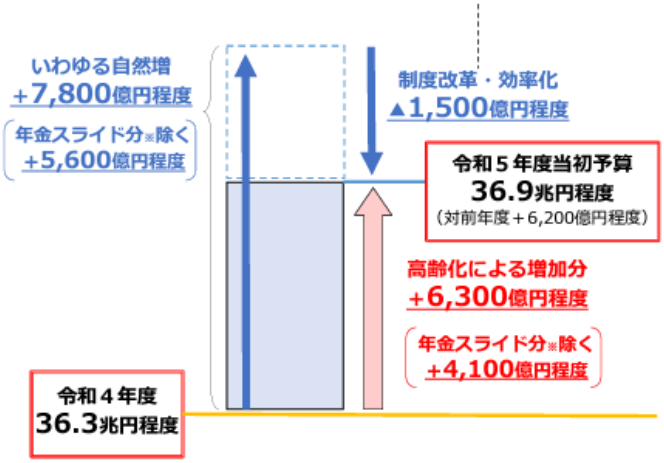

※　令和５年度の年金額改定率（現時点での物価上昇率の推計を基にした予算積算上の値）は、既裁定者＋1.9%、新規裁定者＋2.2%（＋2,200億円程度）。直近では令和２年度に0.2%のプラス改定を実施。

（令和５年度薬価改定）

○ 診療報酬改定がない年の薬価改定としては２度目にあたる。**前回と同様、国民負担軽減の観点から、平均乖離率（7.0%）の「0.625倍」**（乖離率4.375%）を超える品目を対象とする。

○ その際、臨時・特例的に以下の対応を行う。

・**急激な原材料費の高騰に対応**するため、**不採算品再算定について特例的に全品を対象に適用**

・**イノベーションに配慮する観点**から、**新薬創出等加算の加算額を増額**し従前の薬価と遜色ない水準とする

→ **3,100億円の国民負担の軽減**を実現。国費で▲722億円

<薬価改定のイメージ>

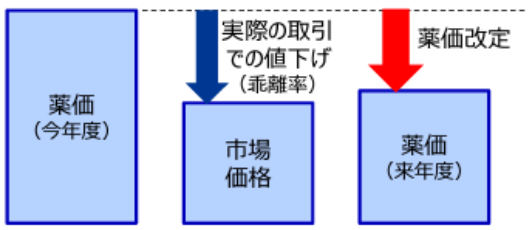

10

2. 規制改革

＜会　　議＞

規制改革推進会議　人への投資 ワーキンググループ

◇第 10 回（2023.3.31）

- 3 月 31 日に規制改革推進会議の第 10 回人への投資 ワーキンググループの会議が開催され、「里帰り出産を行う妊産婦への支援」について検討が行われた。
- 会議では、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供、保健師等を配置し、妊産婦等からの相談に応じ、母子保健サービスと子育て支援サービスを一体的に提供すること、必要な情報提供や関係機関との調整、支援プランの策定などを行うこと、伴走型の相談支援と経済的支援を一体的に実施することなど、「子育て世代包括支援センターによる包括的な支援体制の構築」が示され、妊産婦に関する情報連携や支援の仕組みについて説明がなされた。
- また、妊婦健診、乳幼児健診の結果等を、実施者が母子健康手帳に記入し、自治体が医療機関から提供された健康診査の結果等を、サーバーに登録する仕組みを、母子健康情報 のデジタル化の課題等を検証した上で、全国展開に向けた検討を行う「母子保健情報デジタル化実証事業」について説明が行われた。

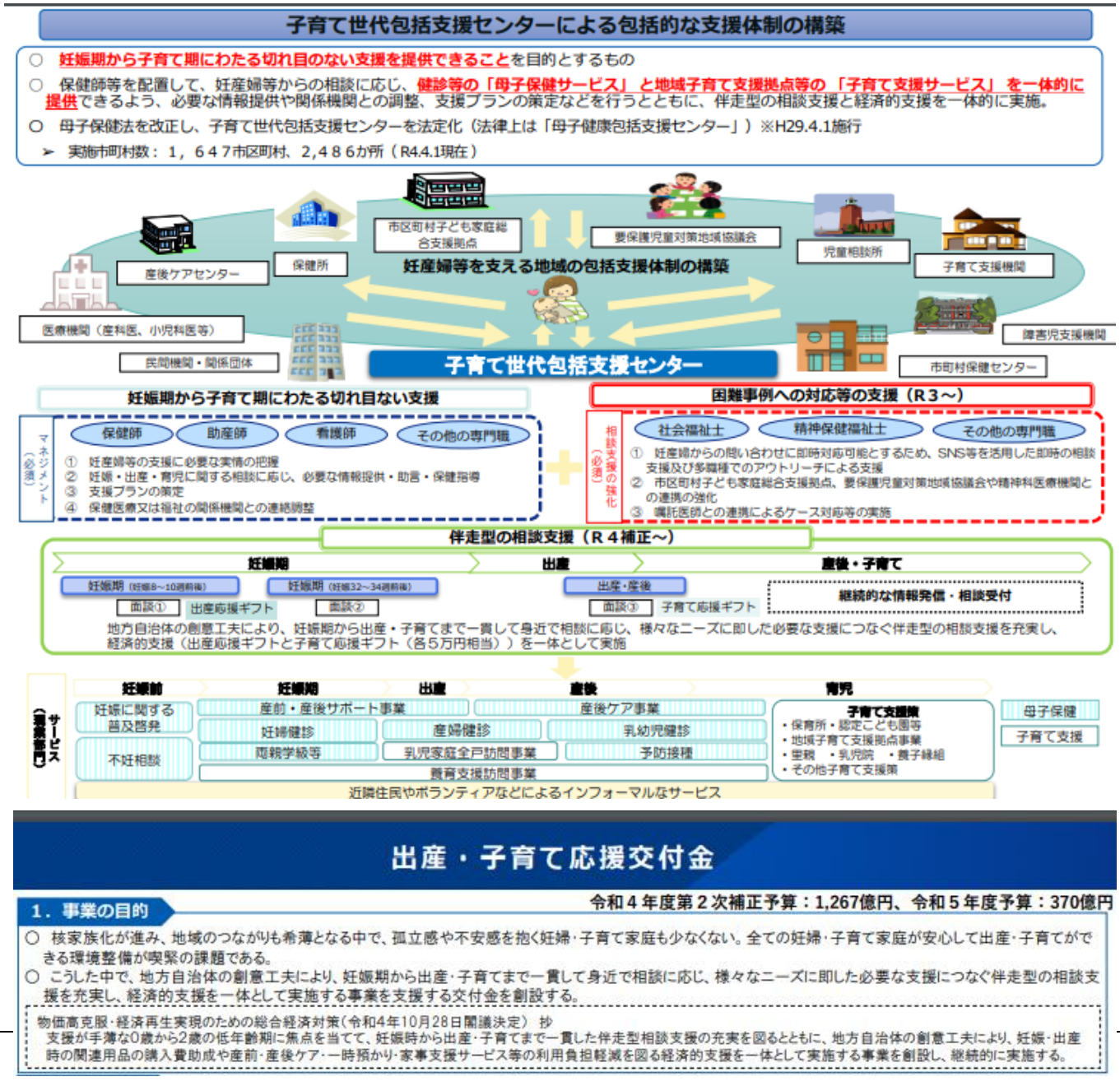

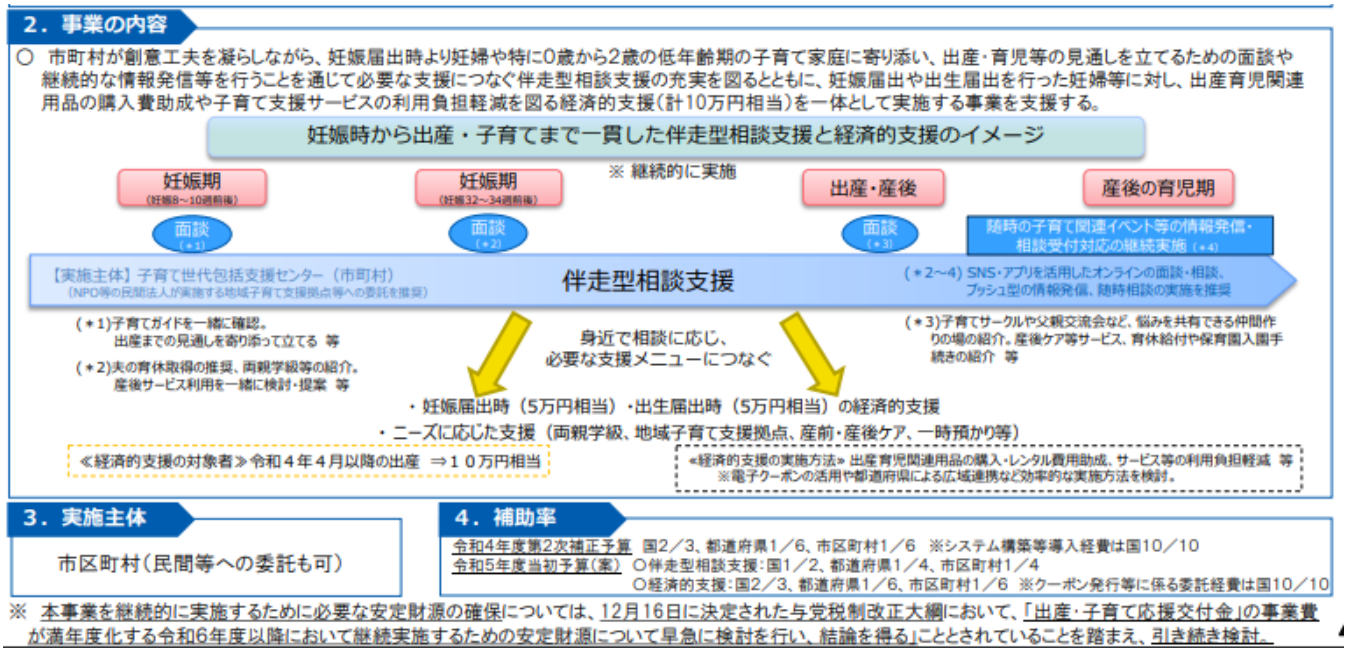

◇第 9 回（2023.3.15）

- ▶ 3 月 15 日に規制改革推進会議の第 9 回人への投資 ワーキンググループの会議が開催され、「保育人材の人手不足対策」等について検討が行われた。
- ▶ 会議では、（株）ポピンズが「保育士の週 4 日制について」説明を行い、週 4 日制だと現行の基準では「短時間勤務」とみなされ、常勤保育士の配置が不足とされてしまうことに対し、短時間勤務の定義を見直すよう提言を行った。これに対し、厚生労働省子ども家庭局保育課と内閣府子ども・子育て本部から常勤の保育士の確保が困難であることに対応するため、短時間保育士及び常勤保育士の取り扱いについて、「勤務形態の多様化に対応し、保育士確保を円滑に行う観点から、こどもを長時間にわたり保育できることが原則であるとの考え方は維持しつつ、週4日勤務にも対応できるよう、「短時間保育士」及び「常勤保育士」の定義の見直しや明確化について、必要な対応を検討」する方向性が示され、検討が行われた。

短時間保育士及び常勤保育士の取扱いについて

短時間保育士の特例措置について

- 配置基準（厚生労働省令）で規定される保育士定数は、こどもの健全な心身の発達を図るとともに、保護者との連携を十分に図るため、長時間にわたって保育できることを重視し、「常勤保育士」をもって確保することを原則としている。
- **令和３年３月の通知により、**潜在保育士の保育現場への再就職を促進する観点から、待機児童解消までの暫定的な特例措置として、令和２年度以降の各年４月１日時点のいずれかの待機児童数が１人以上であり、かつ、その要因が、管内の保育所等において空き定員があるにもかかわらず、常勤の保育士の確保が困難であることにより、当該保育所等の利用を希望する子どもを受け入れることができないためであることと判断している市町村（特別区含む）において、待機児童解消のために当該市町村がやむを得ないと認める場合に限り、当該保育所等の利用を希望する子どもを受け入れるのに**不足する常勤の保育士数の範囲内で「常勤保育士」１名に代えて「短時間保育士」２名をもって充てる取扱いを可能**とすることとしている（「短時間勤務の保育士の取扱いについて」（令和３年３月19日厚生労働省子ども家庭局長通知））。

※これ以前は、各組・各グループには１名以上（乳児を含む各組・各グループであって当該組・グループに係る配置基準上の保育士定数が２名以上の場合は２名以上）の「常勤保育士」を配置すること等を要件として、保育士定数の一部に「短時間保育士」を充てても差し支えないこととしていた。
※令和４年３月時点では、特例措置を活用している施設は４自治体（秋田県大館市、茨城県つくばみらい市、埼玉県草加市、兵庫県加古川市）、活用施設数は域内で１～４施設程度となっている（現在の活用状況について改めて調査を実施中）。

短時間保育士及び常勤保育士の定義について

- **「短時間保育士」**については、上記通知において**「１日６時間未満又は月20日未満勤務する保育士をいい、各施設・各事業所の就業規則で定めた勤務時間を下回る者のうち、１日６時間以上かつ月20日以上勤務する保育士を含む」と定義**している。
- **「常勤保育士」の具体的な定義は示してない。**
- こうした中、自治体によっては「短時間保育士」の定義を踏まえて、「常勤保育士」の定義を「１日６時間以上、月20日以上勤務する」者としている事例がある。

⇒ このような自治体では、週４日勤務を導入した場合、例えば１日10時間×週４日（月16日）という勤務形態の者は「常勤保育士」とならなくなってしまうとの指摘がある。

対応の方向性

- 勤務形態の多様化に対応し、保育士確保を円滑に行う観点から、こどもを長時間にわたり保育できることが原則であるとの考え方は維持しつつ、週４日勤務にも対応できるよう、**「短時間保育士」及び「常勤保育士」の定義の見直しや明確化について、必要な対応を検討**。

2

◇第 8 回（2023.3.2）

- ▶ 3 月 2 日に規制改革推進会議の第 8 回人への投資ワーキンググループが開催され、「年次有給休暇の取得義務の緩和」「在宅勤務手当の『割増賃金の基礎となる賃金』除外項目への追加」が検討された。
- ▶ 「年次有給休暇の取得義務の緩和」では、法律で「年間 10 日以上年休を付与された労働者に対して、時季を指定した上、5日以上の年休を取得させなければいけない」とされていることについて、育児休業や介護休業からの復帰者、休業からの復職者、突然休業する人や退職する人について、その休業、退職の時期により休暇を取得させることが困難となる事態が生じていることが示され、そうした場合には法違反とならないことを明確にすることについて協議が行われた。
- ▶ 「在宅勤務手当の『割り増し賃金の基礎となる賃金』除外項目への追加」については、労働基準法37条5項で、割増賃金の基礎としないものとして、家族手当、通勤手当、住宅手当、賞与などが限定列挙されている。このことが、コロナ禍で在宅勤務手当等が支払われるようになり、他の除外手当との整合性を欠く状況となったり、在宅勤務が可能な社員、可能でない社員の間で割増賃金の基礎となる賃金の差が発生し、公平性が保たれない状況となったりすることが指摘され、実費弁償以外の在宅勤務手当についても「割増賃金の基礎となる賃金」から除外することに関し協議がなされた。
- ▶ 会議では、日本経済団体連合会およびパナソニックオペレーションエクセレンス（株）より意見表明の後、意見交換が行われた。

規制改革要望について

（No.３）在宅勤務手当の「割増賃金の基礎となる賃金」除外項目への追加
（2022年９月13日一般社団法人日本経済団体連合会　2022年規制改革要望一人・地域・グリーンー）

- 新型コロナウイルス感染症の流行を契機に在宅勤務が普及する中、在宅勤務に必要な備品の購入費や通信費、光熱費等を手当として補助する会社が増加している。
- 労働基準法は、事業経営のために必要な実費を弁償するものは賃金に当たらないとしていることから、在宅勤務手当を「実費弁償」する場合は同法上の賃金に該当せず、割増賃金の基礎となる賃金から除外できると解釈されている。しかし、国税庁の「在宅勤務に係る費用負担等に関するＦＡＱ（源泉所得税関係）」に例示された方法で実費を計算する場合、企業は個々の従業員の在宅日数の他、通信費・電気代、自宅の床面積、在宅勤務で使用した部屋の床面積を把握する必要がある。とりわけ、在宅勤務を行うすべての従業員から個人ごとに毎月変動する通信費・電気代を収集することは実務上困難である。
- もとより在宅勤務手当は、家族手当や通勤手当等と同様に、労働とは直接関係のない個人的事情に基づいて支払われるものであり、在宅勤務により発生する光熱費は労働とは直接関係がない。このような同手当の性質を考えると、在宅勤務手当を「割増賃金の基礎となる賃金」に算入することは、他の手当てとの整合性を欠く。
- また、在宅勤務手当が「割増賃金の基礎となる賃金」に算入されることで、社員間に不公平が生じる可能性もある。例えば、社内に在宅勤務が可能な社員と可能でない社員がいる場合、そのほかの条件をすべて同一と仮定すると、在宅勤務が可能な社員の方が「割増賃金の基礎となる賃金」が高くなり、両者間の公平性が保たれない。
- そこで、実費弁償以外の在宅勤務手当についても「割増賃金の基礎となる賃金」から除外できるよう、行政解釈で明記すべきである。
- 例えば、家族手当や通勤手当と同様に日数に応じた支給ではなく、「１時間当たりの単価×在宅勤務時間」、「（光熱費の場合）１㎡当たりの単価×在宅勤務に使用した部屋の面積×在宅勤務時間（日数）」等の計算による支給が考えられる。単価の設定については、マイカーでの通勤において距離単価を会社が独自に設定している例を踏まえ、在宅勤務についても会社独自の単価設定が認められてしかるべきである。

（厚生労働省において下線を加筆）

（参考）「在宅勤務手当」について

○ 「在宅勤務手当」については、法令上の定めはない。
○ 現在企業において支給されている「在宅勤務手当」には、例えば、
- 毎月一定額を支給するもの、
- 在宅勤務１回につき一定額を支給するもの、
- 在宅勤務に伴う備品の費用として支払われるもの、レンタルオフィス等の使用料として支払われるもの等、

様々な事例がみられる（企業HP等より）。

（令和４年職種別民間給与実態調査（人事院）より）

在宅勤務を実施している			在宅勤務を実施していない
	在宅勤務関連手当を支給する	在宅勤務関連手当を支給しない	
53.0%	(28.2%)	(71.8%)	47.0%

（注）1　（　）内は在宅勤務を実施している事業所数を100とした割合。
2　本店事業所数ウエイトを用いて算出した割合。

3

御要望に対する考え方

基本的な考え方

○ 事業経営のために必要な実費の弁償は、労働基準法の「賃金」に該当せず、割増賃金の算定基礎に含める必要はない。

○ 同法の「賃金」に該当するものであって、割増賃金の算定基礎から除外できるものは、「家族手当」「通勤手当」「別居手当」「子女教育手当」「住宅手当」といった、**労働との関係が薄く個人的事情に基づいて支給されるもの**である必要がある（臨時に支払われた賃金等を除く）。

一方で、いわゆる「在宅勤務手当」については、前述のとおり様々な支給実態がみられるところ、例えば在宅勤務の実施状況にかかわらず毎月一定額を支給するといった手当は、「労働との関係が薄く個人的事情に基づいて支給されるもの」とはいえない。このため、「在宅勤務手当」であることをもって、これを一律に割増賃金の算定基礎から除外することは適当でない。

割増賃金の算定基礎から除外できる実費の明確化の検討

○ 上記を踏まえると、**「在宅勤務手当」として支給される手当であっても**、在宅勤務の実施に必要な経費等、事業経営のために**必要な実費を弁償するものとして支給されると整理できるものについては**、「賃金」に該当せず、**割増賃金の算定基礎から除外することは可能**である。

○ このため、在宅勤務やテレワークに関して支給される手当について、**どのようなものであれば割増賃金の算定基礎から除外することが可能な実費として整理できるかを検討し、明確化**することが考えられる。

○ そのような「実費」は、合理的・客観的に計算されたものである必要がある。このことを前提に、国税庁が示している在宅勤務に係る費用負担等に関する取扱いや、「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」等を参考に検討することが考えられる。

「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」令和３年３月25日付け基発0325第２号・雇均発0325第３号別添１（抜粋）

（２） テレワークに要する費用負担の取扱い

テレワークを行うことによって労働者に過度の負担が生じることは望ましくない。個々の企業ごとの業務内容、物品の貸与状況等により、費用負担の取扱いは様々であるため、労使のどちらがどのように負担するか、また、使用者が負担する場合における限度額、労働者が使用者に費用を請求する場合の請求方法等については、あらかじめ労使で十分に話し合い、企業ごとの状況に応じたルールを定め、就業規則等において規定しておくことが望ましい。･･･（略）･･･在宅勤務に伴い、労働者個人が契約した電話回線等を用いて業務を行わせる場合、通話料、インターネット利用料などの通信費が増加する場合や、労働者の自宅の電気料金等が増加する場合、実際の費用のうち業務に要した実費の金額を在宅勤務の実態（勤務時間等）を踏まえて合理的・客観的に計算し、支給することも考えられる。･･･（略）･･･

4

◇第７回（2023.2.6）

- ▶ ２月６日に規制改革推進会議の第７回人への投資ワーキンググループが開催され、「情報教育及び情報技術を活用した教育の推進」について検討された。
- ▶ 会議では、「デジタル活用を前提 とした個別最適な教育」「デジタル活用を前提 とした個別最適な教育」「外部人材の積極活用を通じた社会とつながる 質の高い学びの実現」の進捗状況が示され、検討された。また、オンラインを活用したスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールロイヤーによる相談体制の充実について示された。

ＳＣ・ＳＳＷ・ＳＬのオンライン活用について

【SC・SSWについて】

オンラインの活用状況

スクールカウンセラー(SC)
38自治体（R4．5月時点）
←6自治体（R2．5月時点）

スクールソーシャルワーカー(SSW)
27自治体（R4．5月時点）
←1自治体（R2．5月時点）

※67都道府県・政令市の実施状況等について把握

オンライン活用の効果（メリット）

・対面によるカウンセリングを希望しない児童生徒や対面でのカウンセリングが実施できない不登校児童生徒等、支援を受けられていない児童生徒に対し、オンラインの活用により支援に繋げることができる
・移動時間を削減できることで、関係機関職員やSC・SSWがケース会議に参加しやすい等、支援の効率化が図られる 等

活用上の課題

・表情や身なり等の細かな状況までは把握しづらい
・児童生徒の自傷行為等のリスクへの対応
・SC等と相談者との間で信頼関係が構築されていない段階での活用が難しい 等

（これまでの取組）

○ オンラインカウンセリングの留意点について周知

令和2年5月及び令和4年2月、児童生徒の心のケアや環境の改善に向け、スクールカウンセラー等によるオンラインカウンセリングを含む、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの役割等について、各都道府県教育委員会等に対して周知

○ オンラインカウンセリングの実施状況及び効果・課題について把握

各都道府県・政令市に対し、オンラインカウンセリングの実施状況や、実施した場合の効果や課題について把握

（今後の取組）

○ 令和5年度予算（案）において、各都道府県・政令市でのSC・SSWによるオンラインを活用した広域的な支援体制整備のための予算を計上
○ 各都道府県・政令市等におけるSC・SSWによるオンラインを効果的・効率的に活用した好事例を収集し、事例集の作成・周知

オンラインを効果的・効率的に活用した支援の一層の促進

【SLについて】

オンラインの活用状況	オンライン活用の効果（メリット）
都道府県：約43% 指定都市：約33% ※令和3年度	・複数人が同席できるため、学校・教育委員会同時に話を聞くことが可能　・移動を伴わないため、日程調整が容易 ・教育委員会や弁護士事務所から地理的に遠い学校等が活用することが可能　等

（これまでの取組）
○オンラインの活用状況を含めた法務相談体制の整備状況等について調査を実施
○積極的な取組を促す観点から、オンラインの活用を含め、法務相談に対する物理的・心理的障壁を下げる工夫について各教育委員会に対して周知を実施

（今後の取組）
○オンラインの活用状況について引き続きフォローアップを行うとともに、教育委員会等を対象とする説明会等で、オンラインの活用を含めた法務相談の構築を要請

オンラインの活用を含めたスクールロイヤーの活用の一層の促進　4

スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーによる教育相談体制の充実

令和5年度予算額　（案　）　82億円
（前年度予算額　）　77億円
文部科学省

◆ 義務教育段階の不登校児童生徒数は、平成24年度から8年連続で全体の人数・児童生徒千人当たりの人数ともに増加しており、様々な課題を抱える児童生徒への早期支援、不登校状態にある児童生徒への手厚い支援に向けた相談体制の充実が必要。

◆ また、社会問題化している昨今の児童虐待相談対応件数の急増等を踏まえ、学校における児童虐待の未然防止・早期発見や、児童虐待発生時の迅速・的確な対応に向けた相談体制の充実も喫緊の課題。

◆ さらに、「経済財政運営と改革の基本方針2022」等を踏まえ、重大ないじめ・自殺や不登校、ヤングケアラーの早期対応等に向けた相談体制の充実も課題。

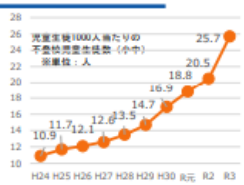

	スクールカウンセラー等活用事業	スクールソーシャルワーカー活用事業
	令和５年度予算額（案）：5,889百万円(前年度予算額： 5,581百万円)	令和５年度予算額（案）：2,313百万円(前年度予算額： 2,132百万円)
補助制度	✓ 補助割合：国１/３、都道府県・政令指定都市２/３ ✓ 実施主体：都道府県・政令指定都市 ✓ 補助対象経費：報酬・期末手当、交通費等	✓ 補助割合：国１/３、都道府県・政令指定都市・中核市２/３ ✓ 実施主体：都道府県・政令指定都市・中核市 ✓ 補助対象経費：報酬・期末手当、交通費等
求められる能力・資格	✓ 児童生徒の心理に関して専門的な知識・経験を有する者 ⇒児童の心理に関する支援に従事（学教法施行規則） ✓ 公認心理師、臨床心理士等	✓ 福祉に関して専門的な知識・経験を有する者 ⇒児童の福祉に関する支援に従事（学教法施行規則） ✓ 社会福祉士、精神保健福祉士等
基盤となる配置	✓ 全公立小中学校に対する配置（27,500校） ✓ 配置時間：週１回概ね４時間程度	✓ 全中学校区に対する配置（10,000中学校区） ✓ 配置時間：週１回３時間
重点配置等	基礎配置に加え、配置時間を週１回４時間加算 ⇒重点配置の活用により、週１回８時間（終日）以上の配置も可能	基礎配置に加え、配置時間を週１回３時間加算 ⇒重点配置の活用により、週２回や週３回の配置も可能
いじめ不登校	➢ いじめ・不登校対策のための重点配置：2,900校（←2,000校） ※不登校特例校や夜間中学への配置を含む ➢ 教育支援センターの機能強化　：250箇所	➢ いじめ・不登校対策のための重点配置：3,000校（←2,000校） ※不登校特例校・夜間中学への配置を含む ➢ 教育支援センターの機能強化　：250箇所
虐待貧困	➢ 虐待対策のための重点配置　：2,000校（←1,500校） ➢ 貧困対策のための重点配置　：2,300校（←1,900校）	➢ 虐待対策のための重点配置　：2,500校（←2,000校） ➢ 貧困対策のための重点配置　：3,500校（←2,900校） ※ヤングケアラー支援のための配置を含む
質の向上	➢ スーパーバイザーの配置　：90人 上記のほか、自殺予防教育実施の支援を含む	➢ スーパーバイザーの配置　：90人
オンライン活用拠点	➢ オンラインカウンセリング活用のための配置：67箇所（新規）	➢ オンラインを活用した支援のための配置：67箇所（新規）

◇第６回（2023.1.27）

- 1 月 27 日に、規制改革推進会議の第 6 回人への投資ワーキンググループが開催され、「多様な正社員（限定正社員）の活用促進」について検討された。
- 「多様な正社員（限定正社員）」は、有期雇用を繰り返し更新して5年を超えた時に労働者の申請により無期雇用に転換できるなかで「勤務時間」や「勤務地」「職種」を限定など、働き方を限定した正社員制度のこと。無期転換後の重要な受け皿の一つとして、「多様な正社員（限定正社員）」が、労働政策審議会労働条件分科会でも検討され、報告書では、ワークライフバランスの実現や人材の確保に資する働き方として提示された。会議では、労使双方にとって望ましい形で活用していくことが必要であるとして、普及やキャリア形成等についても検討が行われた。

労働契約関係の明確化・無期転換ルールに関する主な見直し内容について

労働契約関係の明確化について

令和４年12月27日第187回労働政策審議会労働条件分科会報告書のポイント

○ **労働契約関係の明確化**

- 労働基準法に基づく労働条件明示事項に就業場所・業務の変更の範囲を追加
- 労働契約の内容の変更のタイミングで、労働契約締結時に書面で明示することとされている事項については、変更の内容をできる限り書面等により明示するよう周知
- 多様な正社員等の労働契約関係の明確化に関 する 裁判例等を幅広く整理して明らかにし、周知
- 就業規則を備え付けている場所等を労働者に示す必要があることを明確化　等

規制改革推進会議　医療･介護･感染症対策ワーキング

◇第 8 回（2023.3.30）

▶ 3 月 30 日に規制改革推進会議第 8 回医療･介護･感染症対策ワーキングが開催され、「医療関係職の偏在等を踏まえたタスクシェアの在り方」「各種レセプト関連業務のDXによる受診円滑化等」「規制改革ホットライン処理方針」について協議が行われた。

◇第 7 回（2023.3.6）

▶ 3 月 6 日に規制改革推進会議第 7 回医療･介護･感染症対策ワーキングが開催され、「科学的介護の推進とアウトカム評価の拡充」等について協議が行われた。

▶ 科学的介護とは、介護分野において科学的手法に基づく分析を進め、エビデンスを蓄積し活用していくことであるが、現状科学的に効果が裏付けられた介護が十分に実践されているとは言えないことをふまえ、介護関連の情報の収集･分析、現場へのフィードバックを通じて、科学的裏付けに基づく介護の普

及・実践を図ることとしている。

- ▶ 今回は社会福祉法人における介護ロボットの実用事例や民間企業における介護過程のデジタル化、厚生労働省における科学的介護情報システム(LIFE)についてそれぞれ説明および課題の報告が行われた後、協議が行われた。

規制改革推進会議(書面決議)

◇2023.2.24

- ▶ 2 月 24 日に「規制改革実施計画のフォローアップについて」を議題とする規制改革推進会議が書面決議で実施された。
- ▶ フォローアップ要領で報告対象として事項は、①令和4年6月7日に閣議決定された規制改革実施計画に掲げるすべての事項、②令和3年6月 18 日の閣議決定以前の規制改革実施計画の項目のうち、令和3年度末時点で措置済とされていない事項のほか、措置済とされたもののうち「継続フォロー」とされた事項、令和4年5月 27 日の規制改革推進に関する答申の 4 つの項目となっている。
- ▶ 令和 5 年 4 月 3 日を所管省庁からの回答期限とし、精査を経て、5 月以降に結果が取りまとめられ、規制改革推進会議に報告・公表される。

3. 地方創生・地方分権等

＜法改正等＞

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案（第 13 次地方分権一括法案）を閣議決定

- 政府は、3 月 3 日、地方からの提案があった政策の見直しに係る複数の法律を一度に改正する「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案（第 13 次地方分権一括法案）」を閣議決定した。
- 指定都市等が新たに認定こども園を認可または認定する際にこれまで実施してきた都道府県との事前協議を廃止し、市長から知事への事前通知に見直すこと等が盛り込まれている。

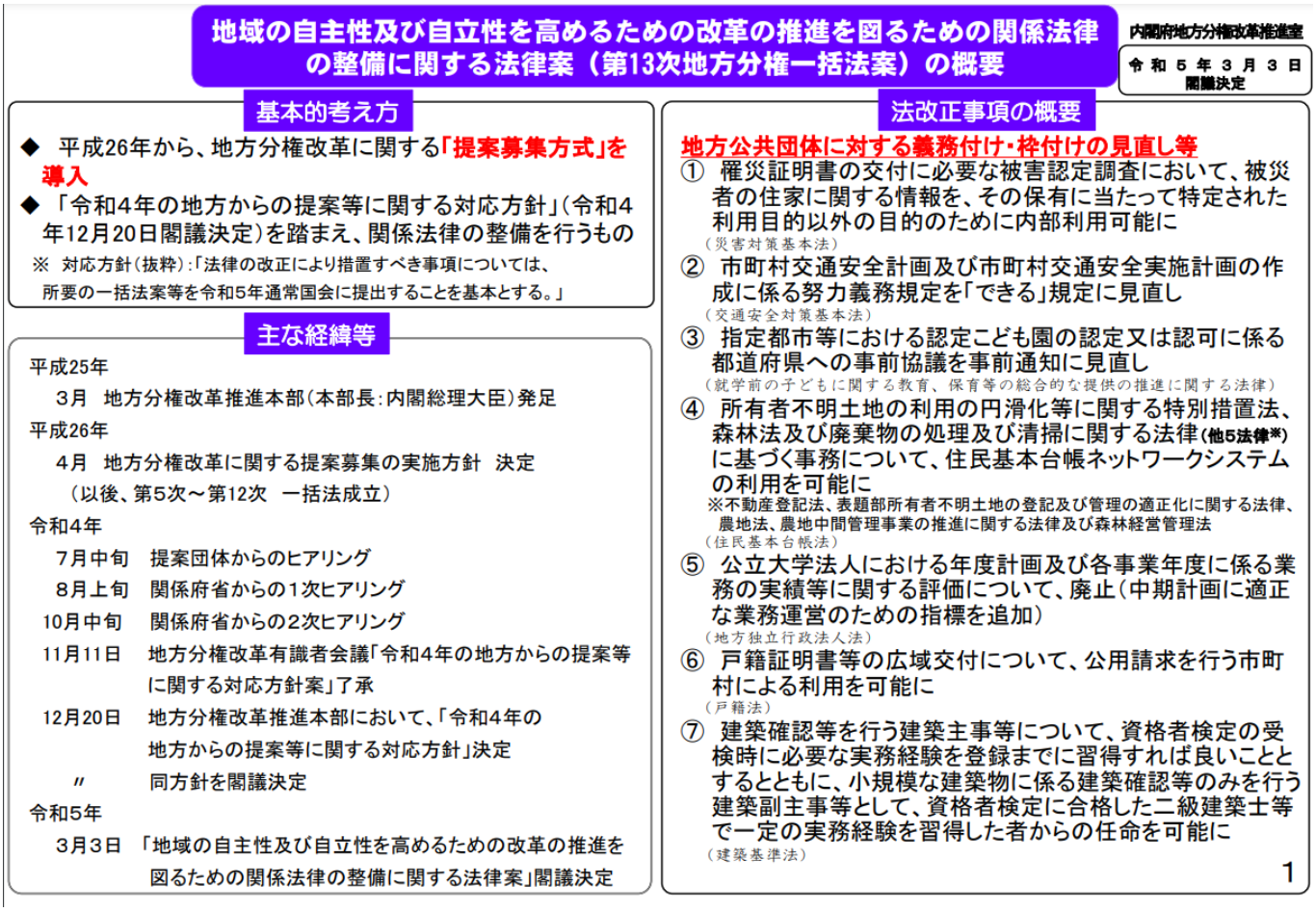

＜会　　議＞

地方分権改革有識者会議 提案募集検討専門部会 合同会議

◇第 52 回・第 147 回（2023.2.20）

- 2 月 20 日に「第 52 回地方分権改革有識者会議 第 147 回提案募集検討専門部会合同会議」が開催され、(1)効率的・効果的な計画行政に向けて、(2)令和 5 年の提案募集方式の実施について、が検討された。
- 「効率的・効果的な計画行政に向けて」では、「ナビゲーション・ガイド（案）」について説明され承認された。ナビゲーション・ガイドは、各府省が制度を検討・見直すときなどに利用するツールとして、昨年 12 月以降、4 回の審議と地方公共団体との間で意見交換が行われてきたもので、地方公共団体においても、計画体系の最適化の取組などにおいて活用が期待されている。
- 「令和5年の提案募集方式の実施について」では、重点募集テーマを「連携・協働」と「人材（担い手）

確保」の 2 点とすることが説明され、承認された。

- 「連携・協働」は、地方公共団体における団体内部の各部局間、国 や他の地方公共団体との間、事業者や NPO 等との連携・協働を図ることで、住民サー ビスの向上に資する見直しを期待するとされた。また、「人材（担い手）確保」は、人口減少社会で、人材（担い手）の確保が大きな課題となるなか、地域住民の生活にとって重要な業務を担う人材 を確保するための制度を整備し、住民サービスの質を維持・向上する見直しを求める提案を期待するとされた。昨年の重点募集テーマである「デジタル」や「計画策定等」も、引き続き受け付けることとされた。

4. 社会福祉法人等

＜通知・公表＞

社会福祉連携推進法人の設立状況（2023.4.3）

- 厚生労働省は、令和 5 年 4 月 3 日時点の社会福祉連携推進法人の設立状況を公表した。
- 「社会福祉連携推進法人」制度は、社会福祉法人等が社員となり、福祉サービス事業者間の連携･協働を図るための取組等を行うものとして令和 4 年 4 月 1 日より開始した。
- 令和 5 年 4 月 3 日現在、認定があった社会福祉法人は 13 法人。

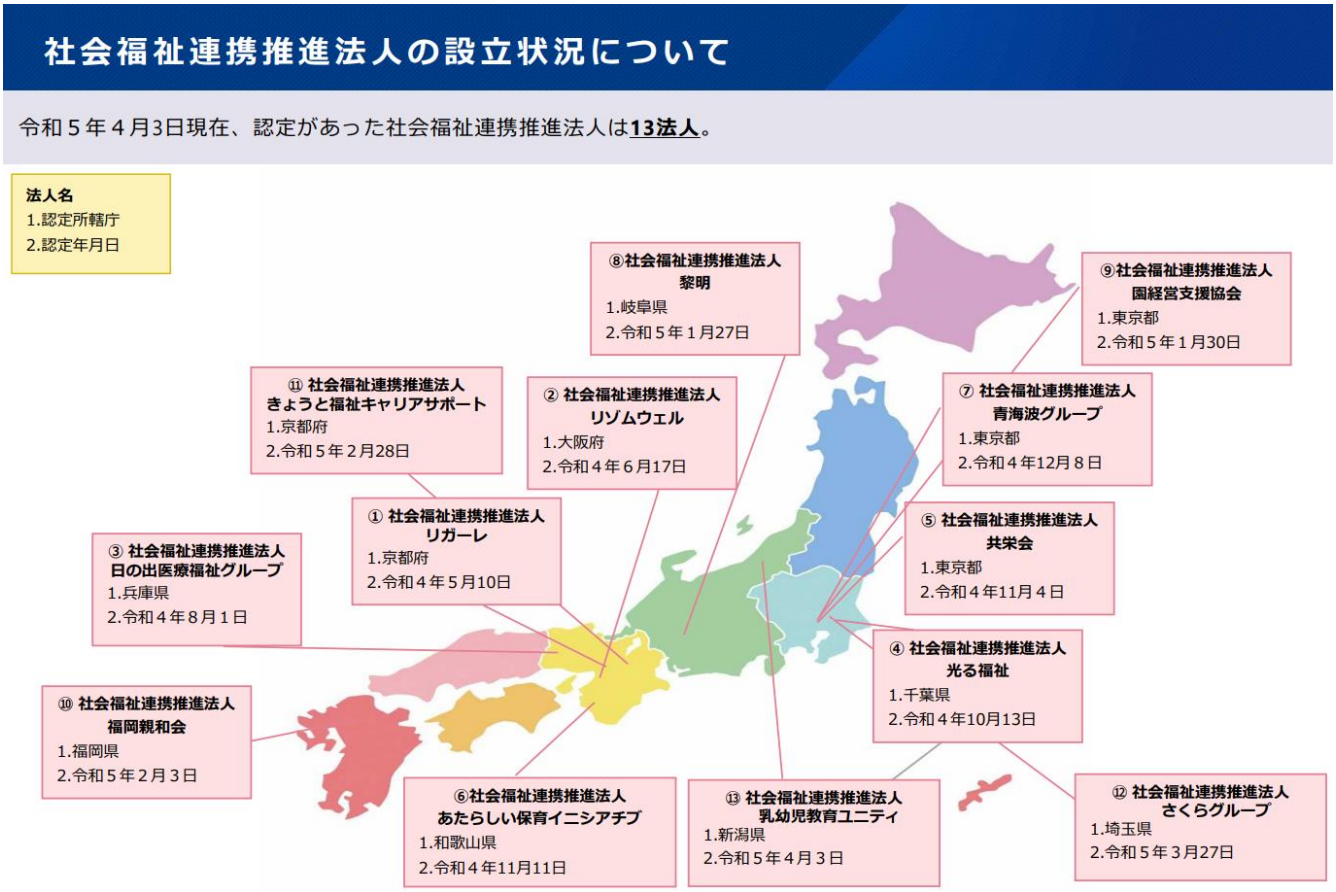

令和 4 年度社会福祉充実計画の状況（2023.3.27）

- 3 月 27 日、厚生労働省は令和 4 年度社会福祉充実計画の状況を公表した。
- 令和 4 年度社会福祉充実計画を有する法人は、1,941 法人（ 9.2%）で、社会福祉充実財産の総額は 4,106 億円であった。また、社会福祉充実計画を有する 1,941 法人のうち、「地域における公益的な取組」を実施している法人は、1,423 法人（73.3%）であった。

令和４年度における社会福祉充実計画の状況について

「社会福祉充実財産」（社会福祉法人の財産から事業継続に必要な財産を控除した財産）が生じた法人は、**「社会福祉充実計画」**を策定し、使途を見える化した上で計画的に社会福祉事業等に再投下することとしている。

✓ 令和４年度に社会福祉充実計画を策定した693法人のうち、**地域公益事業を実施する法人**は**21法人（３%）**、**処遇改善事業を実施する法人**は**179法人（25.8%）**であり、
（参考：令和3年度における状況　社会福祉充実計画を策定した387法人のうち、地域公益事業を実施　6法人（1.5%）　処遇改善事業を実施　85法人（22%））

✓ **社会福祉充実計画上または社会福祉充実財産を使わない方法により地域公益事業（地域における公益的な取組※1）や処遇改善を積極的に実施している法人**は**494法人（71.3%）**であった。

＜参考＞令和４年度における当該計画の全体の状況は以下のとおり。（令和４年10月１日時点福祉基盤課調べ※2）

- **社会福祉充実計画を有する法人**は、**1,941法人**（社会福祉法人総数※3の**9.2%**）で、**社会福祉充実財産の総額**は**4,106億円**
（参考：令和3年度における状況　社会福祉充実計画を有する法人　1,918法人（9.1%）　社会福祉充実財産の総額　4,126億円）
- 社会福祉充実計画を有する1,941法人のうち、**「地域における公益的な取組」を実施している法人**は**1,423法人（73.3%）**
（参考：令和3年度における状況　社会福祉充実計画を有する1,918法人のうち、「地域における公益的な取組」を実施している法人　1,339法人（69.8%））

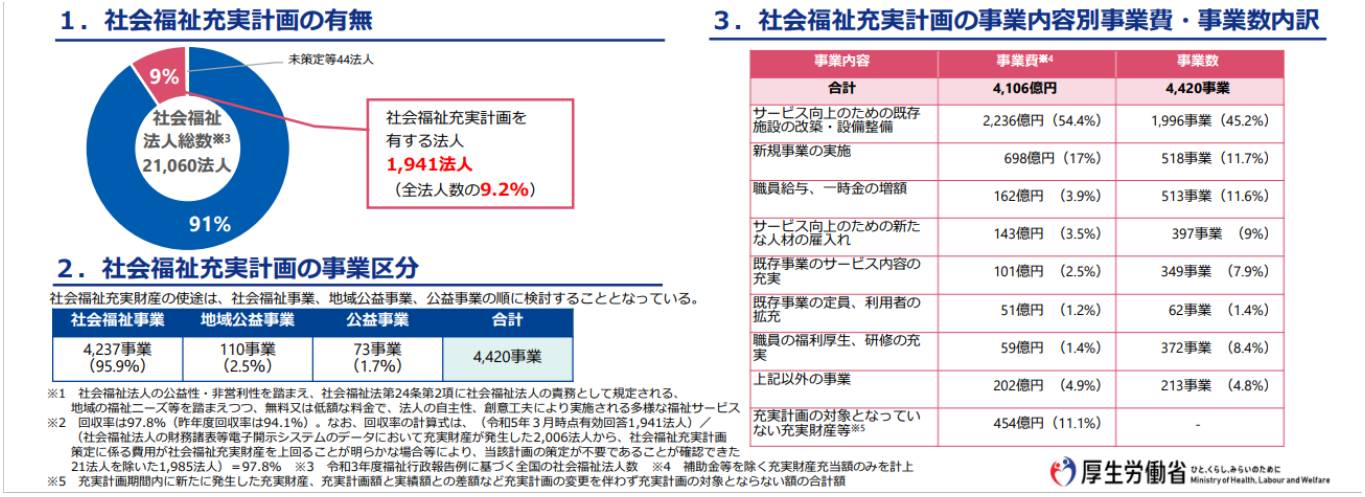

2022 年度　社会福祉法人の現況報告書等の集約結果公表（2023.3.27）

- 3 月 27 日、福祉医療機構は 2022 年度社会福祉法人の現況報告書等の集約結果を公表した。
- 社会福祉法人の、所轄庁から登録のあった法人種別法人数については、一般法人（88.4%）が最も高く、次いで、社会福祉協議会（8.9%）、その他（1.6%）、社会福祉事業団（0.9%）、共同募金会（0.2%）と続いている。
- 「サービス活動収益」の規模別の法人の割合では、1 億～2 億円未満（25.6%）が最も多く、次いで、2 億～3 億円未満（13.7%）、 1 億円未満（13.6%）と続いている。10 億円以上は 12.3%であった。また、サービス活動収益の平均は約 6 億円であった。
- 社会福祉法人の経営状態について、サービス活動増減差額率（サービス活動収益に対するサービス活動増減差額の割合）は全国平均が+2.6%であった。また、中央値は 1.56%であった。

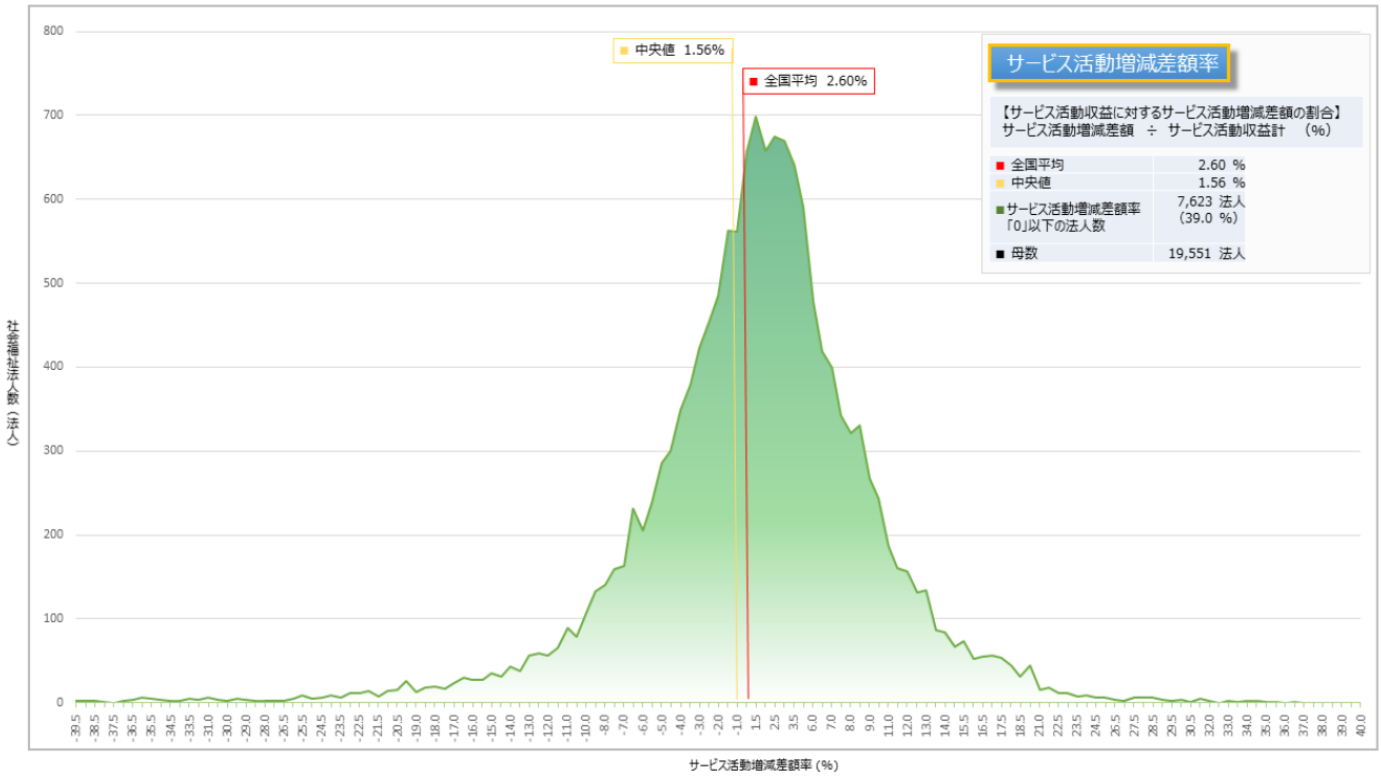

5. 高齢者

＜会　　議＞

社会保障審議会介護給付費分科会

◇第 215 回（2023.3.16）

- 3 月 16 日、厚生労働省は第 215 回社会保障審議会介護給付費分科会を開催した。
- 今回は、令和3年度介護報酬改定の効果検証及び調査研究に係る調査（令和4年度調査）の結果、令和4年度介護保険福祉用具・住宅改修評価検討会の結果について報告・協議が行われた。
- 令和3年度介護報酬改定の効果検証及び調査研究に係る調査（令和4年度調査）の結果では、令和 5 年 2 月 27 日に開催された第 26 回社会保障審議会介護給付費分科会介護報酬改定検証・研究委員会にて報告された内容が報告された。
- 令和4年度介護保険福祉用具・住宅改修評価検討会の結果では、令和4年度第1回介護保険福祉用具・住宅改修評価検討会（令和 5 年 3 月 7 日開催）において評価検討が行われた 7 件（開発企業等から提案のあった福祉用具 6 件および令和 2 年度第 4 回、令和 3 年度第 2 回検討会において、「評価検討の継続」とされ追加のエビデンスデータ等が整理された1件）について評価結果の報告が行われた。評価結果では、介護保険の福祉用具の対象として、「評価検討の継続」が3件、「否」が4件とされた。

◇第 214 回（2023.2.20）

- 2 月 20 日、厚生労働省は第 214 回社会保障審議会介護給付費分科会を開催した。
- 今回は、「標準様式例及び「電子申請・届出システム」の使用の基本原則化に係る諮問」「令和4年度介護事業経営概況調査の結果」「令和 5 年度介護事業経営概況調査の実施」について協議が行われ、「介護保険制度における福祉用具貸与・販売種目のあり方検討会におけるこれまでの議論の整理」」について報告が行われた。
- 標準様式例及び「電子申請・届出システム」の使用の基本原則化に係る諮問」では、令和4年 11 月7日の「社会保障審議会介護保険部会介護分野の文書に係る負担軽減に関する専門委員会取りまとめ」をふまえ、介護給付費算定に係る体制等についての届出を厚生労働省老健局長が定める様式により行うものとすること及びやむを得ない事情がある場合を除き、厚生労働省の「電子申請・届出システム」により行うものとする改正を行うことについて意見交換が行われた。本改正は令和 6 年 4 月 1 日より適用予定。
- 「令和 5 年度介護事業経営概況調査の実施」では、調査の基本方針として新たに「物価高騰対策に関する項目」「介護職員処遇改善支援補助金に関する項目」を追加することが案として示され、協議が行われた。

社会保障審議会介護給付費分科会介護報酬改定検証・研究委員会

◇第 26 回（2023.2.27）

- 2 月 27 日、厚生労働省は第 26 回社会保障審議会介護給付費分科会介護報酬改定検証・研究委員会を開催した。
- 今回は、令和3年度介護報酬改定の効果検証及び調査研究に係る調査（令和 4 年度調査）の結果について報告が行われた。
- 調査は、令和 4 年 2 月の社会保障審議会介護給付費分科会において決定された「都市部、離島や中山間地域などにおける報酬改定の措置の検証」等下記 5 項目について行われた。

  ○都市部、離島や中山間地域などにおける令和3年度介護報酬改定等による措置の検証、地域の実情に応じた必要な方策、サービス提供のあり方の検討に関する調査研究事業

〇介護保険施設のリスクマネジメントに関する調査研究事業
〇介護保険施設における医療及び介護サービスの提供実態等に関する調査研究事業
〇LIFE を活用した取組状況の把握および訪問系サービス・居宅介護支援事業所における LIFE の活用可能性の検証に関する調査研究事業
〇介護現場でのテクノロジー活用に関する調査研究事業

社会保障審議会介護保険部会

◇第 106 回(2023.2.27)

- 2 月 27 日、厚生労働省は第 106 回社会保障審議会介護保険部会を開催した。
- 今回は、介護保険事業(支援)計画基本指針等についての協議のほか、介護保険被保険者証について、令和 5 年度介護給付金の算定についての報告および総合事業の充実に向けた検討会(仮称)の設置について報告が行われた。
- 介護保険事業(支援)計画基本指針については、令和 6 年 4 月より始まる第 9 期介護保険事業計画(期間:3 年間)に向けて、当部会において基本指針の見直しについて協議が行われることとなっており、基本指針(大臣告示)のポイント(案)が下記のとおり示された。

第9期介護保険事業（支援）計画の基本指針（大臣告示）のポイント（案）

基本的考え方

○ 次期計画期間中には、団塊の世代が全員７５歳以上となる２０２５年を迎えることになる。
○ また、高齢者人口がピークを迎える２０４０年を見通すと、８５歳以上人口が急増し、医療・介護双方のニーズを有する高齢者など様々なニーズのある要介護高齢者が増加する一方、生産年齢人口が急減することが見込まれている。
○ さらに、都市部と地方で高齢化の進みが大きく異なるなど、これまで以上に中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を踏まえて介護サービス基盤を整備するとともに、地域の実情に応じて地域包括ケアシステムの深化・推進や介護人材の確保、介護現場の生産性の向上を図るための具体的な施策や目標を優先順位を検討した上で、介護保険事業（支援）計画に定めることが重要となる。

見直しのポイント（案）

１．介護サービス基盤の計画的な整備

① 地域の実情に応じたサービス基盤の整備
- 中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉えて、施設・サービス種別の変更など既存施設・事業所のあり方も含め検討し、地域の実情に応じて介護サービス基盤を計画的に確保していく必要
- 医療・介護双方のニーズを有する高齢者の増加を踏まえ、医療・介護を効率的かつ効果的に提供する体制の確保、医療・介護の連携強化が重要
- 中長期的なサービス需要の見込みをサービス提供事業者を含め、地域の関係者と共有し、サービス基盤の整備の在り方を議論することが重要

② 在宅サービスの充実
- 居宅要介護者の様々な介護ニーズに柔軟に対応できるよう、複合的な在宅サービスの整備を推進することの重要性
- 居宅要介護者の在宅生活を支えるための定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護など地域密着型サービスの更なる普及

２．地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組

① 地域共生社会の実現
- 地域包括ケアシステムは地域共生社会の実現に向けた中核的な基盤となり得るものであり、地域住民を地域づくりや日常生活の自立に向けた支援を担う主体として観念することが重要
- 地域包括支援センターの業務負担軽減と質の確保、体制整備を図るとともに、重層的支援体制整備事業において属性や世代を問わない包括的な相談支援等を担うことも期待
- 認知症に関する正しい知識の普及啓発により、認知症への社会の理解を深めることが重要
- 多様な主体による介護予防や日常生活支援のサービスを総合的に実施できるよう、総合事業の充実化を推進

② 介護事業所間、医療・介護間での連携を円滑に進めるための医療・介護情報基盤の整備

③ 保険者機能の強化
- 給付適正化事業の取組の重点化・内容の充実・見える化

３．地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上

- 都道府県主導の下で生産性向上に資する様々な支援・施策を総合的に推進。介護の経営の協働化・大規模化により、人材や資源を有効に活用。
- 介護サービス事業者の財務状況等の見える化を推進

6

- 介護保険被保険者証については、 被保険者証の電子化について必要な情報を情報基盤から取得することで資格確認等を可能とし必要なサービスを受けられるようにする方向について協議が行われた。
- 総合事業の充実に向けた検討会(仮称)については、介護予防・日常生活支援総合事業を充実していくための制度的・実務的な論点を包括的に整理した上で、工程表に沿って、具体的な方策を講じるため、検討会を設けて検討を行うことが報告された。第9期介護保険事業計画期間を通じた集中的な取組を促進するため、検討会で議論を行い、令和5年度早期に中間整理を行う予定とされており、結果は介護保険部会にご報告される。

＜通知・公表＞

2021 年度(令和 3 年度)特別養護老人ホームの経営状況(2023.3.24)

- 3 月 24 日、福祉医療機構は 2021 年度(令和 3 年度)特別養護老人ホームの経営状況を公表した。
- 前年度令和 2 年度との比較では、利用者 1 人 1 日当たりサービス活動収益は上昇したが、従事者 1 人当たり人件費の増加と利用者 10 人当たり従事者数の増加により人件費率が上昇した。
- また、サービス活動増減差額比率は従来型で 1.2 ポイント低下、ユニット型で 0.5 ポイント低下し、赤字施設の割合はともに拡大した。
- 定員規模別の比較では、小規模施設ほどサービス活動増減差額比率が低い結果となった。
- 赤字施設は利用率・利用者単価が低いことで定員 1 人当たりサービス活動収益が低かった。

▼ 特別養護老人ホームの赤字施設割合とサービス活動収益対サービス活動増減差額比率の推移

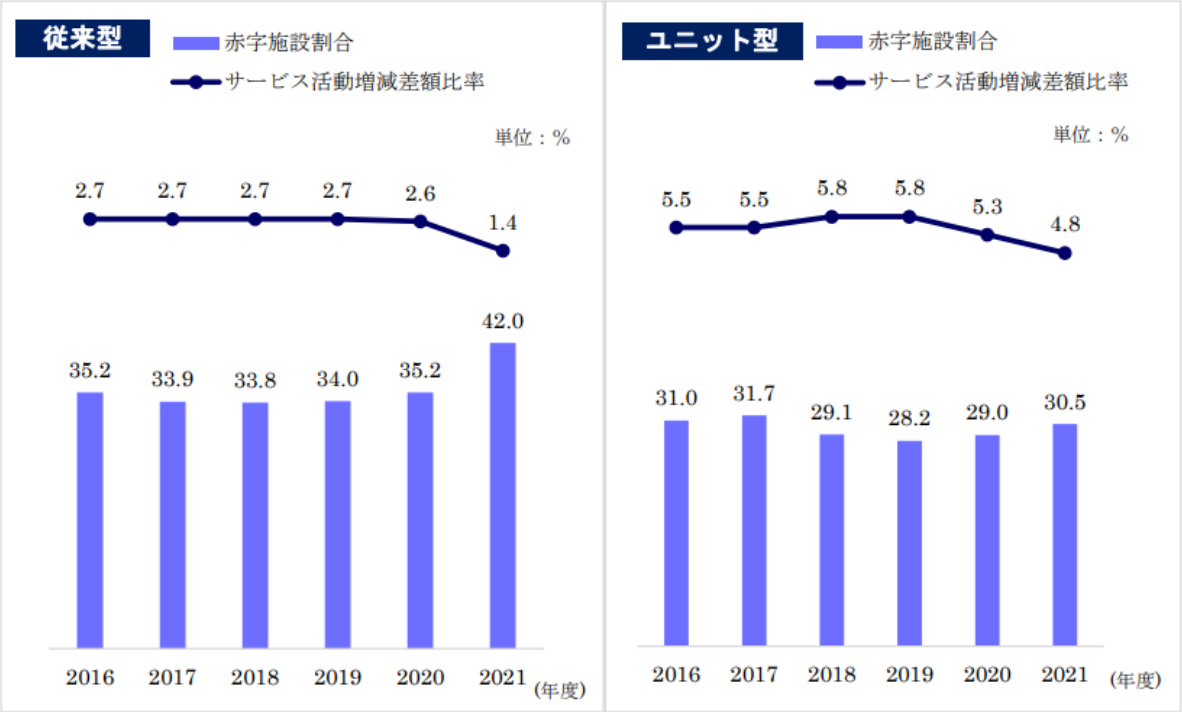

2021 年度(令和 3 年度)訪問介護の経営状況(2023.3.16)

- 3 月 16 日、福祉医療機構は 2021 年度(令和 3 年度)訪問介護の経営状況を公表した。
- 令和 3 年度の経営状況については、処遇改善が進み、従事者 1 人当たり人件費が上昇した。一方、約 4 割の事業所が依然赤字と厳しい経営状況であった。
- 令和元年度からの経年比較では、令和元年度から 2 年度にかけては、経費率がやや上昇したものの、サービス提供回数に占める「身体介護」の割合の高まりを背景に、収入単価が上昇し、増収増益であった。
- 一方、令和 2 年度から 3 年度にかけては、介護報酬改定で基本報酬が引き上げられたが、サービス提供回数に占める「身体介護」の割合の縮小により、収入単価がやや低下し、減収減益となった。
- 令和 3 年度の開設主体ごとの黒字・赤字事業所別、設置形態別の経営状況についてでは、形態や規模の違いはあるものの、赤字事業所は提供回数が少なく、身体介護の割合が小さい状況であった。また、社会福祉法人は単独事業所、営利法人は併設事業所のほうが経営状況は良好であった。

▼訪問介護の赤字事業所割合および従事者 1 人当たり人件費の推移

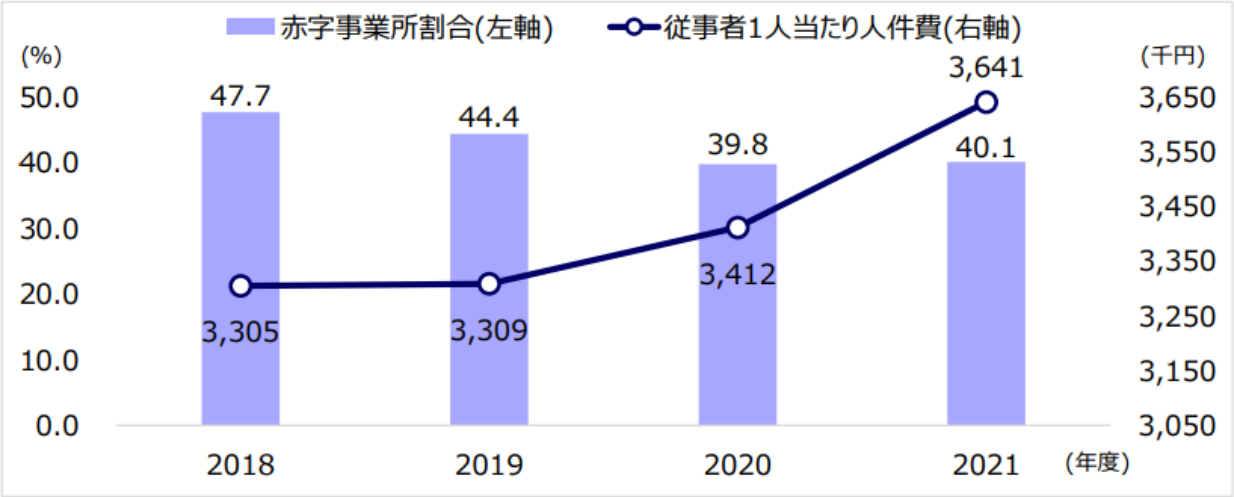

6. 障害者

＜法改正等＞

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令」を閣議決定（2023.3.17）

- 3 月 17 日、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令」が閣議決定された。
- 本改正法により、これまで努力義務とされてきた民間事業者の合理的配慮の提供が義務化される。
- 施行日は令和 6 年 4 月 1 日とされた。

「障害者基本計画（第 5 次計画）」を閣議決定（2023.3.14）

- 3 月 14 日、「障害者基本計画（第 5 次計画）」が閣議決定された。
- この基本計画は、基本法第 11 条第1項の規定に基づき、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定されるもの。また、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法第 9 条第 1 項の規定に基づき、障害者基本計画の策定や変更に当たっては同法の規定の趣旨をふまえることとされている。
- 「障害者基本計画（第 5 次計画）」は、令和5（2023）年度からの5年間を対象期間とし、「Ⅰ障害者基本計画（第5次）について」、「Ⅱ基本的な考え方」、「Ⅲ各分野における障害者施策の基本的な方向」に 3 部により構成されている。
- 「Ⅱ 基本的な考え方」では、本基本計画全体の基本理念及び基本原則を示すとともに、各分野に共通する横断的視点や、施策の円滑な推進に向けた考え方を示している。
- 「Ⅲ各分野における障害者施策の基本的な方向」では、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を「1. 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止」、「2. 安全・安心な生活環境の整備」、「3. 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実」、「4. 防災、防犯等の推進」、「5. 行政等における配慮の充実」、「6. 保健・医療の推進」、「7. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進」、「8. 教育の振興」、「9. 雇用・就業、経済的自立の支援」、「10. 文化芸術活動・スポーツ等の振興」に整理し、それぞれの分野について、本基本計画の対象期間に政府が講ずる施策の基本的な方向を示している。

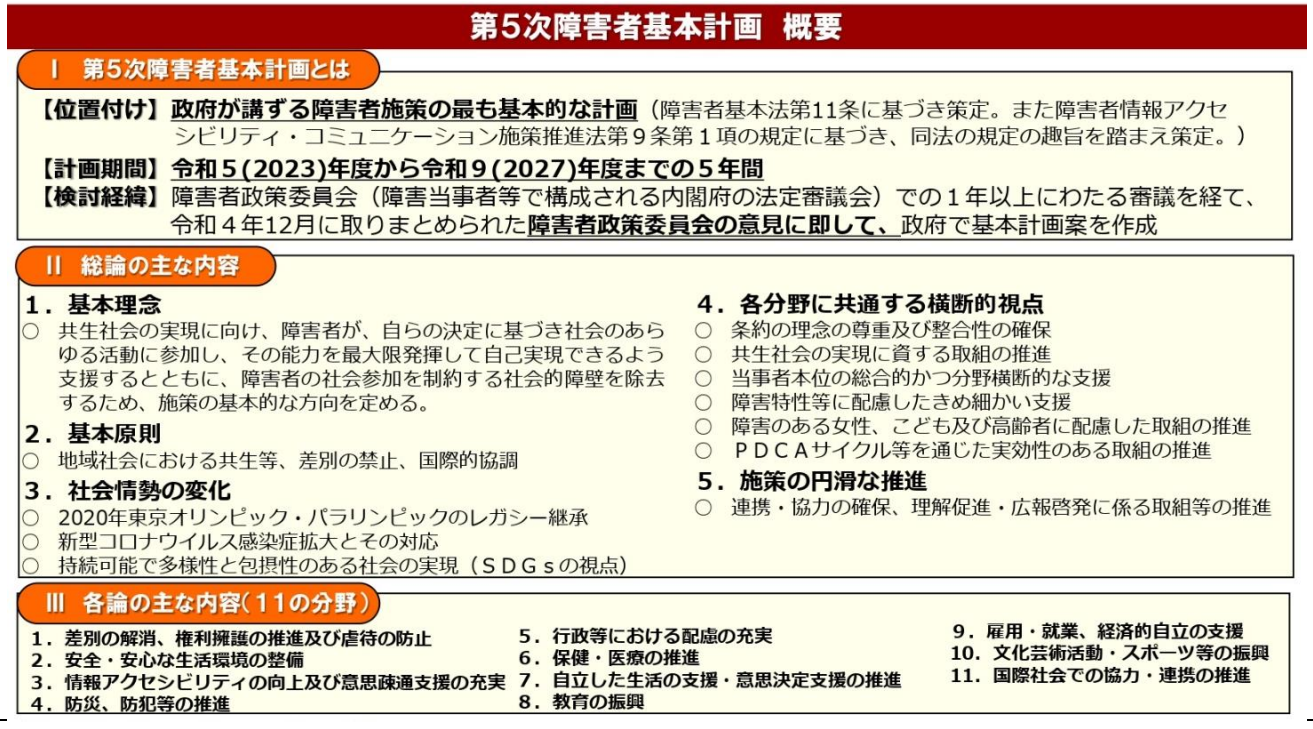

第5次障害者基本計画　概要

Ⅰ　第5次障害者基本計画とは

【位置付け】 **政府が講ずる障害者施策の最も基本的な計画**（障害者基本法第11条に基づき策定。また障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法第９条第１項の規定に基づき、同法の規定の趣旨を踏まえ策定。）

【計画期間】 **令和５(2023)年度から令和９(2027)年度までの５年間**

【検討経緯】 障害者政策委員会（障害当事者等で構成される内閣府の法定審議会）での１年以上にわたる審議を経て、令和４年12月に取りまとめられた**障害者政策委員会の意見に即して、**政府で基本計画案を作成

Ⅱ　総論の主な内容

1．基本理念
○ 共生社会の実現に向け、障害者が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援するとともに、障害者の社会参加を制約する社会的障壁を除去するため、施策の基本的な方向を定める。

2．基本原則
○ 地域社会における共生等、差別の禁止、国際的協調

3．社会情勢の変化
○ 2020年東京オリンピック・パラリンピックのレガシー継承
○ 新型コロナウイルス感染症拡大とその対応
○ 持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現（ＳＤＧｓの視点）

4．各分野に共通する横断的視点
○ 条約の理念の尊重及び整合性の確保
○ 共生社会の実現に資する取組の推進
○ 当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援
○ 障害特性等に配慮したきめ細かい支援
○ 障害のある女性、こども及び高齢者に配慮した取組の推進
○ ＰＤＣＡサイクル等を通じた実効性のある取組の推進

5．施策の円滑な推進
○ 連携・協力の確保、理解促進・広報啓発に係る取組等の推進

Ⅲ　各論の主な内容（１１の分野）

1．差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止
2．安全・安心な生活環境の整備
3．情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実
4．防災、防犯等の推進
5．行政等における配慮の充実
6．保健・医療の推進
7．自立した生活の支援・意思決定支援の推進
8．教育の振興
9．雇用・就業、経済的自立の支援
10．文化芸術活動・スポーツ等の振興
11．国際社会での協力・連携の推進

Ⅳ おわりに（～今後に向けて～）

・本基本計画は、障害者を必要な支援を受けながら自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体として捉えた上で、施策を総合的・計画的に推進することで、条約が目指す社会の実現につなげる。加えて、障害者への偏見や差別の払拭、「障害の社会モデル」等障害者の人権の確保の上で基本となる考え方等への理解促進に取り組み、多様性と包摂性のある社会の実現を目指すことが重要であり、政府において各分野の施策を実施する。
・令和４年９月に、障害者権利委員会の見解及び勧告を含めた総括所見が採択・公表され多岐にわたる事項に関し見解等が示されたことを受け、各府省において、本基本計画に盛り込まれていない事項も含め、勧告等を踏まえた適切な検討や対応が求められる。
・世界に誇れる共生社会の実現を目指して、政府全体で不断に取組を進めていく。

第5次障害者基本計画　概要

Ⅴ 各論の主な内容

1. 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

○社会のあらゆる場面における障害者差別の解消
・家族に対する相談支援や障害福祉サービス事業所等における虐待防止委員会の設置等、虐待の早期発見や防止に向けた取組
・障害福祉サービスの提供に当たり、利用者の意思に反した異性介助が行われることがないよう、取組を推進
・改正障害者差別解消法の円滑な施行に向けた取組等の推進

2. 安全・安心な生活環境の整備

○移動しやすい環境の整備、まちづくりの総合的な推進
・公共交通機関や多数の者が利用する建築物のバリアフリー化
・接遇ガイドライン等の普及・啓発等の「心のバリアフリー」の推進
・歩道が設置されていない道路や踏切道の在り方について検討、信号機等の整備
・国立公園等の主要な利用施設のバリアフリー化や情報提供等の推進

3. 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実

○障害者に配慮した情報通信・放送・出版の普及、意思疎通支援の人材育成やサービスの利用促進
・情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法に基づく施策の充実
・公共インフラとしての電話リレーサービス提供の充実
・手話通訳者や点訳者等の育成、確保、派遣

4. 防災、防犯等の推進

○災害発生時における障害特性に配慮した支援
・福祉避難所、車いす利用者も使える仮設住宅の確保
・福祉・防災の関係者が連携した個別避難計画等の策定、実効性の確保
・障害特性に配慮した事故や災害時の情報伝達体制の整備

5. 行政等における配慮の充実

○司法手続や選挙における合理的配慮の提供等
・司法手続(民事・刑事）における意思疎通手段の確保
・障害特性に応じた選挙等に関する情報提供の充実、投票機会の確保
・国家資格試験の実施等に当たり障害特性に応じた合理的配慮の提供

6. 保健・医療の推進

○精神障害者の早期退院と地域移行、社会的入院の解消
・切れ目のない退院後の精神障害者への支援
・精神科病院に入院中の患者の権利擁護等のため、病院を訪問して行う相談支援の仕組みの構築
・精神科病院における非自発的入院のあり方及び身体拘束等に関する課題の整理を進め、必要な見直しについて検討

7. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進

○意思決定支援の推進、相談支援体制の構築、地域移行支援・在宅サービス等の充実
・ヤングケアラーを含む家族支援、サービス提供体制の確保
・障害のあることもに対する支援の充実

8. 教育の振興

○インクルーシブ教育システムの推進・教育環境の整備
・自校通級、巡回通級の充実をはじめとする通級による指導の一層の普及
・教職員の障害に対する理解や特別支援教育に係る専門性を深める取組の推進
・病気療養児へのICTを活用した学習機会の確保の促進

9. 雇用・就業、経済的自立の支援

○総合的な就労支援
・地域の関係機関が連携した雇用前・後の一貫した支援、就業・生活両面の一体的支援
・雇用・就業施策と福祉施策の組合せの下、年金や諸手当の支給、税制優遇措置、各種支援制度の運用
・農業分野での障害者の就労支援（農福連携）の推進

10. 文化芸術活動・スポーツ等の振興

○障害者の芸術文化活動への参加、スポーツに親しめる環境の整備
・障害者の地域における文化芸術活動の環境づくり
・日本国際博覧会（大阪・関西万博）の施設整備、文化芸術の発信などの環境づくり
・障害の有無に関わらずスポーツを行うことのできる環境づくり

11. 国際社会での協力・連携の推進

○文化芸術・スポーツを含む障害者の国際交流の推進
・障害者分野における国際協力への積極的な取組
・障害者の文化芸術など日本の多様な魅力を発信

第5次障害者基本計画　主な成果目標

＜差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止＞

指標	現状値（直近値）	目標値
障害者差別解消法の地域協議会の組織率	55.9%（一般市町村）（2021年4月）	80%以上（同左）（2027年度）

＜安全・安心な生活環境の整備＞

指標	現状値（直近値）	目標値
一定の旅客施設のバリアフリー化率(注1)	94.5%（段差解消）（2020年度）	原則100%（同左）（2025年度）
ノンステップバスの導入率(注2)	63.8%（2020年度）	約80%（2025年度）
福祉タクシーの導入台数	41,464台（2020年度）	約90,000台（2025年度）
音響信号機及びエスコートゾーンの設置率(注3)	50.8%（2021年度）	原則100%（2025年度）

(注1)鉄軌道駅及びバスターミナルについては、平均利用者数が3,000人/日以上の施設及び2,000人/日以上3,000人/日未満で重点整備地区内の生活関連施設に位置付けられた施設、旅客船ターミナル及び航空旅客ターミナルについては、平均利用者数が2,000人/日以上の施設を対象。なお、鉄軌道駅の現状値については、平成30年３月に改正された公共交通移動等円滑化基準の改正前の基準をもって適合率を算定
(注2)公共交通移動等円滑化基準の適用除外の認定を受けた車両は母数から除外
(注3)視覚障害者の移動上の安全性を確保することが特に必要と認められる部分が対象

＜情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実＞

指標	現状値（直近値）	目標値
ＩＣＴサポートセンターを設置している都道府県数	３１都道府県（2022年度）	全都道府県（2024年度）
電話リレーサービスの普及状況（利用登録者数）	1万1,275人（2022年末）	前年度比増（2027年度）

＜保健・医療の推進＞

指標	現状値（直近値）	目標値
精神病床での1年以上の長期入院患者数	約17.1万人（2020年度）	13.8万人（2026年度）
都道府県の難病診療連携拠点病院の設置率	93%（2021年度）	100%（2027年度）

＜教育の振興＞

指標	現状値（直近値）	目標値
個別の指導計画等の作成を必要とする児童等のうち、実際に個別の指導計画等が作成されている児童等の割合	90.9%（指導計画）84.8%（教育支援計画）（2018年度）	おおむね100%（2027年度）
公立小中学校等施設におけるスロープ等による段差解消の割合	78.5%（門から建物まで）57.3%（昇降口・玄関等から教室等まで）（2020年度）	全ての学校に整備（2025年度）

＜雇用・就業・経済的自立の支援＞

指標	現状値（直近値）	目標値
障害者の雇用率達成企業の割合	47%（2021年6月）	56%（2027年度）
障害者就労施設等の物品等優先購入実績	199億円（2020年度）	前年度比増（2027年度）

＜文化芸術活動・スポーツ等の振興＞

指標	現状値（直近値）	目標値
障害者の週１回以上のスポーツ実施率	３１％（成人）４１.８％（若年層※7～19歳）（2021年度）	４０％程度（成人）５０％程度（若年層）（2026年度）

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」を閣議決定（2023.3.14）

▶ 3 月 14 日、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」が閣議決定された。
▶ この基本方針は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)第 6 条第 1

項の規定に基づき策定され、障害を理由とする差別の解消に向けた、政府の施策の総合的かつ一体的な実施に関する基本的な考え方を示すもの。

- 今回の基本方針の改定では、社会的障壁を解消するための手段(車椅子、補助犬その他の支援機器等の利用や介助者の付添い等)の利用等を理由として行われる不当な差別的取扱いも障害を理由とする不当な差別的取扱いに該当することが明確化された。

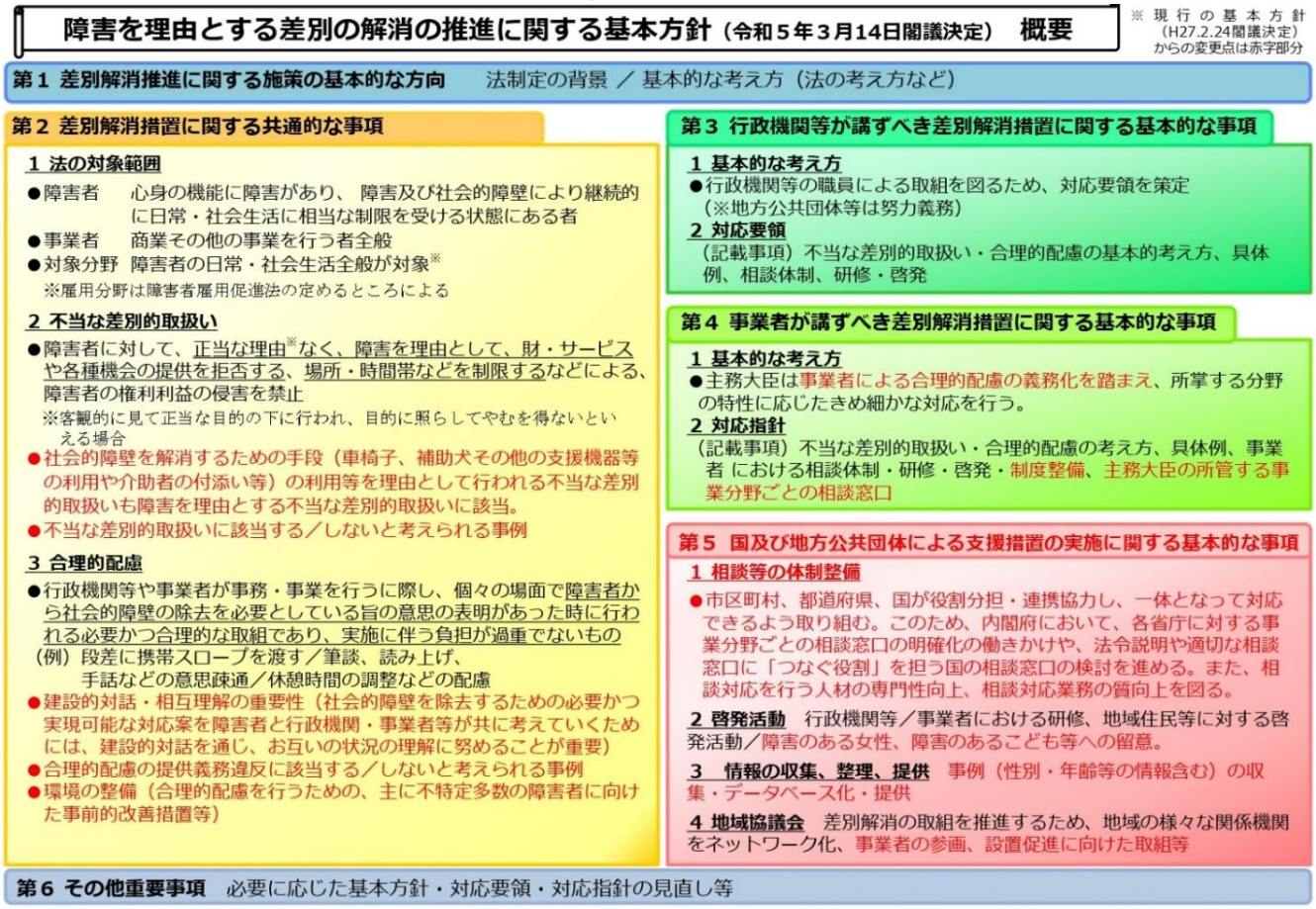

＜会　　議＞

強度行動障害を有する者の地域支援体制に関する検討会 報告書とりまとめ（2023.4.7）

- 4 月 7 日、厚生労働省は「強度行動障害を有する者の地域支援体制に関する検討会 報告書」をとりまとめた。
- 本報告書は、強度行動障害を有する者やその家族が地域で安心して暮らしていけるよう、支援体制について検討するために設けられた「強度行動障害を有する者の地域支援体制に関する検討会」での議論をとりまとめたもの。
- 本検討会は、令和 4 年 10 月 4 日から令和 5 年 3 月 25 日までに計 8 回開催された。
- 報告書では、強度行動障害を有する者と支援の現状を整理するとともに、「支援人材のさらなる専門性の向上」、「支援ニーズの把握と相談支援やサービス等に係る調整機能の在り方」、「日常的な支援体制の整備と支援や受入の拡充方策」、「状態が悪化した者に対する「集中的支援」の在り方」、「こども期からの予防的支援・教育との連携」、「医療との連携体制の構築」について整理している。

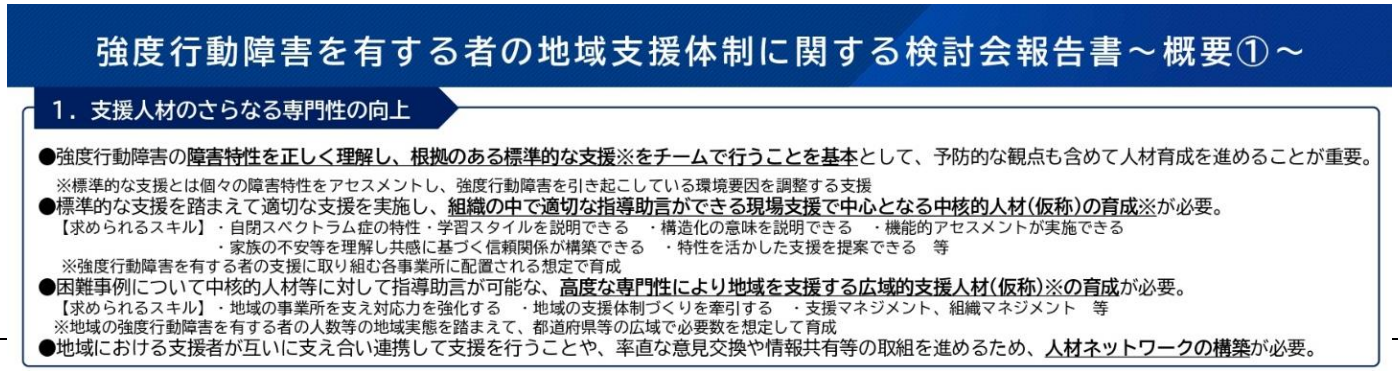

2．支援ニーズの把握と相談支援やサービス等に係る調整機能の在り方

●市町村は、本人とその家族の**支援ニーズを適切に把握して支援につないでいく**こと、（自立支援）協議会の場を活用しながら**地域の支援体制の整備を進めていく**ことが重要。その際、**支援につながっていない本人、家族を把握、フォローしていく**ことが重要。
●相談支援事業所、基幹相談支援センター、発達障害者支援センター等の**相談支援機関が、それぞれの役割や強みを活かしながら、相談支援やサービス等に係る調整を行っていく**ことが重要。
・相談支援事業所…支援のコーディネート・マネジメント
・基幹相談支援センター…地域の相談支援事業所への後方支援（対応が難しい事案の対応）
・発達障害者支援センター…基幹相談支援センターや相談支援事業所に対して個別事案への対応も含めて助言等により支援

3．日常的な支援体制の整備と支援や受入の拡充方策

●**通所系サービス（主に生活介護）、短期入所、訪問系サービスが地域で安定的に提供されるよう体制の整備を進めていく**ことが重要。
※強度行動障害の状態によって、通所系サービスに通えない状況となった場合、必要な期間において、行動援護や重度訪問介護、重度障害者等包括支援による個別支援の活用が有効。
●強度行動障害を有する者の**居住の場として、グループホームにおける受入れの体制整備を進めていく**ことが必要。
【利点】・少人数の生活であり生活環境や支援内容を個別化しやすい　・一人一人の特性に合わせやすい　・通所系サービスや行動援護を利用して個別の外出ができる　等
【課題】・少ないスタッフで支援するため、行動障害の状態が悪化した場合に応援体制が取りにくい　・心理面も含めたスタッフの負担が大きい　等
●**障害者支援施設では、地域移行に向けた取組を進めつつ、標準的な支援や建物・設備環境を含めた支援力を一層向上する**ことが必要。
【期待】地域の支援体制の中で、行動障害の状態が悪化した者を集中的に支援する必要がある場合の受入れや、緊急の短期入所　等
【課題】それぞれの障害特性に見合った環境を提供することが難しい場合がある　等
●本人、家族が地域で安心して生活できるよう、**市町村は地域生活支援拠点等の整備と緊急時対応や地域移行等の機能の充実に取り組む**※ことが重要。
※日頃からの支援ニーズの把握が必要。また、入所施設や居住系事業所だけでなく、支援に慣れた職員がいる通所系事業所等の活用も進めていく必要。
●障害支援区分認定調査における行動関連項目の評価が適切に行われるよう、**認定調査員の強度行動障害に関する理解の促進を図る**ことが重要。
●行動関連項目の合計点が非常に高い者等、支援が困難な状態像の者がサービスの受入れにつながっていない状況も踏まえ、**受入拡大や支援の充実の観点から、より高い段階を設定して、報酬面に反映していく**ことが必要。

強度行動障害を有する者の地域支援体制に関する検討会報告書～概要②～

4．状態が悪化した者に対する「集中的支援」の在り方

●強度行動障害を有する者が状態の悪化により在宅やグループホームにおいて生活が難しくなった場合には、**障害特性や行動の要因分析等の適切なアセスメントを行い有効な支援方法を整理した上で環境調整を集中的に実施し、状態の安定を図る「集中的支援」の取組**※を進めることが必要。
※市町村が主体となり、（自立支援）協議会等を活用して地域全体で本人や家族、事業所を支え、状態の安定につなげていくことが重要
集中的支援の実施にあたっては、本人、家族に対し十分に説明を行い、同意を得ることや、一定の期間を設定し地域で支えていく体制が重要
●集中的支援の具体的な方策としては、以下のようなものが考えられる。
①**広域的支援人材が事業所等を集中的に訪問等してコンサルテーションを実施**※、**適切なアセスメントと有効な支援方法の整理を共に行い環境調整**を進めていく方策
※広域的支援人材の派遣に対してインセンティブ等を設定し、人材を派遣することに積極的に協力してもらうための工夫が必要
②グループホームや施設入所、短期入所を活用して、**一時的に環境を変えた上で、適切なアセスメントを行い、有効な支援方法を整理した上で元の住まいや新たな住まいに移行する**※方策
※在宅の場合や、グループホーム等に入居したまま対応することが困難な場合等を想定。集中的支援後の移行先の確保が課題であり、送り出した事業所が集中的支援後の受入体制整備のための広域的支援人材によるコンサルテーションを受けることを条件として設定する等、地域の中で受入先を確保する仕組みを構築しておくことが必要
●集中的支援については、支援ニーズや専門性のある人材の実情を踏まえれば、**各都道府県・指定都市や圏域単位といった広域で実施体制を整備**※していくことを基本とすることが考えられる。この場合であっても、各市町村における地域の支援体制と連動させて、全ての地域を漏れなく支援できるよう、体制を構築することが必要。
※一旦状態が改善しても、周囲の環境の変化の中で再度状態が悪化することもある。地域の中で市町村が中心となって継続的にフォローする体制を整備することが必要

5．こども期からの予防的支援・教育との連携

●幼児期からの個々のこどもの特性と家族の状況に応じた適切な関わりが、将来の強度行動障害の状態の予防につながると考えられる。**幼児期からこどもの強度行動障害のリスクを把握し、家族を含めてライフステージを通して地域生活を支えていく体制づくり**が必要。
●幼児期・学童期・思春期の支援にあたっては、**福祉と教育が知的障害と発達障害の特性に応じて一貫した支援を連携**して行い、障害特性のアセスメントや環境の調整に取り組むなど、**行動上の課題を誘発させない支援を提供していく**ことが必要。
●在宅の強度行動障害を有する児を支援するため、**専門性を有する人材が、**家庭や事業所、学校 、医療機関等を訪問して調整を行ったり、複数の事業者の定期的な連携会議に参加して情報共有する等、**ライフステージや関係機関の支援を隙間のないような形でつないでいく取組**を進めることも重要。

6．医療との連携体制の構築

●強度行動障害の状態の背景にある疾患や障害を医療により完全に治すことは難しく、**医療の充実と併せて、福祉や教育と連携した支援を進める**ことが必要。
●精神科病院への入院については、移行先を見据えた介入を行い、**入院中から福祉との連携を行う**ことが重要。また、入院の長期化を防止する観点からも、**精神科医療における標準的支援の実践**を進めていくことが重要。
●**強度行動障害を有する者が身体疾患の治療を受けられる体制づくり**を進めていくことが必要であり、**治療に係る負担も踏まえた報酬上の評価について検討**を進めることが必要。また、**日頃から福祉と医療の相互の連携を強化していく**ことが重要。

強度行動障害を有する者の地域支援体制に関する検討会報告書～概要③～

強度行動障害を有する者の地域支援体制（イメージ）

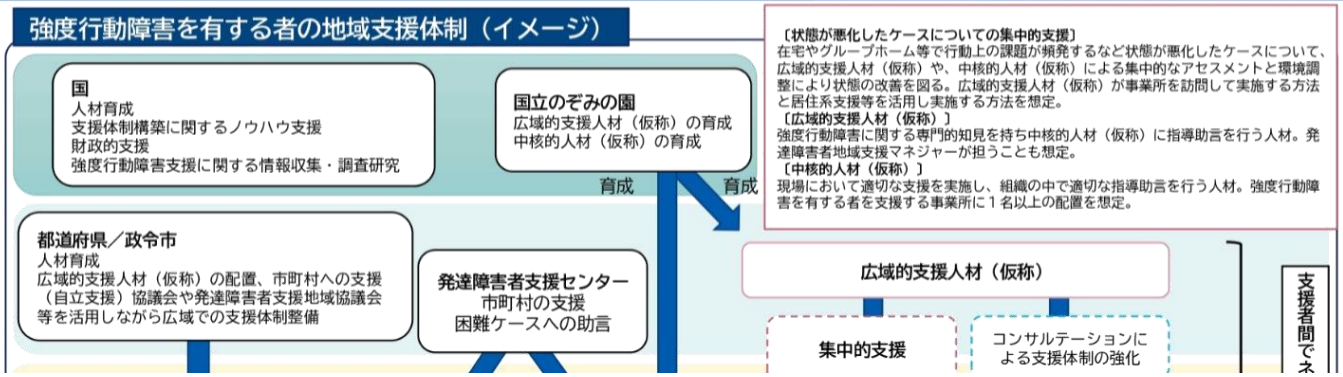

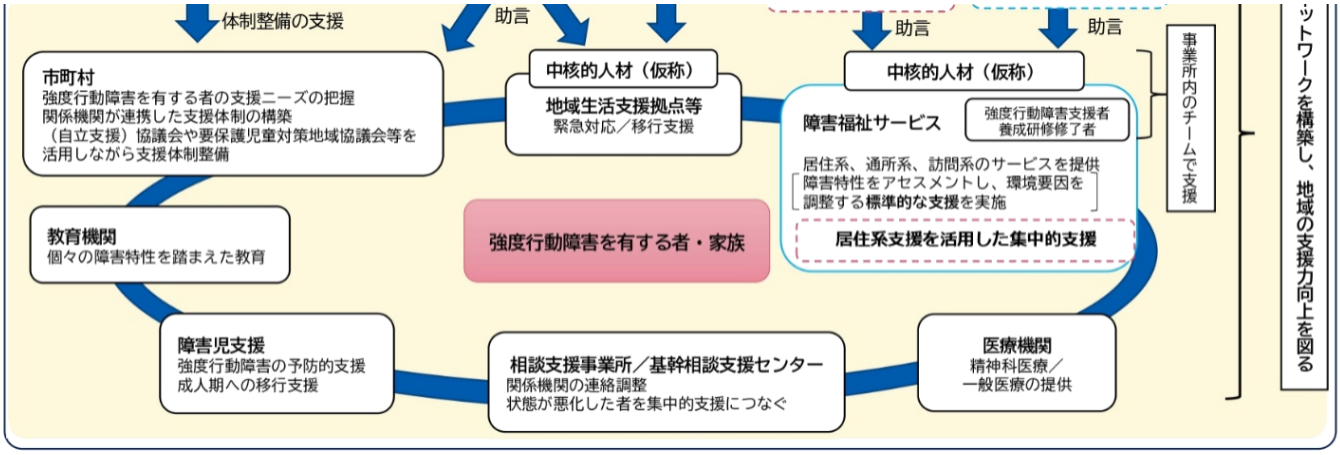

障害福祉サービス等報酬改定検討チーム

◇第 27 回（2023.3.28）

- 3 月 28 日、厚生労働省は第 27 回障害福祉サービス等報酬改定検討チームを開催した。
- 今回は、令和 4 年 9～11 月に実施された令和4年障害福祉サービス等経営概況調査の結果や、令和 5 年障害福祉サービス等経営実態調査および障害福祉サービス等報酬改定検証調査（令和 4 年度調査）の実施、福祉・介護職員等処遇改善加算等の申請様式の簡素化について議論された。
- 令和 4 年障害福祉サービス等経営概況調査結果では、コロナ補助金の有無による収支差等が示され、コロナ補助金を含む全障害福祉サービス等の平均収支差率については、令和 2 年度決算が+4.8%、令和 3 年度決算が+5.1%、コロナ補助金を含まない平均収支差率については、令和 2 年度決算が+4.7%、令和 3 年度決算が+5.1%であった。

労働政策審議会障害者雇用分科会

◇第 127 回（2023.3.13）

- 3 月 13 日、厚生労働省は第 127 回労働政策審議会障害者雇用分科会を開催した。
- 今回は、これまでの協議をふまえた「障害者雇用対策基本方針（案）」「障害者活躍推進計画作成指針（案）」「障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則等の一部を改正する省令案要綱（案）」の 3 点が示され、諮問が行われた。
- その後、協議された 3 点について厚生労働大臣に対し、原案どおりで妥当とする旨の答申が行われた。

◇第 126 回（2023.3.10）

- 3 月 10 日、厚生労働省は第 126 回労働政策審議会障害者雇用分科会を持ち回り審議により開催した。
- 今回は、障害者雇用分科会における 2022 年度目標の中間評価について、結果案が示された。
- 中間結果の主な内容は以下のとおり。

〇ハローワークにおける障害者の就職件数について
〔2022 年度目標〕 2019 年度（103,163 件）以上
〔2022 年4月～12 月実績〕 76,578 件

〇障害者雇用率関係
① 障害者の雇用率達成企業割合
〔2021 年度目標〕 47.4%以上
〔2021 年度実績〕 48.3%（2022 年 6 月 1 日時点）
〔2022 年度目標〕 49.8%以上
② 障害者雇用ゼロ企業（2021 年 6 月1日時点）のうち、新たに障害者を雇用した企業（2022 年 6 月 1 日時点）の割合

〔2021 年度目標〕15.2%以上
〔2021 年度実績〕13.7%(2022 年 6 月1日時点)
〔2022 年度目標〕15.2%以上

○精神障害者雇用トータルサポーター支援実績

① 精神障害者雇用トータルサポーターの相談支援を終了した者のうち、就職に向けた次の段階へ移行した者の割合
〔2022 年度目標〕75.6%以上
〔2022 年4月～12 月実績〕82.8%

② 精神障害者雇用トータルサポーターの相談支援を終了し、就職に向けた次の段階へ移行した者のうち、就職した者の割合
〔2022 年度目標〕84.3%以上
〔2022 年4月～12 月実績〕85.8%

◇第 125 回(2023.2.20)

- 2 月 20 日、厚生労働省は第 125 回労働政策審議会障害者雇用分科会を開催した。
- 今回は新設助成金の設定及び既存助成金の拡充について前回出された意見をもとに対応方針(案)について協議が行われた。
- すべての助成金に対して事業主の課題に応じて活用できる助成金やその内容を示すフローチャートの提示など助成金の分かりやすい周知や、手続きの簡素化に取り組むとされている。
- 新設助成金の設定及び既存助成金の拡充(案)への委員からの意見と対応方針(案)は以下のとおり。

【第 123 回労働政策審議会障害者雇用分科会資料より一部抜粋】

助成金	ご意見	対応方針（案）
中高年齢等職場適応助成金	○ 対象が35歳以上という年齢設定が適当なのかどうかの議論の必要性	○ 現行の介助等助成金は継続分を含め15年間支給することができるため、例えば、特別支援学校の卒業後（18歳）に就職し、介助等が必要な方については、おおむね30歳半ばぐらいまで支援することが可能となっている。 その後、加齢に伴う課題に、35歳以降も対応できるようにすることで、なるべく切れ目なく支援が続いていくように制度を設計している。 ○ 新設助成金の開始後、年齢設定を含め、運用状況を踏まえ、効果検証等を行っていく。
職場適応援助助成金	○ ジョブコーチの専門性を高める、担い手を確保する、サービスの充実等の観点での大幅な上積み	○ 訪問型ジョブコーチの支給単価については、障害福祉サービスに従事する者の報酬の実態に沿って適切に引き上げる。また、支援対象となる精神・発達障害者の増加に伴い、一日当たりの支援回数の増加に対応するため、一日当たり上限額を引き上げる。 ○ 企業在籍型ジョブコーチの人材育成の観点から、一事業主当たりの年間の支給上限額を設定した上で、企業在籍型ジョブコーチの支援回数の制限を撤廃する。
重度障害者等通勤対策助成金	○ 視覚障害者等の通勤支援者の支援期間を３ヶ月とすることでいいのか。	○ 本通勤支援者の助成は、雇入れ時等において、視覚障害者等が公共交通機関を利用した自律的な通勤を行うことができるよう、必要な期間を支援対象としている。雇入れ時だけではなく、障害の程度の重度化に伴い援助等が必要となった場合でも随時利用可能であるが、さらに万全、丁寧な支援とするため現行の１ヶ月から３ヶ月に延長するもの。 ○ なお、期間を限らず継続的な支援が必要な重度訪問介護サービス等を受けている重度障害者である労働者には、雇用施策と福祉施策が連携し、通勤や職場等における支援を実施している。
	○ 相談援助事業者の質の担保、認定に当たっての確認	○ 認定に当たっては、申請事業者の障害者雇用に関する相談支援実績等を確認するとともに、認定後、事業を適正に行う能力を有する者として認められなくなった場合には、認定の取消を行うことができることとする。

障害者雇用相談援助助成金	○　相談援助を行うことのみでとどまることがないよう、支給額について、雇用継続への配分の重点化等の検討	○　相談援助自体に一定の費用を要することを踏まえ、適切な相談援助の質を確保するためにも、一定の基本的な支給額（60万円又は80万円）を設定。 ○　その上で、ご指摘のとおり、雇入れとその後の雇用継続につなげていくため、予算を踏まえ、雇入れ後に一定期間継続雇用した場合には、基本額の５割を上限に助成額の上乗せ（最大30万円又は40万円）を設定している。
	○　相談援助事業者の認定の情報公開と企業への情報提供	○　本助成金については、都道府県労働局のＨＰなどにおいて、令和５年度から制度周知を積極的に行うとともに、運用開始後は、認定された事業者の一覧を周知等し、都道府県労働局（ハローワーク）が事業主への支援や雇用率達成指導を実施するなかで、必要な事業主に利用の勧奨を行う。
	○　障害福祉サービス提供者も事業者となれるのであれば、福祉サービスの報酬との整理	○　障害福祉サービス事業の人員配置基準を満たしていることを前提として、実際に相談援助を実施する者が当該事業のサービス提供に従事しない時間帯であれば対象とする。

障害保健福祉関係主管課長会議（2023.3.10）

▸3 月 10 日、厚生労働省は令和 4 年度障害保健福祉関係主管課長会議の資料と説明動画を公開した。

＜令和 4 年度主管課長会議＞（資料より抜粋）

1. 障害福祉サービス事業所等の新型コロナウイルス感染症への対応に係る支援について

（1）令和4年度補正予算に基づく事業の実施

○令和 4 年度補正予算においては、新型コロナウイルスの感染者等が発生した障害福祉サービス事業所等に対する職員の確保に関する費用や消毒･清掃に要する費用等のサービス継続に必要な経費への財政支援を実施している。

○令和5年度の本事業の実施については、令和 4 年度補正予算を令和 5 年度に繰り越して執行する方向で調整しており、その事業内容や協議について改めて連絡する。

（2）最近の障害福祉分野における新型コロナウイルス感染症への対応

○今後、5 月 8 日に、特段の事情が生じない限り、感染症法上の位置づけが 5 類感染症に変更されることとなっているが、これまで講じてきた医療、福祉などに関する必要な対応･支援は 5 月 8 日以降も当面継続することも含め、検討を行っているところであり、引き続き、これまで周知してきた事務連絡等の内容を踏まえ、感染防止対策と感染発生時の対応について、市区町村や事業所等への支援と周知を引き続きお願いする。

○加えて、令和 3 年度障害福祉サービス等報酬改定により導入された、感染症対策の強化（感染症の発生及びまん延防止のための委員会の開催、指針や業務継続計画の整備、訓練の実施）が、令和 6 年 4 月から義務化される（同年 3 月末までは努力義務）。義務化に向け、全ての指定障害福祉サービス事業者等において必要な取組が実施されるよう、一層の周知と働きかけをお願いする。

社会保障審議会障害者部会

◇第 135 回（2023.2.27）

▸ 2 月 27 日、厚生労働省は第 135 回社会保障審議会障害者部会を開催した。

▸ 今回は、前回までの協議をふまえ、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針について、主な事項として下記のとおり概要（案）が示され、協議が行われた。

3. 基本指針見直しの主な事項

①入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援
- 重度障害者等への支援に係る記載の拡充
- 障害者総合支援法の改正による地域生活支援拠点等の整備の努力義務化等を踏まえた見直し

②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- 精神保健福祉法の改正等を踏まえた更なる体制整備
- 医療計画との連動性を踏まえた目標値の設定

⑧「地域共生社会」の実現に向けた取組
- 社会福祉法に基づく地域福祉計画等との連携や、市町村による包括的な支援体制の構築の推進に係る記載の新設

⑨障害福祉サービスの質の確保
- 都道府県による相談支援専門員等への意思決定支援ガイドライン等を活用した研修等の実施を活動指標に追加

③福祉施設から一般就労への移行等
・一般就労への移行及び定着に係る目標値の設定
・一般就労中の就労系障害福祉サービスの一時利用に係る記載の追記

④障害児のサービス提供体制の計画的な構築
・児童発達支援センターの機能強化と地域の体制整備
・障害児入所施設からの移行調整の取組の推進
・医療的ケア児等支援法の施行による医療的ケア児等に対する支援体制の充実
・聴覚障害児への早期支援の推進の拡充

⑤発達障害者等支援の一層の充実
・ペアレントトレーニング等プログラム実施者養成推進
・発達障害者地域支援マネージャーによる困難事例に対する助言等の推進

⑥地域における相談支援体制の充実強化
・基幹相談支援センターの設置等の推進
・協議会の活性化に向けた成果目標の新設

⑦障害者等に対する虐待の防止
・自治体による障害者虐待への組織的な対応の徹底
・精神障害者に対する虐待の防止に係る記載の新設

⑩障害福祉人材の確保・定着
・ICTの導入等による事務負担の軽減等に係る記載の新設
・相談支援専門員及びサービス管理責任者等の研修修了者数等を活動指標に追加

⑪よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障害（児）福祉計画の策定
・障害福祉DBの活用等による計画策定の推進
・市町村内のより細かな地域単位や重度障害者等のニーズ把握の推進

⑫障害者による情報の取得利用・意思疎通の推進
・障害特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成等の促進に係る記載の新設

⑬障害者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化
・障害福祉計画等の策定時における難病患者、難病相談支援センター等からの意見の尊重
・支援ニーズの把握及び特性に配慮した支援体制の整備

⑭その他：地方分権提案に対する対応
・計画期間の柔軟化
・サービスの見込量以外の活動指標の策定を任意化

4. 成果目標（計画期間が終了する令和8年度末の目標）

①施設入所者の地域生活への移行
・地域移行者数：令和４年度末施設入所者数の６％以上
・施設入所者数：令和４年度末の５％以上削減

②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
・精神障害者の精神病床から退院後１年以内の地域における平均生活日数：325.3日以上
・精神病床における１年以上入院患者数
・精神病床における早期退院率：３か月後68.9%以上、６か月後84.5%以上、１年後91.0%以上

③地域生活支援の充実
・各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年１回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行うこと
・強度行動障害を有する者に関し、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めること【新規】

④福祉施設から一般就労への移行等
・一般就労への移行者数：令和３年度実績の1.28倍以上
・就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が５割以上の事業所：就労移行支援事業所の５割以上【新規】
・各都道府県は地域の就労支援ネットワークの強化、関係機関の連携した支援体制を構築するため、協議会を活用して推進【新規】

④福祉施設から一般就労への移行等（続き）
・就労定着支援事業の利用者数：令和３年度末実績の1.41倍以上
・就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が７割以上となる就労定着支援事業所の割合：２割５分以上

⑤障害児支援の提供体制の整備等
・児童発達支援センターの設置：各市町村又は各圏域に１か所以上
・全市町村において、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）推進体制の構築
・各都道府県は難聴児支援を総合的に推進するための計画を策定するとともに、各都道府県及び必要に応じて政令市は、難聴児支援の中核的機能を果たす体制を構築
・重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所等：各市町村又は圏域に１か所以上
・各都道府県は医療的ケア児支援センターを設置【新規】
・各都道府県及び各政令市において、障害児入所施設からの移行調整に係る協議の場を設置【新規】

⑥相談支援体制の充実・強化等
・各市町村において、基幹相談支援センターを設置等
・協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等【新規】

⑦障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築
・各都道府県及び各市町村において、サービスの質向上のための体制を構築

＜通知・公表＞

令和３年度都道府県・市区町村における障害者虐待事例への対応状況等（2023.3.24）

- 3 月 24 日、厚生労働省は令和2年度都道府県・市区町村における障害者虐待事例への対応状況等（調査結果）を公表した。
- 本調査は、障害者虐待防止法（平成 24 年 10 月 1 日施行）を受け、各都道府県等の対応等に関する全国的な状況を毎年度明らかにするもの。
- 調査結果では、養護者による虐待、障害者福祉施設従事者等による虐待ともに令和元年度に比べ増加しており、養護者による障害者虐待の相談・通報件数については、令和 2 年度から 12%増加(6,556 件→7,337 件)、虐待判断件数については 13%増加(1,768 件→1,994 件)している。
- 障害者福祉施設従事者等職員による障害者虐待の相談・通報件数については、令和２年度から12%

増加(2,865 件→3,208 件)、判断件数については 11%増加(632 件→699 件)した。

【厚生労働省資料より一部抜粋】

【調査結果（全体像）】

	養護者による障害者虐待	障害者福祉施設従事者等による障害者虐待	（参考）使用者による障害者虐待（都道府県労働局の対応）
市区町村等への相談・通報件数	7,337 件（6,556 件）	3,208 件（2,865 件）	1,230 事業所（1,277 件）
市区町村等による虐待判断件数	1,994 件（1,768 件）	699 件（632 件）	392 件（401 件）
被虐待者数	2,004 人（1,775 人）	956 人（890 人）	502 人（498 人）

（注１） 上記は、令和３年４月１日から令和４年３月 31 日までに虐待と判断された事例を集計したもの。カッコ内については、前回調査（令和２年４月１日から令和３年３月 31 日まで）のもの。

（注２） 都道府県労働局の対応については、令和４年９月７日雇用環境・均等局総務課労働紛争処理業務室のデータを引用。（「市区町村等への相談・通報件数」は「都道府県労働局へ通報・届出のあった事業所数」、「市区町村等による虐待判断件数」は「都道府県労働局による虐待が認められた事業所数」と読み替え。）

2021 年度（令和 3 年度）日中活動系障害福祉サービスの経営状況について（2023.3.15）

- 3 月 15 日、独立行政法人福祉医療機構は 2021 年度(令和 3 年度)日中活動系障害福祉サービスの経営状況を公表した。
- 本結果は、独立行政法人福祉医療機構において貸付先から毎年度報告されているデータをもとに、令和 3 年度決算に係る生活介護、就労移行支援、就労継続支援Ａ型、就労継続支援Ｂ型の経営状況について分析を行ったもの。
- 経営状況の主な内容は下記のとおり。

〇生活介護の経営状況

・2020 年度に比べ人件費率、経費率ともに上昇し、サービス活動増減差額比率が低下した。

・赤字事業所は、黒字事業所に比べ障害支援区分が低く、報酬改定の影響を大きく受けたとみられる。

〇就労移行支援の経営状況

・2020 年度に比べサービス活動増減差額比率が大きく低下するなど経営状況は悪化した。

〇就労継続支援Ａ型の経営状況

・報酬改定の影響によりサービス活動増減差額比率が上昇した。

・スコア合計点が 105 点未満の事業所は約 8 割が赤字であった。

〇就労継続支援Ｂ型の経営状況

・報酬改定の影響で利用者単価は上昇するも、利用率が低下し、経営状況はおおむね横ばいであった。

・報酬改定で創設された地域協働加算、ピアサポート実施加算の算定率は低調であった。

▼日中活動系障害福祉サービスのサービス活動増減差額比率の推移

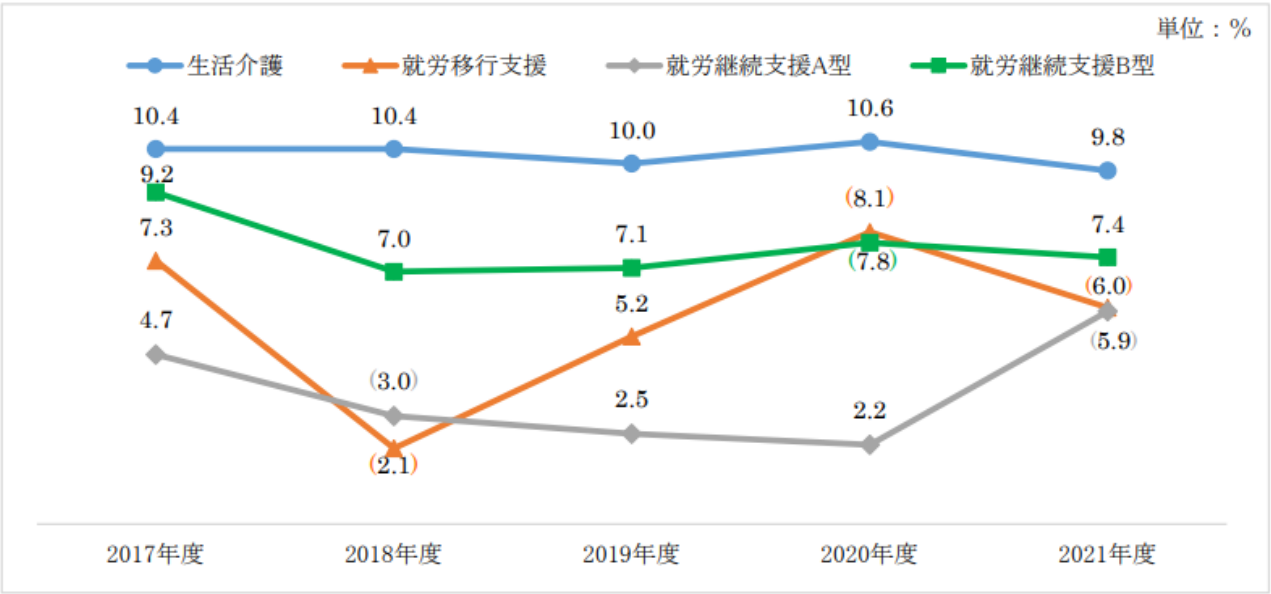

国連・障害者権利委員会の総括所見（2023.1.15）

- 1 月 15 日、外務省は障害者権利条約の「第 1 回政府報告に関する障害者権利委員会の総括所見」和文仮訳を公表した。
- これは、令和 4 年 8 月 22、23 日、国連の障害者権利委員会が障害者権利条約を批准した日本の取組に対して行った審査の結果について、10 月 7 日に公表された原文を仮訳したもの。
- 総括所見では、各分野における懸念及び勧告について示している。主な内容は下記のとおり。

A. 一般原則及び義務（第1-4条）

8. 委員会は、締約国に対して以下を勧告する。

(a) 障害者、特に知的障害者及び精神障害者を代表する団体との緊密な協議の確保等を通じ、障害者が他者と対等であり人権の主体であると認識し、全ての障害者関連の国内法制及び政策を本条約と調和させること。

(b) 障害認定及び手帳制度を含め、障害の医学モデルの要素を排除するとともに、全ての障害者が、機能障害にかかわらず、社会における平等な機会及び社会に完全に包容され、参加するために必要となる支援を地域社会で享受できることを確保するため、法規制を見直すこと。

(c) 国及び地方自治体の法令において、「physical or mental disorder（心身の故障）」に基づく欠格条項等の侮蔑的文言及び法規制を廃止すること。

(d) 本条約の全ての用語が日本語に正確に訳されることを確保すること。

(e) 移動支援、個別の支援及び意思疎通支援を含め、地域社会において障害者が必要とするサービス・支援の提供における地域及び地方自治体間の格差を取り除くために、必要な立法上及び予算上の措置を講じること。

B. 個別の権利

自立した生活及び地域社会への包容（第19条）

懸念事項 41.委員会は、以下を懸念をもって注目する。	要請事項 42.自立した生活及び地域社会への包容に関する一般的意見第 5 号（2017 年）及び脱施設化に関する指針（2022 年）に関連して、委員会は締約国に以下を要請する。
(a) 知的障害者、精神障害者、障害のある高齢者、身体障害者及びより多くの支援を必要とする障害者、特に地域社会の外にある施設で生活する障害者、並びに、家族及び地域生活を奪う様々な種類の施設における、障害のある児童の中で、特に、知的障害、精神障害もしくは感覚障害のある児童及び児童福祉法を通じた、より多くの支援を必要とする児童の施設入所の永続。	(a) 障害者を居住施設に入居させるための予算の割当を、他の者との平等を基礎として、障害者が地域社会で自立して生活するための整備や支援に再配分することにより、障害のある児童を含む障害者の施設入所を終わらせるために迅速な措置をとること。
(b) 公的及び民間の精神科病院における精神障害者及び認知症を有する者の 施設入所の推進。特に、精神障害者の期限の定めのない入院の継続。	(b) 地域社会における精神保健支援とともにあらゆる期限の定めのない入院を終わらせるため、精神科病院に入院している精神障害者の全ての事例を見直し、事情を知らされた上での同意を確保し、自立した生活を促進すること。
(c) 保護者の下で、実家で生活している者、障害者の日常生活及び社会生活 を総合的に支援するための法律の下でグループ	(c) 障害者が居住地及びどこで誰と地域社会において生活するかを選択する機会を確保し、グループホームを含む特定の生

ホームのような特定の施設形態に置かれる者も含め、障害者が居住地及びどこで誰と生活するかを選択する機会が限定的であること。	活施設で生活する義務を負わず、障害者が自分の生活について選択及び管理することを可能にすること。
(d) 居住施設や精神科病院にいる障害者の脱施設化及び他の者との平等を基 礎とし、障害者の地域社会での自立した生活のための、自律と完全な社会的包容の権利の認識不足を含む国家戦略及び法的枠組みの欠如。	(d) 障害者の自律と完全な社会包容の権利の承認、及び都道府県がその実施 を確保する義務を含め、障害者の施設から他の者との平等を基礎とした地域社会での自立した生活への効果的な移行を目的として、障害者団体と協議しつつ、期限のある基準、人的･技術的資源及び財源を伴う法的枠組み及び国家戦略に着手すること。
(e) 利用しやすく負担しやすい費用の住居、在宅サービス、個別の支援及び 地域社会におけるサービスを利用する機会を含む、障害者が地域社会で自立した生活を送るための支援の整備が不十分であること。	(e) 独立し、利用しやすく負担しやすい費用の、いかなる集合住宅の種類にも含まれない住居、個別の支援、利用者主導の予算及び地域社会におけるサービスを利用する機会を含む、障害者の地域社会で自立して生活するための支援の整備を強化すること。
(f) 障害の医学モデルに基づく地域社会における支援及びサービスの供与に関する評価形態。	(f) 障害者にとっての社会における障壁の評価及び障害者の社会参加及び包容のための支援の評価を含む、障害の人権モデルに基づいた、地域社会における支援及びサービス提供を確保するため、既存の評価形態を見直すこと。

7. 子ども・家庭福祉

＜法改正等＞

こども家庭庁　発足（2023.4.1）

- ▶ 4 月 1 日、こども家庭庁が発足した。
- ▶ こども（心身の発達の過程にある者）が自立した個人としてひとしく健やかに成長することのできる社会の実現をめざし、内閣府の外局として設置された。
- ▶ 主な組織体制は以下のとおり。

こども家庭庁組織体制の概要

1．概　　要

○　こども家庭庁の内部組織は、長官官房、成育局及び支援局の１官房２局体制で発足。

○　定員については、内部部局が３５０名、施設等機関が８０名、合計４３０名を確保。

	内部部局				施設等機関（国立児童自立支援施設）			合　計
	長官官房	成育局	支援局	計	武蔵野学院	きぬ川学院	計	
定員数	９７名	１６０名	９３名	３５０名	４４名	３６名	８０名	４３０名
５年度増員等分	―	―	―	＋４２名	―	―	＋１名	＋４３名

（※）内部部局の定員数（３５０名）の内訳は、既存定員（事務移管分）２０８名＋４年度増員分１００名＋５年度増員等分４２名となっている。

○　機構については、指定職：長官、官房長、成育局長、支援局長、審議官（成育局担当）、審議官（支援局担当）※、課長・参事官１４、室長・企画官１１で構成【別紙参照】　※この外、審議官（総合政策等担当）《充て職・３年時限》を常駐併任で配置

2．主な組織構成

長官官房（企画立案・総合調整部門）

○長官、官房長、総務課長、参事官（会計担当）、参事官（総合政策担当）

- ➢ こどもの視点、子育て当事者の視点に立った政策の企画立案・総合調整（こども大綱の策定、少子化対策、こどもの意見聴取と政策への反映等）
- ➢ 必要な支援を必要な人に届けるための情報発信や広報等
- ➢ データ・統計を活用したエビデンスに基づく政策立案と実践、評価、改善　など

成育局

○局長、審議官、総務課長外５課長・１参事官

- ➢ 妊娠・出産の支援、母子保健、成育医療等基本方針の策定
- ➢ 就学前の全てのこどもの育ちの保障（就学前指針（仮称）の策定）、認定こども園教育保育要領、保育所保育指針の双方を文部科学省とともに策定
- ➢ 相談対応や情報提供の充実、全てのこどもの居場所づくり
- ➢ こどもの安全　など

支援局

○局長、審議官、総務課長外３課長

- ➢ 様々な困難を抱えるこどもや家庭に対する年齢や制度の壁を克服した切れ目ない包括的支援
- ➢ 児童虐待防止対策の強化、社会的養護の充実及び自立支援
- ➢ こどもの貧困対策、ひとり親家庭の支援
- ➢ 障害児支援
- ➢ いじめ防止を担い文部科学省と連携して施策を推進　など

こども基本法施行（2023.4.1）

- ▶ 4 月 1 日、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法であるこども基本法が施行された。
- ▶ こども基本法は、日本国憲法および児童の権利に関する条約の精神にのっとり、全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的としており、こども施策の基本理念のほか、こども大綱の策定やこども等の意見の反映などについて定めている。

こども基本法の概要

目　的

日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、こども施策を総合的に推進する。

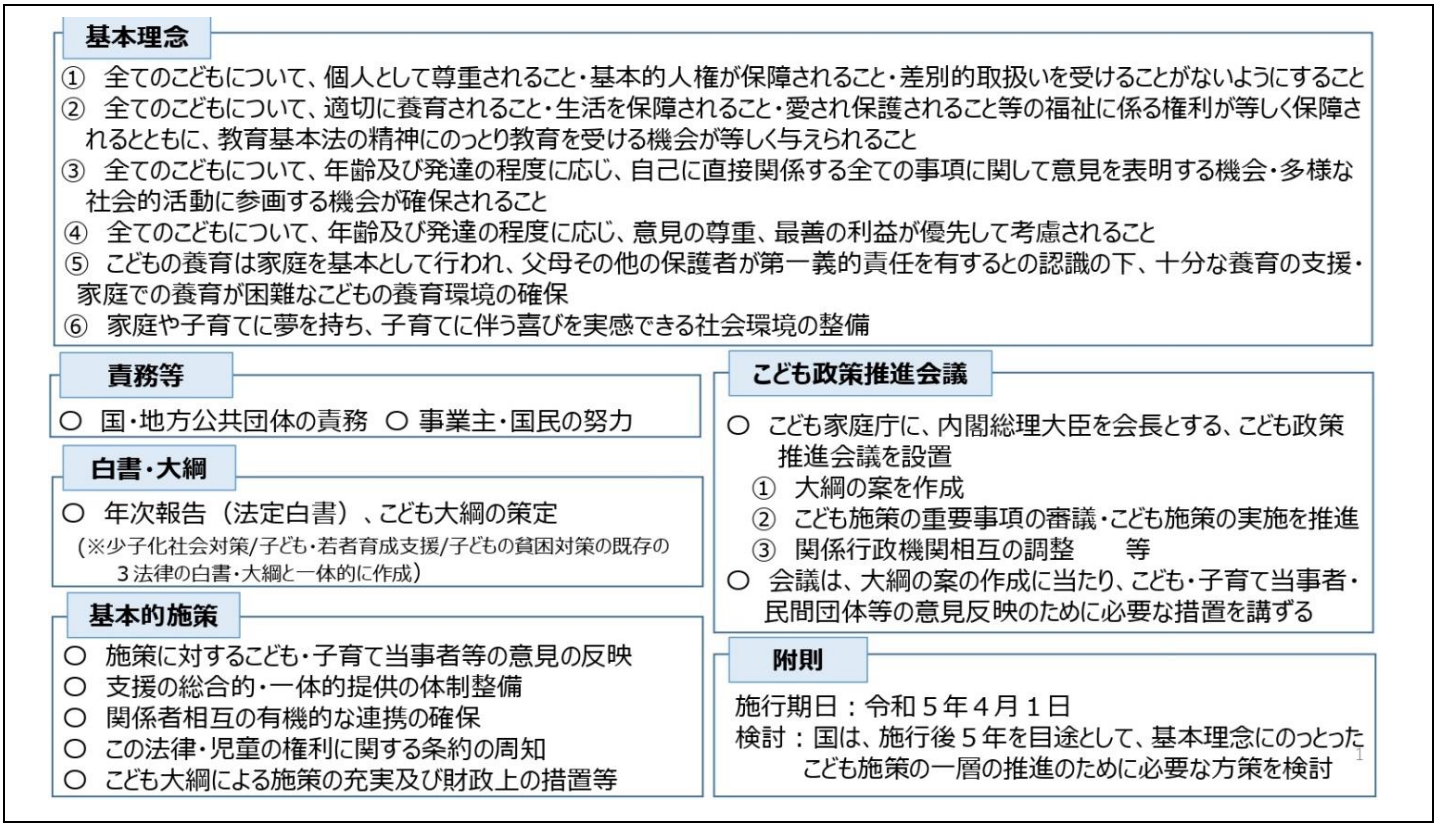

＜会　　議＞

こども未来戦略会議

◇第１回（2023.4.7）

- 4 月 7 日、内閣官房は第 1 回「こども未来戦略会議」（議長:岸田文雄 内閣総理大臣）を開催した。
- 本会議は、こども・子育て政策の強化について、具体的な施策の内容、予算、財源の在り方について検討を行うため、全世代型社会保障構築本部の下に設置され、初会合となる今回の会議では、3 月 31 日とりまとめられた「こども・子育て政策の強化について（試案）～次元の異なる少子化対策の実現に向けて～」をもとに、協議が行われた。
- 今後、必要な政策強化の内容、予算、財源について更に具体的な検討を深め、6 月の骨太方針までに、将来的なこども・子育て予算の倍増に向けた大枠を示すこととしている。

こども・子育て政策の強化について（試案）～次元の異なる少子化対策の実現に向けて～（2023.3.31）

- 3 月 31 日、内閣官房は「こども・子育て政策の強化について（試案）～次元の異なる少子化対策の実現に向けて～」を公表した。
- 本試案は、「未来への投資」としてこども・子育て政策を強化するとともに、社会全体でこども・子育てを支えていくという意識を醸成していく必要があるといった観点から、こども・子育て政策の強化に向け、集中的に検討することを目的に、こども政策担当大臣の下に設置された「こども政策の強化に関する関係府省会議」の議論をとりまとめたもの。
- 本会議では、下記 3 つの基本的方向性を踏まえつつ、計 6 回にわたり議論を行った。また、並行して「こども政策対話」を開催し、子育て当事者の方々から直接意見を伺う取り組みも行った。

  ○児童手当を中心に経済的支援を強化すること。

  ○学童保育や病児保育を含め、幼児教育や保育サービスの量・質両面からの強化を進めるとともに、伴走型支援、産後ケア、一時預かりなど、全ての子育て家庭を対象としたサービスの拡充を進めること。

  ○働き方改革の推進とそれを支える制度の充実を図ること。女性の就労は確実に増加した。しかし、女性の正規雇用における L 字カーブは是正されておらず、その修正が不可欠である。その際、育児休

業制度の強化も検討すること。

- ▶ 本試案では、「若い世代の所得を増やす」、「社会全体の構造・意識を変える」、「全ての子育て世帯を切れ目なく支援する」をこども・子育て施策の基本理念とし、今後 3 年間で加速化して取り組むこども・子育て政策と、こども・子育て政策が目指す将来像を示している。
- ▶ 今後、本年 6 月の「経済財政運営と改革の基本方針 2023」に向け、総理の下で更に検討を深めていくとしている。

＜こども・子育て支援加速化プラン（今後 3 年間）＞

1. ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化（主なポイント）
   - ○児童手当の拡充～全てのこどもの育ちを支える制度へ～
   - ○授業料後払い制度の導入
   - ○こども医療費助成に係る国保減額調整の廃止
   - ○出産費用の見える化と保険適用を含めた在り方の検討
   - ○子育て世帯に対する住宅支援の強化
2. 全てのこども・子育て世帯を対象とするサービスの拡充（主なポイント）
   - ○幼児教育・保育の質の向上
   - ○こども誰でも通園制度（仮称）の創設
   - ○病児保育、学童、社会的養護、ヤングケアラー、障害児、医療的ケア児、ひとり親家庭などの支援体制強化
3. 共働き・共育ての推進
   - ○「男性育休は当たり前」になる社会へ
   - ○男女で育休取得した場合、一定期間、育休給付を手取り 100%に
   - ○周囲の社員への応援手当など男性育休を支える体制整備を行う中小企業への支援の大幅強化
   - ○こどもが 2 歳未満の期間に、時短勤務を選択した場合の給付の創設
   - ○自営業、フリーランスの方々の育児期間の保険料免除制度の創設
4. こども・子育てにやさしい社会づくりのための意識改革（主なポイント）
   - ○こども家庭庁の下で「国民運動」を夏頃を目途にスタート
   - ○国立博物館など国の施設で、子連れの方が窓口で並ぶことがない「こどもファスト・トラック」

「就学前のこどもの育ちに係る基本的な指針」に関する有識者懇談会　報告～基本的な指針（仮称）の策定に向けた論点整理～（2023.3.30）

- ▶ 3 月 30 日、内閣官房は、「就学前のこどもの育ちに係る基本的な指針」に関する有識者懇談会　報告～基本的な指針（仮称）の策定に向けた論点整理～を公表した。
- ▶ 本懇談会は、こども家庭庁の発足に際し、政府内での取組を主導するための「就学前のこどもの育ちに係る基本的な指針（仮称）」の閣議決定に向けて、指針の素案を作成することを目的として開催され、これまで計 6 回にわたり議論を重ね、基本的な指針の策定に向けた方向性をとりまとめた。
- ▶ 本報告書では、基本的な指針の策定に向けた論点整理として、記載すべき理念、構成上の留意点を示している。

「就学前のこどもの育ちに係る基本的な指針」に関する有識者懇談会　報告
～基本的な指針（仮称）の策定に向けた論点整理～（概要）

こどもの誕生前から幼児期までの育ちの環境は多様であるが、こどもの生涯にわたる幸福（Well-being）の基礎を培い、
人生の確かなスタートを切るための最も重要な時期。
だからこそ、指針を、**こどもと日常的には関わる機会がない人も含むすべての人**と共有し、こども本人と社会全体の双方にとって重要な
こどもの誕生前から幼児期までの育ちをひとしく保障することで、すべての人の利益につなげていく。

指針の目的

こども基本法の目的・理念に則り、こどもの**心身の状況、置かれている環境等にかかわらず**、
こどもの誕生前から幼児期までを**切れ目なく**、
こどもの心身の健やかな育ちを保障し、こどもの育ちを支える社会(環境)を構築するために
すべての人で共有したい基本的な考え方と、その取組の指針を示すことで、こども基本法の目指す、
次代の社会を担う**すべてのこどもが、その権利が守られ、将来にわたって
幸福（Well-being）な生活を送ることができる社会の実現**を目的とする。

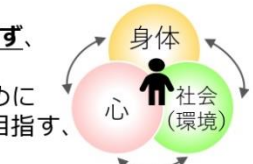

身体、心、社会(環境)の
すべての面での育ちを一体として保障

すべての人で共有したい理念

**すべてのこどもが一人一人個人として、
その多様性が尊重され、差別されず、権利が保障されている**

すべてのこどもが、生まれながらに権利を持っている存在として、いかなる理由でも不当な差別的取扱いを受けることがなく、一人一人の多様性が尊重されている。

**すべてのこどもが安心・安全に生きることができ、
育ちの質が保障されている**

どんな環境に生まれ育っても、心身・社会的にどんな状況であっても、すべてのこどもの生命・栄養状態を含む健康・衣食住が守られ、こども同士つながり合う中で、ひとしく健やかに育ち・育ち合い、学ぶ機会とそれらの質が保障されている。

**こどもの声（思いや願い）が聴かれ、受け止められ、
主体性が大事にされている**

乳幼児期のこどもの意思は多様な形で表れる。こどもの年齢及び発達の程度に応じて、言葉だけでなく、様々な形でこどもが発する声が聴かれ、思いや願いが受け止められ、その主体性が大事にされ、こどもの今と未来を見据え「こどもにとって最も善いことは何か」が考慮されている。

**子育てをする人がこどもの成長の喜びを実感でき、
それを支える社会もこどもの誕生、成長を一緒に喜び合える**

身近な保護者・養育者が安心と喜びを感じて子育てし、こども同士つながり合うことが、こどものより良い育ちにとって重要。保護者・養育者が、子育ての様々な状況を社会と安心して共有でき、社会に十分支えられているからこそ、こどもの誕生、成長の喜びを保護者・養育者が実感でき、社会もそれを一緒に喜び合える。

1

「誰に何を共有したいか」の整理の方向性について

【指針の具体的事項の整理方針】
こどもにとってどんな時期に何が大切なのかを考えやすくする観点から、
①妊娠期
②乳児期
③概ね1歳～3歳
④概ね3歳～幼児期の終わり
ごとにわけて整理し、このような整理の中で生まれる前から幼児期の終わりまでの過程を通じて切れ目なくこどもの育ちを保障するための具体的な考え方を学童期、思春期、青年期、こどもと日常的には関わる機会がない人含む社会全体すべての人で共有。あわせてこれらが小学生以降の育ちにどのようにつながっていくのかの考え方も共有。

※5歳児から小学校１年生までの２年間を「架け橋期」と位置づけ、幼保小の協働による接続の改善を推進中

このような整理の中で、
- **身体・心・社会（環境）の視点を共有**
- **安心と挑戦の循環（愛着）による育ちのプロセスを共有**
- **「こどもまんなかチャート」を参考に（保護者・養育者／直接接する人／こどもを見守る人／地域社会を構成する人／社会全体の環境をつくる人など）誰に何を共有したいか」を整理した、具体的事項を示す。**

指針の考え方の実現に向けた政策課題への対応

⇒**こども大綱等と十分に連携を図りつつ、「基本的な指針の考え方の実現に向けた政策課題として懇談会の議論の中で出された主な意見」も参考に更なる検討を進める。**

4

子ども家庭福祉の認定資格の取得に係る研修等に関する検討会 とりまとめ（2023.3.29）

- 3 月 29 日、厚生労働省は子ども家庭福祉の認定資格の取得に係る研修等に関する検討会 とりまとめを公表した。
- 本報告書は、令和 4 年 6 月 8 日に成立した「児童福祉法等の一部を改正する法律」において、子ども家庭福祉の現場にソーシャルワークの専門性を十分に身につけた人材を早期に輩出するため、まずは、一定の実務経験のある有資格者や現任者について、国の基準を満たした認定機関が認定した研修等

を経て取得する認定資格を導入するとされたことを受け、子ども家庭福祉分野のソーシャルワーカーに求められる専門性や研修カリキュラム等の検討を行うために設置された「子ども家庭福祉の認定資格の取得に係る研修等に関する検討会」の議論をとりまとめたもの。

- ▶ 本検討会（座長：山縣文治氏 関西大学教授）では、認定資格の創設に向けて必要となる具体的事項（こども家庭福祉分野における相談援助を行う職員に求められる専門性、こども家庭福祉に係る研修の課程、ソーシャルワークに係る研修の課程、試験の内容及び方法・試験の頻度）ついて検討してきた。
- ▶ とりまとめの主な内容は以下のとおり。

〇下記「③保育所等保育士ルート」について、実務経験の範囲として認められる業務

・保育所等における要支援児童等の対応や関係機関との連携の強化、運営の円滑化を図る「要支援児童等対応推進事業」における地域連携推進員であって、相談援助業務を含む業務に 4 年以上従事した者

・保育所長（施設長、園長等）、主任保育士又は副主任保育士等（副主任保育士、専門リーダー、中核リーダー等）であって、こども又はその家庭に対する、相談援助業務を含む業務に 4 年以上従事した者

※認定資格取得にあたって示されている 3 ルート

（社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会とりまとめ）

①相談援助の実務経験を 2 年以上有する、既存の社会福祉士・精神保健福祉士の資格を有する者が資格を取得する場合のルート（相談援助有資格者ルート）

②こども家庭福祉に関する相談援助の実務経験が 4 年以上ある者が資格を取得する場合のルート（相談援助実務経験者ルート）

③実務経験を 4 年以上有する保育士が資格を取得する場合のルート（保育所等保育士ルート）

〇認定資格取得者に求められる専門性に係る主な柱だて

1. こども家庭福祉を担うソーシャルワークの専門職としての姿勢を培い維持すること
2. こどもの発達と養育環境等のこどもを取り巻く環境を理解すること
3. こどもや家庭への支援の方法を理解・実践できること

こども政策 DX の推進に向けた当面の取組方針（2023.3.29）

- ▶ 3 月 29 日、内閣官房はこども政策 DX の推進に向けた当面の取組方針を公表した。
- ▶ 本方針は、子育て家庭の手続負担を軽減するための取組みと、保育所などの子育て関連事業者や地方自治体などの事務負担を軽くするための取組みの 2 つの側面からデジタル化を推進していく観点から、こども家庭庁の設立に先立って立ち上げられた「こども政策 DX の推進チーム」における、計 3 回の議論を踏まえ、こども家庭庁設立後のこども政策 DX の推進に向けた工程を整理したもの。
- ▶ 本方針では、基本的な考え方、これまでの取組状況及び、来年度以降の取組方針として下記内容について整理している。

（1）子育て家庭などにおける手続等の負担軽減

① 子育て家庭などへの利便性向上に向けた取組み

1）課題の分析等とそれを踏まえた改善の検討

2）出産・子育て応援交付金　3）就労証明書

② 地方自治体への体制支援

1）全国的な取組状況の把握　2）出産・子育て応援交付金　3）就労証明書

（2）子育て関連事業者や地方自治体等の手続・事務負担の軽減

放課後児童クラブ・児童館等の課題と施策の方向性－社会保障審議会児童部会放課後児童対策に関する専門委員会 とりまとめ－（2023.3.28）

- 3 月 28 日、厚生労働省は「放課後児童クラブ・児童館等の課題と施策の方向性社会保障審議会児童部会放課後児童対策に関する専門委員会 とりまとめ－」を公表した。
- 本専門委員会においては、平成 29～30 年度にこどもの放課後生活の重要性や放課後児童対策の方向性、特に放課後児童クラブの今後のあり方について議論し、中間とりまとめを行った。その後、「新・放課後子ども総合プラン」の最終年度（令和 5 年度末）を迎えるにあたり、検討すべき喫緊の課題があることから、こども家庭庁において継続的な議論ができるよう、課題について議論し、整理を行った。また、並行してワーキンググループを設置して児童館のあり方を総合的に検討した。
- 本とりまとめでは、放課後児童クラブにおける 3 つの喫緊の課題（①放課後児童クラブの待機児童対策、②放課後児童クラブと放課後子供教室の一体型の推進、③障害のあるこどものインクルージョンの推進）と今後の施策の方向性及び、児童館のあり方に関する検討ワーキンググループのとりまとめを示している。

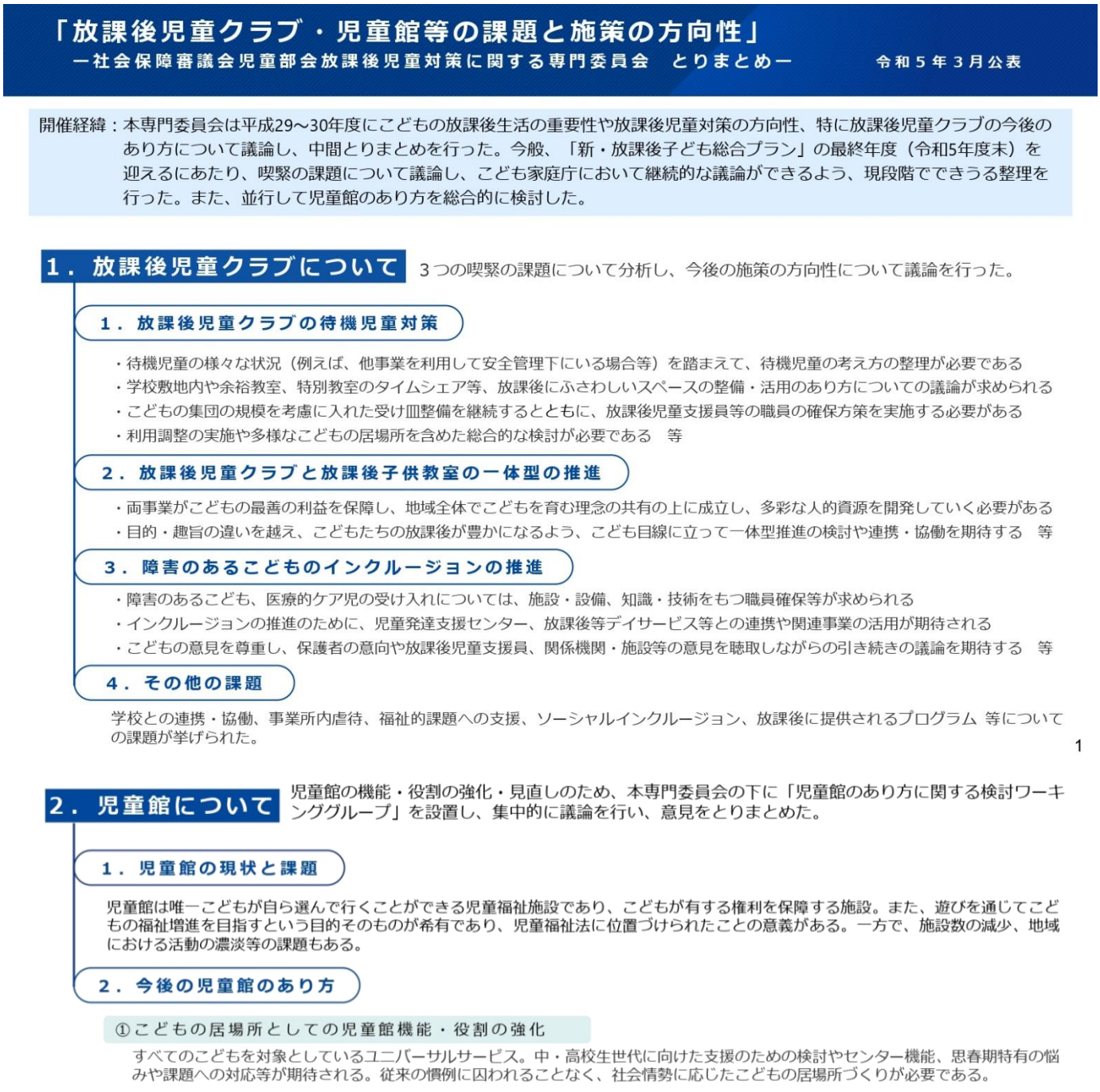

「放課後児童クラブ・児童館等の課題と施策の方向性」
－社会保障審議会児童部会放課後児童対策に関する専門委員会 とりまとめ－ 令和５年３月公表

開催経緯：本専門委員会は平成29～30年度にこどもの放課後生活の重要性や放課後児童対策の方向性、特に放課後児童クラブの今後のあり方について議論し、中間とりまとめを行った。今般、「新・放課後子ども総合プラン」の最終年度（令和5年度末）を迎えるにあたり、喫緊の課題について議論し、こども家庭庁において継続的な議論ができるよう、現段階でできうる整理を行った。また、並行して児童館のあり方を総合的に検討した。

1．放課後児童クラブについて　3つの喫緊の課題について分析し、今後の施策の方向性について議論を行った。

1．放課後児童クラブの待機児童対策
・待機児童の様々な状況（例えば、他事業を利用して安全管理下にいる場合等）を踏まえて、待機児童の考え方の整理が必要である
・学校敷地内や余裕教室、特別教室のタイムシェア等、放課後にふさわしいスペースの整備・活用のあり方についての議論が求められる
・こどもの集団の規模を考慮に入れた受け皿整備を継続するとともに、放課後児童支援員等の職員の確保方策を実施する必要がある
・利用調整の実施や多様なこどもの居場所を含めた総合的な検討が必要である　等

2．放課後児童クラブと放課後子供教室の一体型の推進
・両事業がこどもの最善の利益を保障し、地域全体でこどもを育む理念の共有の上に成立し、多彩な人的資源を開発していく必要がある
・目的・趣旨の違いを越え、こどもたちの放課後が豊かになるよう、こども目線に立って一体型推進の検討や連携・協働を期待する　等

3．障害のあるこどものインクルージョンの推進
・障害のあるこども、医療的ケア児の受け入れについては、施設・設備、知識・技術をもつ職員確保等が求められる
・インクルージョンの推進のために、児童発達支援センター、放課後等デイサービス等との連携や関連事業の活用が期待される
・こどもの意見を尊重し、保護者の意向や放課後児童支援員、関係機関・施設等の意見を聴取しながらの引き続きの議論を期待する　等

4．その他の課題
学校との連携・協働、事業所内虐待、福祉的課題への支援、ソーシャルインクルージョン、放課後に提供されるプログラム 等についての課題が挙げられた。

1

2．児童館について　児童館の機能・役割の強化・見直しのため、本専門委員会の下に「児童館のあり方に関する検討ワーキンググループ」を設置し、集中的に議論を行い、意見をとりまとめた。

1．児童館の現状と課題
児童館は唯一こどもが自ら選んで行くことができる児童福祉施設であり、こどもが有する権利を保障する施設。また、遊びを通じてこどもの福祉増進を目指すという目的そのものが希有であり、児童福祉法に位置づけられたことの意義がある。一方で、施設数の減少、地域における活動の濃淡等の課題もある。

2．今後の児童館のあり方
①こどもの居場所としての児童館機能・役割の強化
すべてのこどもを対象としているユニバーサルサービス。中・高校生世代に向けた支援のための検討やセンター機能、思春期特有の悩みや課題への対応等が期待される。従来の慣例に囚われることなく、社会情勢に応じたこどもの居場所づくりが必要である。

②ソーシャルワークを含めた福祉的課題への対応強化

ソーシャルワーク機能の基盤を「遊び」に置き、多様なこどもたちを惹きつけ、こどもが抱える様々な課題に出会う機会を増やすことができる。ソーシャルワーク機能を実効的にするためには、福祉系専門職の配置等が期待される。また、今後、地域子育て相談機関としても機能することが求められる。

③大型児童館を中心とした、地域における児童館全体の機能強化

大型児童館の固有の特性や機能を整理し、遊びのプログラムの開発・普及・啓発をはじめ、県内児童館やこどもの居場所とのネットワーク、中間支援機能、広域災害時のこども支援等の役割発揮を期待し、大型児童館を中心とした児童館全体の機能強化が求められる。

④児童館の制度について

①～③の視点が総合的に展開されていくことが、児童館の今後のあり方としてふさわしいため、実現するための制度が整備されることが求められる。

・「こどもの居場所づくり」において、放課後のあり方について継続した議論が展開されることが望まれる。
・こども家庭庁に、こども政策の司令塔として総合的な放課後児童施策を推進するための役割発揮を期待する。

こども政策の推進に係る有識者会議第２次報告書～「こども大綱」の策定に向けた論点～（2023.3.28）

- 3 月 28 日、内閣官房は「こども政策の推進に係る有識者会議第 2 次報告書～「こども大綱」の策定に向けた論点～」をとりまとめた。
- 本会議は、こどもや若者の視点に立って、こどもや若者をめぐるさまざまな課題に適切に対応するための政策の方向性について検討するために開催され、令和 3 年 11 月には、取り組むべき政策の柱と具体的な施策等を盛り込んだ「こども政策の推進に係る有識者会議報告書」（第 1 次報告書）」をとりまとめている
- その後、令和 5 年 4 月に施行されるこども基本法において、政府はこども施策を総合的に推進するためのこども大綱を作成することとされた。さらに、こども大綱は、基本的な方針や重要事項等について定めるものであり、既存 3 大綱（少子化社会対策大綱、子供・若者育成支援推進大綱、子供の貧困対策に関する大綱）の内容を含むものでなければならないとされた。
- 本報告書は、令和 5 年 4 月のこども家庭庁の創設をもって本会議が役割を終えるにあたり、既存 3 大綱の進捗等を踏まえ、こども大綱の策定に向けた論点の整理として、とりまとめたもの。

こども政策の推進に係る有識者会議　第２次報告書　概要

こども大綱の案の具体化に当たり、**こども・若者や子育て当事者等から聴いた意見を真摯に受け止める**とともに、**既存３大綱の進捗と成果を踏まえつつ**、**本報告に示した考え方及び第１次報告書に記載された具体的施策の実現**に向け最大限の努力を求める。

これまでの検討の経緯

R4.6
こども基本法 成立
（こども大綱策定に関し規定）

R4.9
こども政策の推進に係る有識者会議

R4.9～R5.1
幅広い当事者・関係者から意見聴取

こどもまんなかフォーラム

関係団体・有識者との対話

大臣による児童館・児童養護施設等訪問

こども大綱の役割

- 既存の**少子化社会対策大綱、子供・若者育成支援推進大綱、子供の貧困対策に関する大綱を一元化**し、さらに必要な施策を盛り込む。
- **政府を挙げて取り組むべきこども・若者に関する施策、少子化の克服、こどもの貧困に関する施策**を幅広く対象。
- こども大綱で、**常にこども・若者の最善の利益を第一**に考え、**こども・若者に関する取組・政策を社会の真ん中に据えた「こどもまんなか社会」を実現。**
- **家庭を持つことや、こどもを産むことや育てることの喜び・楽しさを実感**できることで、**少子化の克服やこども・若者のより良い成長を実現。**

こどもまんなかフォーラム等から得られた気付きや示唆

※得られた意見等については別紙参照

①こども・若者の意見表明や参画に関連する事項
②こどもや若者の健やかな成長に関連する事項
③困難な状況にあるこどもや若者、家庭への支援に関連する事項
④結婚、妊娠・出産、子育てに関連する事項
⑤こども・若者の周囲にいる大人に対する支援に関連する事項
⑥関係省庁・地方自治体・民間団体等の連携に関連する事項

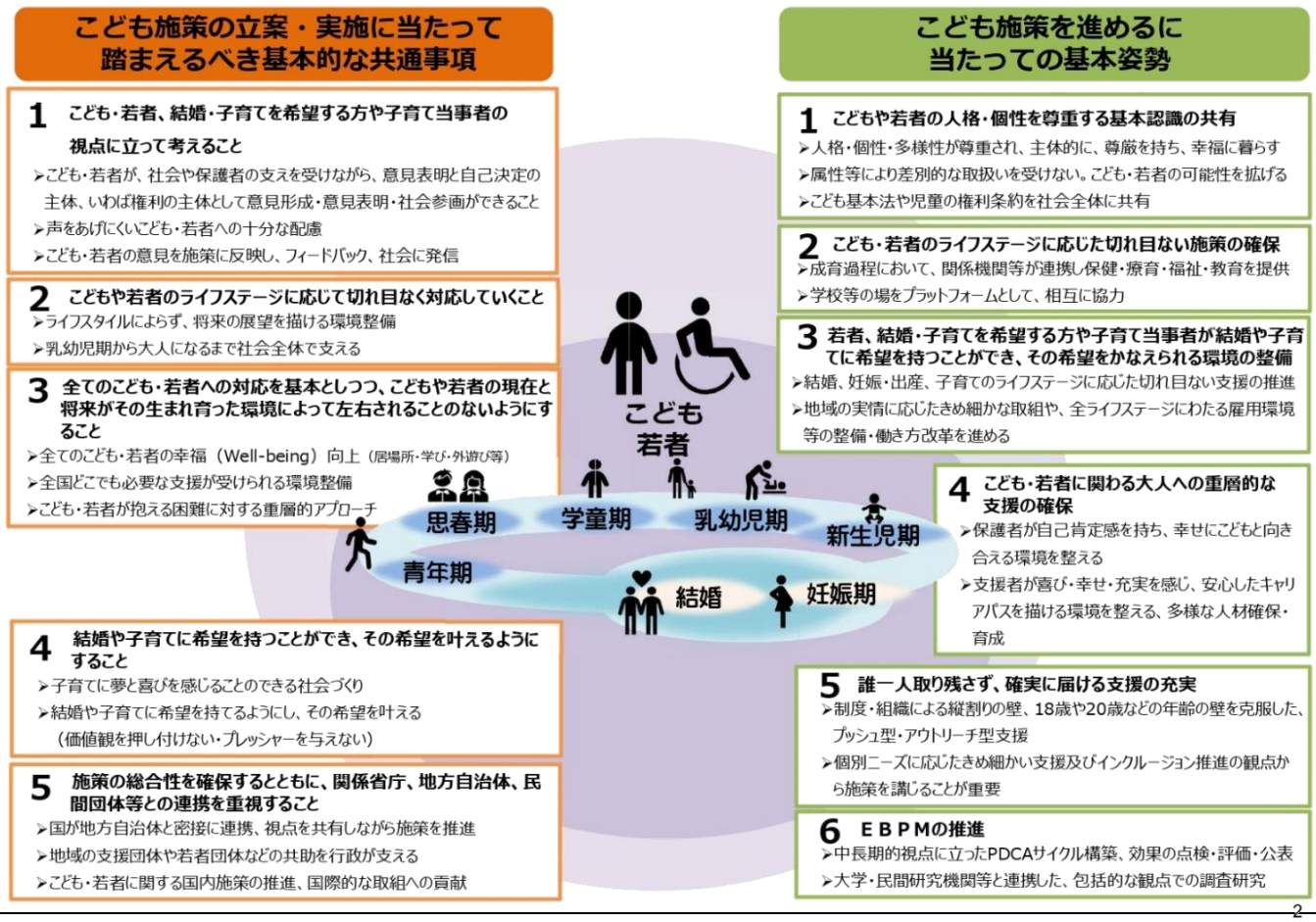

障害児通所支援に関する検討会　報告書（2023.3.28）

- 3 月 28 日、厚生労働省は「障害児通所支援に関する検討会　報告書」をとりまとめた。
- 報告書は、令和 4 年 6 月 8 日に成立した「児童福祉法等の一部を改正する法律」をふまえ、同改正法の施行及びその他必要な事項について具体的に検討を行うため設置された「障害児通所支援に関する検討会」の議論をとりまとめたもの。
- 本検討会（座長：田村和宏　立命館大学教授）は、令和 4 年 8 月 4 日から令和 5 年 3 月 14 日までの計 11 回開催され、身近な地域で障害児通所支援が受けられるようになった一方で、適切な運営や支援の質の確保等の課題があることから、障害児通所支援が担うべき役割や機能、対象者など、今後の障害児通所支援の在り方を検討してきた。
- 報告書では、障害児通所支援の役割として「児童発達支援センターの在り方」「児童発達支援・放課後等デイサービスの役割・機能の在り方」「インクルージョンの推進」「障害児通所支援の給付決定の在り方」「事業所指定の在り方」「支援の質の向上等」の現状や検討の方向性などについて示している。

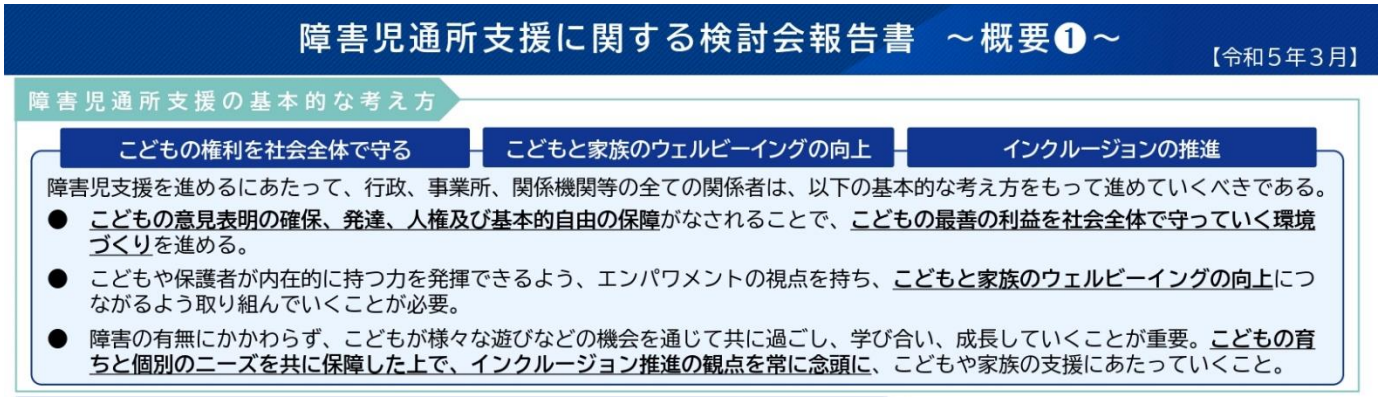

子ども・子育て支援制度における継続的な見える化に関する有識者会議

◇第 3 回（2023.3.27）

- 3 月 27 日、内閣府は第 3 回子ども・子育て支援制度における継続的な見える化に関する有識者会議を開催した。
- 今回は、これまでの会議のご意見を整理した、子ども・子育て支援制度における継続的な見える化に関して検討を深めるべき論点及び 4 月以降のこども家庭庁における検討体制について協議が行われた。
- 今後、第 3 回会議におけるご意見を追加したものを「検討を進めるべき論点」としてとりまとめたうえで、引き続きこども家庭庁において検討を進めていく。

◇第 2 回（2023.3.6）

- 3 月 6 日、内閣府は第 2 回子ども・子育て支援制度における継続的な見える化に関する有識者会議を

開催した。

- ▶ 今回は、医療、介護分野での検討状況及び、福祉医療機構・私学事業団における現行の取組、子ども・子育て分野における先行的な取組、子ども・子育て分野での検討の方向性について、協議が行われた。

幼児教育・保育の無償化に関する協議の場　幹事会

◇第 7 回（2023.3.17）

- ▶ 3 月 17 日、内閣府は第 7 回幼児教育・保育の無償化に関する協議の場　幹事会を開催した。
- ▶ 今回は、第 6 回に引き続き、①幼児教育・保育の無償化について、②認可外保育施設の無償化に係る 2 年後を目途とする検討について、③幼児教育・保育の無償化の対象とならない多様な集団活動等への支援について協議が行われた。

◇第 6 回（2023.3.2）

- ▶ 3 月 2 日内閣府は、第 6 回幼児教育・保育の無償化に関する協議の場　幹事会を開催した。
- ▶ 今回は、①幼児教育・保育の無償化について、②幼児教育・保育の無償化の対象とならない多様な集団活動等への支援の在り方について、③認可外保育施設の質の確保・向上に向けた取組について協議が行われた。

社会保障審議会児童部会

◇第 53 回（2023.3.14）

- ▶ 3 月 14 日、厚生労働省は第 53 回社会保障審議会児童部会を開催した。
- ▶ 今回は、最近の子ども家庭行政の動向について報告が行われ、こども家庭庁組織体制の概要、出産・子育て応援交付金などについて示された。
- ▶ また、こども家庭庁に、こども政策に関する重要事項等を審議するこども家庭審議会等が設置され、内閣府及び厚生労働省から関係審議会等の機能が移管されることに伴い、社会保障審議会児童部会を廃止し、その機能をこども家庭庁に移管されることとなったこと、小児慢性特定疾病対策に関する施策については、こども家庭庁設置後も、厚生労働省で所管する難病対策と一体のものとして引き続き厚生労働省において所掌することとされたため、社会保障審議会の下に、新たに「小児慢性特定疾病対策部会」を設置すると報告があった。

教育・保育施設等における重大事故防止策を考える有識者会議

◇第 19 回（2023.3.9）

- ▶ 3 月 9 日、内閣府は第 19 回教育・保育施設等における重大事故防止策を考える有識者会議を開催した。
- ▶ 今回は、検証報告を行った自治体へのヒアリング、有識者会議年次報告（令和4年度）が行われ、年次報告については、令和 4 年度のテーマである意識不明について、報告書（案）が説明された。提言は以下のとおり。

  提言1　意識不明のレベル（判断基準）を明確にして、現場の職員が判断しやすくする。
  提言2　意識不明の事故が確実に報告され、対応策がとられるように報告の基準を明確にする。
  提言3　意識不明の事案も事後的な検証を行い、必要な再発防止策を検討する。

こどもの居場所づくりに関する調査研究　報告書（2023.3）

- ▶ 3 月、内閣官房は「こどもの居場所づくりに関する調査研究　報告書」をとりまとめた。
- ▶ 報告書は、「こどもの居場所づくりに関する指針（仮称）」の策定に資するよう、こどもの居場所についての

実態把握や論点整理、こども・若者の居場所づくりの視点・理念のとりまとめを行うことを目的とした「こどもの居場所づくりに関する調査研究」での検討内容をとりまとめたもの。

- 本調査研究では、①検討委員会の設置・運営、②先行調査の整理・分析、③有識者や関係団体等へのヒアリング、④こども・若者からの意見聴取及び、これらをふまえた調査結果報告書の作成を実施した。
- 報告書では、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、こども・若者の権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができることを目指すことを理念とし、こども・若者の声（視点）を軸とした「居たい・行きたい・やってみたい」の3つの視点で整理している。
- また、居場所に共通する課題として「居場所の安心・安全の確保」、「こども・若者の声を聴き、こども・若者の視点に立った居場所づくり」、「多様な居場所を増やすこと」、「居場所とこども・若者をつなぐこと」、「居場所を継続すること」を挙げており、その対応策として「こども・若者の声を聴き、こども・若者の視点に立った居場所づくり」、「居場所における支援の質向上と環境整備」、「地域の居場所をコーディネートする、人材確保、育成への支援」、「居場所づくりに取り組む団体を支援する中間支援団体への支援」、「官民の役割分担（共助・公助の組み合わせ）」を整理している。

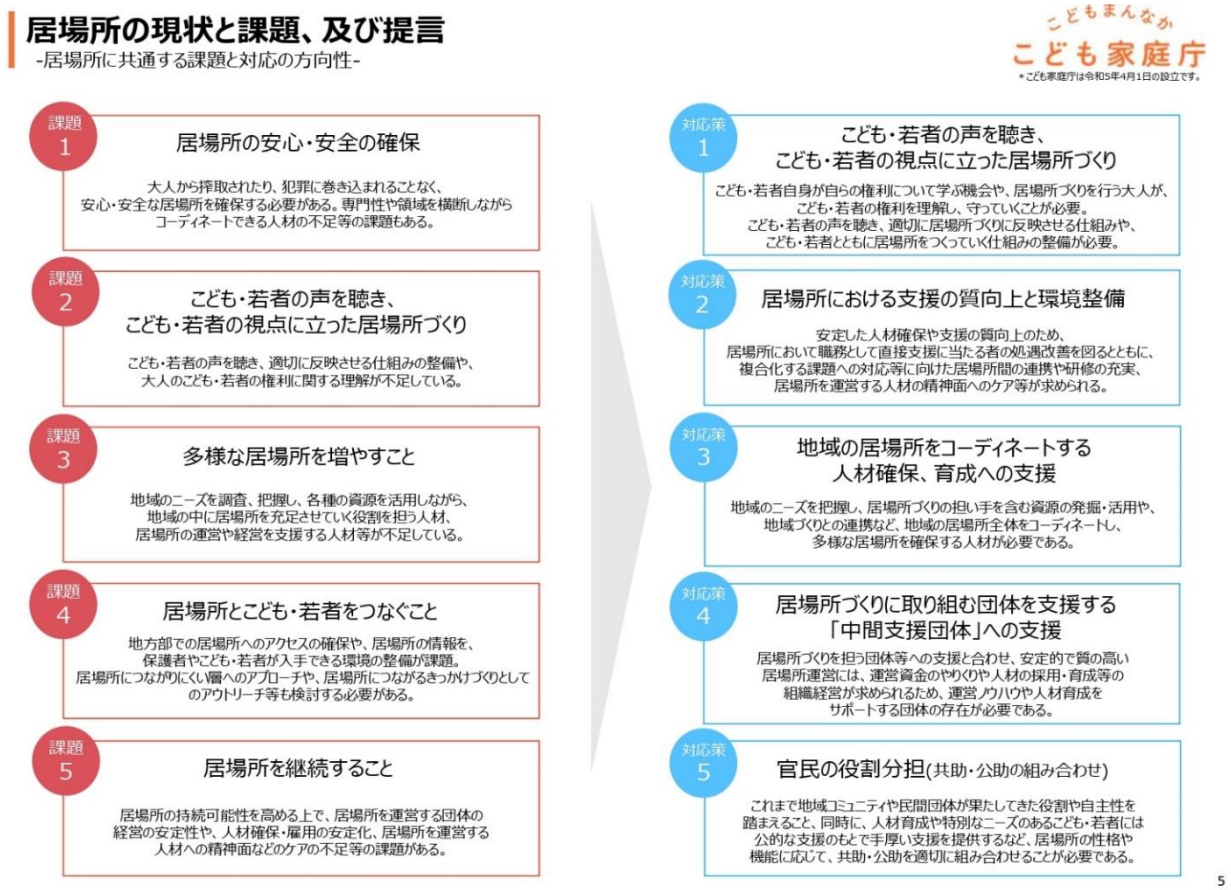

未就園児等の把握、支援のためのアウトリーチの在り方に関する調査研究　報告書

- 3 月、内閣官房は「未就園児等の把握、支援のためのアウトリーチの在り方に関する調査研究　報告書」をとりまとめた。
- 本報告書は、未就園児等の把握、支援の在り方を明らかにし、各市町村における取組を推進、支援することを目的とした「未就園児等の把握、支援のためのアウトリーチの在り方に関する調査研究検討委員会」での検討内容をとりまとめたもの。
- 本調査研究では、①自治体や民間団体の取組事例の収集・分析、②有識者・当事者ヒアリング、③検討委員会を実施し、未就園児等の背景要因の分析及び今後の施策の検討を行った。
- 報告書では、今後の取組の基本的な考え方として、誰一人取り残さず、こどもの心身の状況、置かれて

いる環境等にかかわらず、幸福な生活を送ることができるよう、乳幼児期における「育ち」を切れ目なく保障することが重要であるとし、孤立や不適切養育の予防（妊娠期からのポピュレーションアプローチ）、支援の対象とすべきこどもの把握、支援が必要なこどもや家庭との関係性の構築、支援の実施、再度の孤立の防止等を今後の取組の方向性として示している。

未就園児等の把握、支援のためのアウトリーチの在り方に関する調査研究 報告書概要

令和５年３月

▶本調査研究の概要

未就園児等やその家庭の中には、虐待の未然防止や健全育成等の観点から、支援が必要となる場合がある。各市町村は未就園児等の状況を把握し、必要に応じ適切に支援につなぐなど、こどもの福祉の増進及び最善の利益を図っていくことが必要である。このため、未就園児等の把握、支援の在り方を明らかにし、各市町村における取組を推進、支援することを目的とし実施した。

下記①～③を踏まえ、未就園児等の背景要因の分析及び今後の施策を検討した。
①自治体や民間団体の取組事例の収集・分析
②有識者・当事者ヒアリング
③検討委員会の開催

▶今後の取組の基本的な考え方

こども基本法やこども政策の新たな推進体制に関する基本方針に掲げられている理念にのっとり、誰一人取り残さず、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、幸福な生活を送ることができるよう、乳幼児期における「育ち」を切れ目なく保障することが重要

０～２歳児

地域の中で孤立しがちであることから、妊娠・出産を契機としたつながりや、乳幼児健診等の機会も活用し、一時預かりや地域子育て支援拠点など地域の様々な子育て支援につなげるとともに、家庭外でもこども同士や保護者以外の大人や社会資源と関わる機会を設けることが重要

３歳児以降

集団の中で育ちあうことの重要性が高まる年齢であり、義務教育との円滑な接続の観点からも、できる限り良質な幼児教育・保育を保障するため、未就園となっている状況等を把握し、適切に就園その他の支援につなぐことが重要　※３歳児以降は幼児教育・保育の無償化対象

☞未就園児とその家庭の子育て状況は様々であり、未就園であること自体を問題視するような情報発信や対応とならないよう留意が必要

未就園児等の把握、支援のためのアウトリーチの在り方に関する調査研究 報告書概要

▶今後の取組の方向性（共通する課題への対応）

孤立や不適切養育の予防（妊娠期からのポピュレーションアプローチ）

子育て環境の変化等により、全ての家庭に孤立や不適切養育に陥るリスクがあることを考慮。
- 経済的支援とセットの伴走型相談支援等による、早期からの関係性構築
- 孤立しやすい転入家庭へのフォロー
- 地域の居場所や子育てサービスの充実

支援の対象とすべきこどもの把握

支援の対象とすべきこどもについて、必要な支援に早期につなぐことが重要。
- 国や自治体による３歳以上の未就園児の数や養育状況の把握
- 経済的支援とセットの伴走型相談支援による対象児の把握
- 行政以外の支援機関等との情報共有の促進

支援が必要なこどもや家庭との関係性の構築、支援の実施、再度の孤立の防止

行政への抵抗感により支援につながらないケースや、ひろばや保育所などの拠点型サービスへ出向くことが難しいケースへの対応。
- 支援につながりにくい家庭等に対する、アウトリーチ型子育てサービスや申請手続きの伴走支援
- 複合的な課題に対応できる人材の育成

▶今後の取組の方向性（個別の課題への対応）

こどもに発達の課題がある家庭

- ✓ 発達の課題については専門的な支援に円滑につながるよう、保護者の心情に配慮した丁寧な相談支援を行う。
- ✓ 保育所等で受入れが難しいケースがあるため、受け入れる保育所等における理解促進や児童発達支援センター等関係機関との連携を推進する。

保護者にメンタルヘルス上の課題等がある家庭

- ✓ 保護者自ら相談窓口へのアクセスが難しいケースがあるため、メンタルヘルスの相談窓口は、こどもを含む家庭状況等も確認し、気になる状況があればこどもや育児の相談窓口に案内する。
- ✓ 園への送迎が難しいケースがあるため、状況に応じてファミリー・サポート・センター事業や障害福祉サービス（居宅介護等）の育児支援を活用する。

外国にルーツのある家庭

- ✓ 言語の壁により入園申請が困難なケースがあるため、地域の日本語教室等との連携や、行政窓口における多言語・やさしい日本語での対応を推進する。
- ✓ 保育所等における外国ルーツへの理解促進や専門的な人材の配置を推進する。
- ✓ 外国ルーツ向けの制度や自治体等における対応事例を周知する。

こども政策決定過程におけるこどもの意見反映プロセスの在り方に関する調査研究　報告書（2023.3）

- 3　月、内閣官房は「こども政策決定過程におけるこどもの意見反映プロセスの在り方に関する調査研究報告書」をとりまとめた。
- 本報告書は、こどもや若者の視点に立った政策立案に向け、こどもや若者が参画しやすく、意見を表明しやすい環境を構築するための在り方を検討することを目的とした、こども政策決定過程におけるこどもの意見反映プロセスの在り方に関する検討委員会での検討内容をとりまとめたもの。
- 本検討委員会では、調査研究として地方公共団体の先進事例や諸外国の取組についての情報収集や有識者からのヒアリングを行うとともに、実際にこどもや若者から意見を聴くモデル事業を実施した。
- 報告書では、調査研究結果を踏まえ、こどもや若者の意見聴取とその反映及びこどもや若者の参加・参画の手法等についての課題の整理をするとともに、こどもや若者の視点に立った政策立案に向け、こどもや若者が参加・参画しやすく、意見を表明しやすい環境を構築するための在り方を検討し、こども家庭庁に対する提案をとりまとめている。

報告書 本編第6章

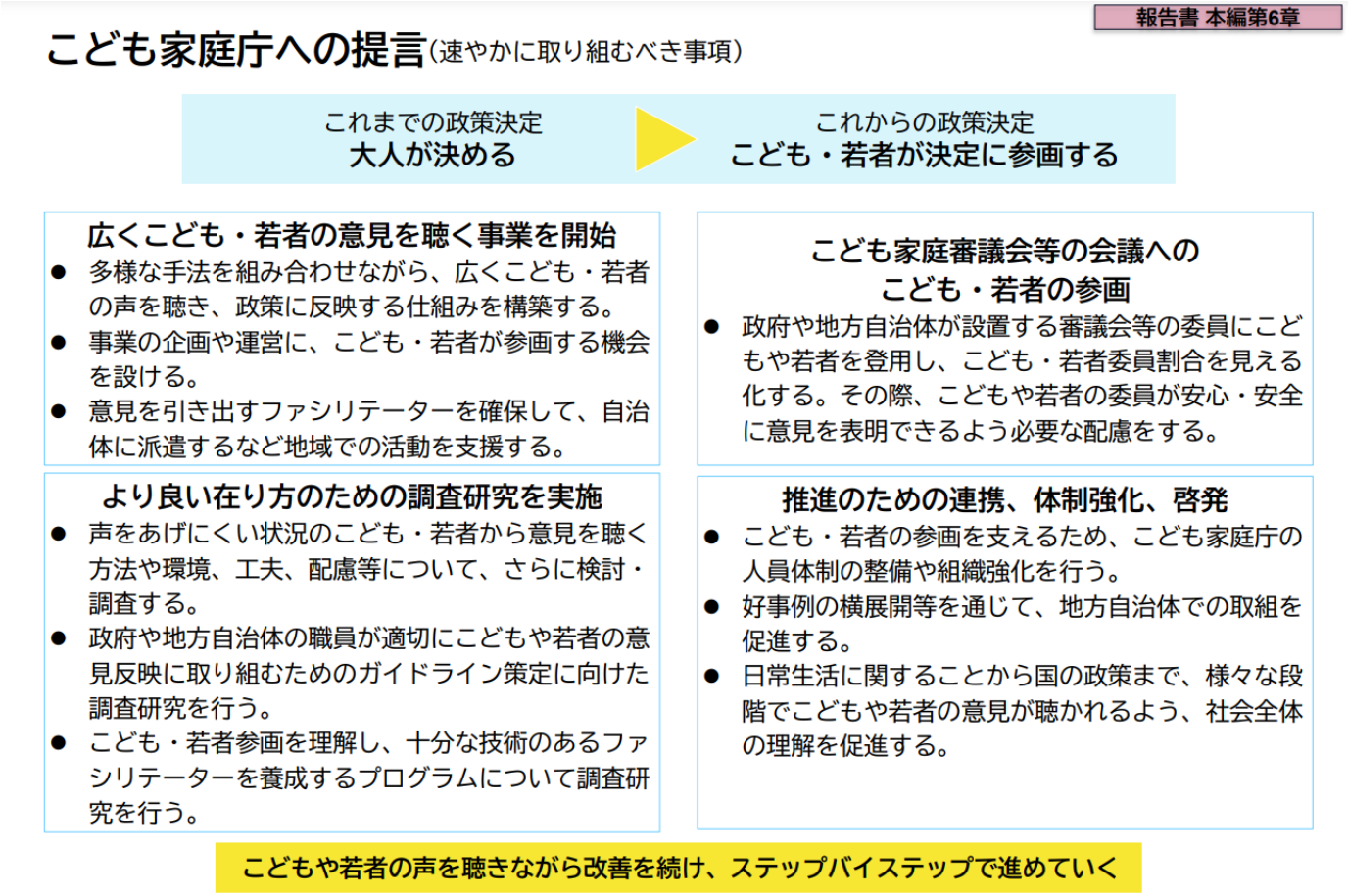

令和 4 年度子ども・子育て支援調査研究事業　教育・保育施設における事故に至らなかった事例の収集・共有等に関する調査研究　報告書（2023.3）

- 3　月、内閣府は「令和4年度子ども・子育て支援調査研究事業　教育・保育施設における事故に至らなかった事例の収集・共有等に関する調査研究　報告書」を公表した。
- 本調査研究では、教育・保育施設等におけるいわゆる「ヒヤリ・ハット事例」のうち、命の危険につながりかねないような事例が行政や他の施設と共有されることが事故防止を図る上で重要であることから、どのように事例を収集・共有すればよいのか、その方法について認定こども園や幼稚園、保育所の各団体や、事例の収集を先行的に行っている地方公共団体のご協力のもと、検討を行った。
- 検討にあたっては、各団体を構成員とする「意見交換会の場」が開催され、その場で出されたご意見をもとに、ヒヤリ・ハット事例の収集と共有を効果的かつ効率的に行う方法などをとりまとめている。

▶ また、実際に発生したヒヤリ･ハット事例が事例集としてまとめられ、各施設でヒヤリ･ハット事例が発生した場合に、リスクのレベルに応じて評価･分類を行い、改善策を講じていくという一連の取組を取り入れるに当たっての課題について検討･整理されている。

いわゆる「ヒヤリ･ハット事例」に関する調査研究報告の概要

教育･保育施設等におけるいわゆる「ヒヤリ･ハット事例」のうち、命の危険につながりかねないような事例が行政や他の施設と共有されることは、事故防止を図る上で重要であるため、そうした事例の収集や共有の方法などについて調査研究を実施。（令和４年12月～令和５年３月）

１．効果的な事例収集･共有の方法の検討

現在、重大事故については国への報告を求めているが、ヒヤリ･ハット事例についてはどのように収集･共有することが効果的か、その方法について有識者、先行自治体、団体関係者による意見交換を実施して検討した。

＜議論の概要＞

共通認識：事例が共有されることは、責任追及のためではなく、事故予防のほか、職員が安心して保育に当たれる、こどもが安心して遊べるために必要。

- ○ 各施設に求められる取組
  施設内における自主的な報告と共有を促進すること。またそのために効率的な報告･記録方法を工夫すること。
  （好事例を参考に簡単に報告できる様式を用意する　など）
- ○ 教育･保育団体に求められる取組
  団体の自主的な取組として会員施設から事例収集を行うこと。（安全管理研修の場などを活用することも有効）
- ○ 自治体に求められる取組
  自治体が各施設に提供を求めるに当たっては、その頻度や量、方法について、引続き現場への十分な配慮が求められる。

２．分かりやすい事例集の作成

○ 今回の収集の範囲

重大事故が多いと言われている食事中、睡眠中、水遊び中などは、これまでも度重なる注意喚起により、危険に対する認識がある程度定着している。一方、送迎バスでの置き去りによる死亡事故が相次いで発生したことを踏まえ、今回は「こどもの所在や行動を把握できなくなった事例」を中心に収集した。

○ 掲載事例の概要

送迎バスへの置き去りや園外活動中の見失い等のほか、以下のような事例を掲載。これらを場面ごとに整理しつつ、各分野での気づきや対策の一助となるよう、場面ごとの傾向や共通の注意事項について分析を行うとともに、医療分野の取組を参考に、リスクに応じた分類を試行的に行った。

◆ 登･降園時の見失いや抜け出し　◆ 園外への抜け出し　◆ 施設内での閉じ込め　◆ トイレに行ったこどもの見失い
◆ 施設内での活動場所の切替わりの際の置き去り　◆ 目を離したこどもが遊具で遊んでいるこどもに衝突しそうになった
◆ 施設内の死角になる場所での見失い

３．今後期待される国の取組

今回の事例集の範囲は「こどもの所在や行動を把握できなくなった事例」を中心としたが、本事例集の提供を受けた各自治体･施設からの反応も踏まえて、次年度以降も団体等の協力も得ながら別のカテゴリーで事例収集･共有を行うなど、継続した取組を行っていくことが望まれる。

学びや生活の基盤をつくる幼児教育と小学校教育の接続について～幼保小の協働による架け橋期の教育の充実～（審議とりまとめ）（2023.2.27）

▶ 2 月 27 日、文部科学省は学びや生活の基盤をつくる幼児教育と小学校教育の接続について～幼保小の協働による架け橋期の教育の充実～（審議とりまとめ）を公表した。

▶ 本審議まとめは、幼児教育の質的向上及び小学校教育との円滑な接続について専門的な調査審議を行うことを目的に、中央教育審議会初等中等教育分科会の下に設置された「幼児教育と小学校教育の架け橋特別委員会」においてとりまとめられたものであり、特別員会では、全ての子供に学びや生活の基盤を保障するための方策や、各地域において着実にこうした方策を推進するための体制整備等を中心に審議を行った。

▶ 本審議まとめでは、幼児期及び架け橋期の教育における現状、課題とともに、6 つの目指す方向性を示している。

学びや生活の基盤をつくる幼児教育と小学校教育の接続について　～幼保小の協働による架け橋期の教育の充実～

令和５年２月27日　中央教育審議会初等中等教育分科会　幼児教育と小学校教育の架け橋特別委員会
（参考資料）幼保小の架け橋プログラムの実施に向けての手引き及び参考資料（初版）（https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/youchien/1258019_00002.htm）

- 幼児期の教育は、**生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なもの**であり、**全ての子供に等しく機会を与えて育成**していくことが必要。
- **幼児期は遊びを通して小学校以降の学習の基盤となる芽生えを培う時期であり、小学校においてはその芽生えを更に伸ばしていくことが必要**。そのためには、幼児教育と小学校教育を円滑に接続することが重要。
- 一方、幼児教育と小学校教育は、他の学校段階等間の接続に比して様々な違いを有しており、円滑な接続を図ることは容易でないため、**５歳児から小学校１年生の２年間を「架け橋期」**と称して焦点を当て、**０歳から18歳までの学びの連続性に配慮**しつつ、**「架け橋期」の教育の充実**を図り、**生涯にわたる学びや生活の基盤をつくる**ことが重要。
- 架け橋期の教育を充実するためには、幼保小はもとより、家庭、地域、関係団体、地方自治体など、**子供に関わる全ての関係者が立場を越えて連携･協働**することが必要。
- 教育行政を所掌する文部科学省は、**こども家庭庁をはじめとする関係省庁と連携を図りながら**、家庭や地域の状況にかかわらず、**全ての子供が格差なく質の高い学びへと接続できるよう幼児期及び架け橋期の教育の質を保障**していくことが必要。

これらを踏まえ、以下の方策を推進

1．架け橋期の教育の充実

幼児教育施設と小学校は、３要領・指針※及び小学校学習指導要領に基づき、幼児教育と小学校教育を円滑に接続することが必要。 ※幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領

① 子供の発達の段階を見通した架け橋期の教育の充実 幼 小

- 幼児教育と小学校教育では、各教科等の区別の有無や内容・時間の設定など様々な違いを有することから、**幼保小が意識的に協働して「架け橋期」の教育を充実**
- 幼児教育施設においては、**小学校教育を見通して「主体的・対話的で深い学び」等に向けた資質・能力を育み**、小学校においては、**幼児教育施設で育まれた資質・能力を踏まえて教育活動を実施**。特に、小学校の入学当初においては、小学校において主体的に自己を発揮しながら学びに向かうことを可能にするための重要な時期であり、幼児期に育まれた資質・能力が、低学年の各教科等における学習に円滑に接続するよう教育活動を実施

② 架け橋期のカリキュラムの作成及び評価の工夫によるPDCAサイクルの確立 幼 小

- **幼保小が協働**して、３要領・指針において幼児期の資質・能力が具体的に現れる姿として定められている**「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」等を手掛かり**としながら、**架け橋期のカリキュラム※を作成**。小学校１年生の修了時期を中心に**共に振り返って、架け橋期の教育目標や日々の教育活動を評価**し、**幼保小それぞれの教育を充実**
  ※幼保小が協働して、期待する子供像や育みたい資質・能力、園で展開される活動や小学校の生活科を中心とした各教科等の単元構成等を明確化したもの
- 幼保小の合同会議等を定期的に開催するなど、**幼児教育施設と小学校の継続的な対話を確保**、コミュニティ・スクール等を活用し、**保護者や地域住民の参画を得る仕組みづくり**

2．幼児教育の特性に関する社会や小学校等との認識の共有

幼児教育施設と小学校が、保護者や地域住民等の参画を得ながら、架け橋期の教育の充実を図るためには、幼児教育の特性について、認識の共有を図ることが必要。

① 幼児教育の特性に関する認識の共有 幼 小

- 幼児期の遊びを通した学び※の特性に関する社会や小学校等との認識の共有が未だ十分ではないため、様々な研究や実践の成果に基づく知見を活用して幅広く伝え、**遊びを通した学びの教育的意義や効果の共通認識を図る**
  ※幼児期は、子供が遊びを中心として、頭も心も体も動かして、主体的に様々な対象と直接関わりながら総合的に学んでいくとともに、遊びを通して思考を巡らし、想像力を発揮し、自分の体を使って、友達と様々なことを学んでいく

② ICTの活用による教育実践や子供の学びの見える化 幼

- ICTを活用したドキュメンテーションやポートフォリオにより**日々の教育実践や子供の学びを「見える化」**し、先生の教育の意図等を併せて伝えることにより、幼児教育の特性や教育方針等について、**保護者や地域住民の理解を促進**
- 「見える化」による保護者や地域住民との連携の**好事例等を収集・発信**し、幼児教育の特性に関する社会の認識を向上

3．特別な配慮を必要とする子供や家庭への支援

障害のある子供や外国籍等の子供など、特別な配慮を必要とする子供や家庭への適切な支援が必要。

① 特別な配慮を必要とする子供と家庭のための幼保小の接続 幼 小

- 特別な配慮を必要とする子供の対応が増加しており、**幼児教育施設・小学校と、母子保健、福祉、医療等の関係機関との連携強化**により、切れ目ない支援を実施
- 国や地方自治体において、障害のある子供や外国籍等の子供などの受入れに関する**研修プログラムを開発、研修資料や教材を作成**
- 幼児教育施設は、**一人一人に応じた指導を重視する幼児教育のよさを生かしながら子供の実態に応じた適切な支援を実施**、小学校は、**引き継いで必要な支援を実施**

② 好事例の収集 幼 小

- 幼児教育施設や小学校における子供の多様性に配慮した教育の充実に関する**好事例等を収集・蓄積して活用**

4．全ての子供に格差なく学びや生活の基盤を育むための支援

核家族化や地域の関わりの希薄化に伴い、家庭や地域の教育力が低下し、幼児教育施設の役割が一層重要。

① 幼児教育施設の教育機能と場の提供 幼

- ０歳から５歳の未就園児も含め、様々な体験の機会が得られるよう、**幼児教育施設が有する専門的な知見や場を地域に提供し、様々な子供の学びの場への参加を推進**
- 幼児教育施設において、保護者の幼児教育に対する理解を深めるとともに、親子登園や相談事業、一時預かり事業等の**子育て支援を充実**

② 全ての子供のウェルビーイング※を保障するカリキュラムの実現 幼 小

- **全ての子供のウェルビーイングを高める**観点から、教育課程の編成※※や指導計画の作成、実施や評価、改善等

※身体的・精神的・社会的に良い状態にあること。短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含む概念

※※保育所は「全体的な計画」、幼保連携型認定こども園は「教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画」の作成

5．教育の質を保障するために必要な体制等

設置者や施設類型を問わず、幼児教育の質の向上や幼保小の接続等の取組を一体的に推進する体制が必要。また、幼児教育施設における人材確保や勤務環境の改善等が必要。

① 地方自治体における推進体制の構築 幼 小

- 地方自治体において、**幼保小の担当部局の連携・協働や幼保の担当部局の一元化、幼児教育センターの設置・活用**や**幼児教育アドバイザーの配置等を推進**

② 架け橋期の教育の質保障のために必要な人材育成等 幼 小

- 幼保小に対して専門的な指導・助言等を行う**架け橋期のコーディネーターや幼児教育アドバイザーを育成、幼保小接続や生活科を担当する指導主事の配置・指導力の向上**
- **幼児教育施設や小学校の管理職や先生の研修を充実**
- 架け橋期のカリキュラムや研修等を開発・実施する**「幼保小の架け橋プログラム」を推進**

③ 幼児期の教育の質保障のために必要な人材確保・定着等 幼

- 国において、**処遇改善等の必要な施策を引き続き実施**
- 地方自治体において、**総合的な人材確保策を推進**
- 幼児教育施設において、**管理職等がマネジメント能力やリーダーシップを発揮するための研修を充実**
  心理や福祉、障害等の専門的知見を有する者を積極的に活用
  働き方改革を推進するため、**ICT環境の整備を推進**
- **事故等の発生・再発防止のための取組を徹底**

6．教育の質を保障するために必要な調査研究等

幼児教育や幼保小の接続の分野について、データやエビデンスに基づく政策形成が必要。

① 幼保小接続期の教育に関する調査研究 幼 小

- 国において、**架け橋期のカリキュラムに基づく評価方法**や、諸外国における子供の多様性を尊重した幼保小の接続期の具体的支援や体制の構築について、調査研究を推進

② 幼児期の教育に関する調査研究 幼

- 国立教育政策研究所幼児教育研究センター、大学、地方自治体、幼児教育関係団体、民間研究機関等からなる**国内外の研究ネットワークを構築**
- 質の高い幼児教育とは何かを明らかにするため、国のプロジェクトとして、**大規模な長期縦断調査を実施**
- **日本独自の質評価指標の開発や園内研修等において活用しやすい質評価指標の開発を推進**

＜通知・公表＞

令和４年におけるストーカー事案、配偶者からの暴力事案等、児童虐待事案等への対応状況（2023.3.2）

- ▶ ３月２日、警視庁は「令和４年におけるストーカー事案、配偶者からの暴力事案等、児童虐待事案等への対応状況」を公表した。
- ▶ 児童虐待事案への対応状況については、通告児童数は増加傾向であり、令和４年は11万5,762人（前年比＋7,703人，＋7.1%）と過去最多であった。

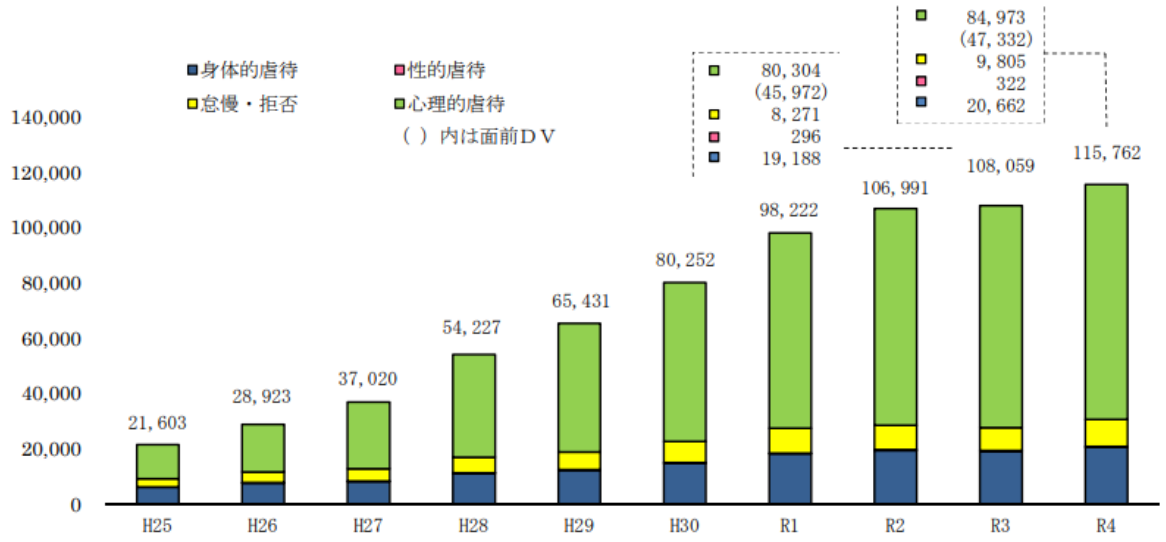

▶ また、児童虐待事件の検挙件数は高い水準で推移し、令和4年は 2,181 件（前年比＋7 件，＋0.3%）と過去最多となっている。

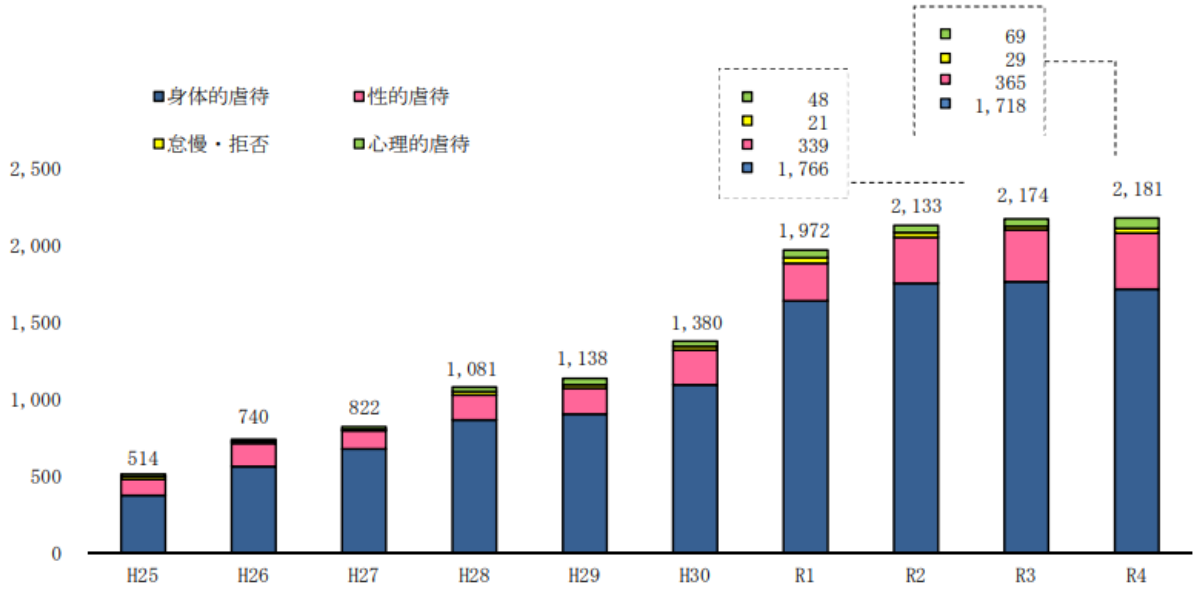

保育所等における在園時の保護者への子育て支援～相談等を通じた個別的な対応を中心に～（2023.3）

▶ 3 月、厚生労働省は「保育所等における在園時の保護者への子育て支援～相談等を通じた個別的な対応を中心に～」を公表した。

▶ 保育所・認定こども園等における保護者への子育て支援については、「保育所等における保育の質の確保・向上に関する検討会」の議論のとりまとめ（厚生労働省／令和 2 年 6 月）において、乳幼児期の子どもとその保育に関する基本的な考え方に関連して、今後検討すべき事項の1つとされた。また、「地域における保育所・保育士等の在り方に関する検討会」の議論のとりまとめ（厚生労働省／令和 3 年 12 月）では、保護者からの相談時に効果的な対応ができるように、対応にあたっての手引きの作成等について検討すべきとされた。

▶ これらを踏まえ、厚生労働省では、保護者への相談対応や保育所の特性を活かした子育て支援のあり方について検討し、本資料をまとめた。

保育所等における在園児の保護者への子育て支援 相談等を通じた個別的な対応を中心に【概要版】

基本編

1．保育所等における子育て支援の意義と役割

（1）子育てをめぐる保護者の現状と支援のニーズ

- 子育て家庭の抱える支援のニーズは幅が広いため、その中には、保育士等が共感しづらいこと、把握しにくいもの、保護者とは捉え方が異なるものが含まれます。
- 支援にあたっては、個々の保護者の意向や状況等に合わせて、適切なアプローチやタイミングを考えましょう。

（2）保育所等における子育て支援の目的と意義

- 保護者が子どもの育ちや自身の子育てを肯定的に受けとめられるような働きかけや環境づくりに努めましょう。
- 日頃の丁寧な関わりによって保護者との間に生まれる相互の信頼が相談の土台になります。
- 子どもや保護者のわずかな様子の変化から、支援を必要とする家庭に気づいたり、保育に関する専門的な知識や経験を生かした子育ての相談・助言をできるのが保育所等の強みです。

（3）地域の中で保育所等に求められる役割

- 日常的な関わりの中で、保護者からの相談を受け入れたり、保護者の様子を見ながら支援に向けて働きかけましょう。
- 経済的な困窮や健康面での問題など、深刻な問題がうかがえる場合には、目に見える状況を多様な観点から捉えなおし、保護者の複雑な支援ニーズを見極めながら、適切な支援が受けられるように関係機関等へつなぎましょう。
- 子育て支援に関わる地域全体の様々な資源について理解し、保育所等の位置づけや強み、役割等を捉え、関係機関との連携を図りましょう。

2．保育所等における子育て支援の基本

（1）支援に際しての基本姿勢

- 保護者の話を聞くときには、保育士等の価値観や判断基準からではなく、まずは話の内容をそのまま受けとめ、なぜそういった言葉が出たのかその意味や背景にあるいろいろな思いをありのままに理解するようにしましょう。
- 子どもにとっての最善の利益を第一に考慮し、長期的な視点をもって支援を保護者と一緒に考えていきましょう。
- 職務において知りえた個人情報・プライバシー情報は決して他者にもらさないようにしましょう。

（2）組織としての体制構築

- 全職員で共有している園の方針にしたがって、一貫した姿勢で保護者に対応しましょう。
- 保育士等が一人で抱え込まないためにも、職員間での情報共有、役割分担、協力関係など、円滑な連携に向けた組織体制の構築に努めましょう。
- 管理職の重要な役割として、どんなことでも互いに伝え合える職場環境づくり、保護者対応を含めた業務の負担の調整、問題が生じたときの速やかな状況把握と適切な対応などがあげられます。
- 法令等を遵守して、得られた情報を適切に管理・共有しましょう。

保育所等における在園児の保護者への子育て支援 相談等を通じた個別的な対応を中心に【概要版】

実践編

1．日常的なコミュニケーションを通じた支援の基盤づくり

（1）日常的なコミュニケーションや働きかけを通じた保護者との関係構築

- 園や保育士等は、子育ての大変さに寄り添い一緒に考えていく存在であることを、保護者に伝えていきましょう。
- 掲示物やお便り、ICTなどを通して、園の保育方針、保育のねらいや園児の活動の様子を積極的に発信し、保護者と共有していきましょう。
- 送迎時には、保護者と個別的に関わり、その日の子どもの姿を肯定的な表現で伝えたり、身近な話題から会話を広げるなどして、相互のコミュニケーションを図りましょう。
- 保護者が悩みや不安を話してくれたら、すぐに解決方法を提案するのではなく、まずは保護者の思いを丁寧に聴き、背景や経緯、心情を理解するようにしましょう。
- コミュニケーションを取るのが難しい保護者には、身近な話題を会話の糸口として話しかけてみましょう。

（2）保護者が相談しやすい環境づくり

- 保護者が自然に腰を下ろしたり、足を止めたりする「場づくり」をすることによって、保護者と関わる機会を増やしましょう。
- 行事、その他様々な場面で、園がいつでも保護者から相談にのる準備ができていることを伝え、保護者が気軽に相談できる雰囲気をつくりましょう。

2．個別的な支援が必要な家庭への気づき、状況把握

（1）子どもや保護者の様子からニーズを察知する視点

- 支援ニーズを読み取るために、普段から子どもや保護者の様子を丁寧に観察・把握しておきましょう。
- 子どもや保護者に普段と異なる様子が見られたら、その情報を保育士等が一人で抱え込まず、園内で共有しましょう。

（2）記録とアセスメント の方法

- 子どもの姿や家庭の状況については、自治体や園で定めた書式を活用し、「いつ、誰が、どのように」を意識して、記録をとりましょう。
- 記録に基づいておこなった子どもや家庭の状況に関するアセスメント（事前評価）情報を参考としながら、よりよい支援に向けて園内で話し合いましょう。

保育所等における在園児の保護者への子育て支援 相談等を通じた個別的な対応を中心に【概要版】

実践編

3．相談支援の方法

（1）個別的支援の始まりに際しての働きかけ、対応

- 保護者との面談は、必ず管理職と相談し、園としての方針を確認・共有してから行いましょう。
- 家庭での養育に心配な様子がうかがわれる場合には、すぐに管理職に報告しましょう。管理職は、その状況の深刻度や緊急度などを確認し、園内の役割調整などを行いましょう。
- 保護者との面談では、子どもや家庭の状況の把握に努め、保護者の意向を確認しながら園内外での今後の支援の可能性について一緒に考えていきましょう。事前に、関係機関の情報も収集しておきましょう。

（2）関係機関への支援のつなぎ方

- 関係機関に保護者の個人情報を伝える際には、原則として保護者に事前説明を行い、了承を得ましょう。
- 虐待やネグレクトなど、子どもの生命に危機が及ぶと予想される場合、保護者の同意がなくても、すぐに通告しましょう。
- 関係機関との連携が急に必要となることもあります。あらかじめ地域の関係機関の機能や連絡先などを整理しておきましょう。

（3）個別的な支援に対応する際のポイント

- 特に配慮の必要な子どもや家庭に対して、どの職員も同じ対応ができるように園の方針や保護者の状況、対応方法を共有しておきましょう。
- 共感しづらい内容であっても、保護者の話を丁寧に聴き、その背景を理解することが大切です。

4．相談支援を支える園内の体制

（1）職員間の情報共有

- 子どもや保護者の様子から気づいた小さな変化や気がかりも職員間で共有しましょう。
- 管理職は、会議の開催方法などを工夫し、園内の情報共有の仕組みや体制などを決め構築しましょう。また、情報の漏洩を防ぐために、情報管理の仕組みも必要です。
- 園内の情報共有がより有効なものとなるように、それぞれの保育士等が発言しやすくなるよう工夫したり、園の方針を共有するよう努めたりすることも大切です。また情報漏洩の予防のために情報の管理体制を確認しましょう。

（2）個別支援にあたる保育士等のサポート

- 保護者への対応に困難が生じる場合、対応する保育士等の負担は大きなものです。一人の保育士等に負担が偏らないように園全体で支え合う体制をつくりましょう。

（3）支え合う組織づくりを目指して

- 保護者支援によるストレスから保育士等の心身の健康を損なうことのないよう、園内のサポート体制を整えましょう。外部の資源を有効に活用するなどして、持続的に支え合う組織づくりを目指しましょう。

3

保育所等における在園児の保護者への子育て支援 相談等を通じた個別的な対応を中心に【概要版】

実践編

5．相談支援を支える園外の体制

（1）地域内での情報共有

- 自分たちだけで子どもや家庭を支援することが難しい場合、関係機関と連携しながら支援を進めましょう。
- 関係機関から情報照会を受けたときは、個人情報の保護に十分配慮しながら提供しましょう。関係機関と連携する際にも、園内で必要な情報を共有し、日常的な見守りの体制を構築しましょう。
- 子どもや保護者の小さな変化を記録に残し、関係機関との情報共有に活用できるようにしましょう。

（2）自治体・関係機関・地域の子育て資源等との役割分担、連携

- 状況に応じて自治体・関係機関・地域の子育て資源と円滑に連携・協力できるよう、各資源の機能や役割を把握しておきましょう。

（3）関係機関との連携・ネットワーク構築の重要性とその支援

- 日頃から、関係機関との関係づくりを心がけておきましょう。

（4）関係機関との情報共有の際の情報管理

- 関係機関との情報共有の際は、子どもや家庭の個人情報の取り扱いに十分注意しましょう。
- 保護者へは、事前に情報共有の必要性を説明し、個人情報を関係機関へ伝えることについての意向を確認しましょう。
- 個人情報が含まれる会議等の配布資料等は適切に管理しましょう。

（5）保育士等の資質向上（研修等）

- 子育てを取り巻く社会の変化・動向を踏まえて子どもや家庭を的確に支えていくために、一人ひとりが不断の学びを進めましょう。
- 園の課題に応じた園内研修の実施や、外部研修への積極的な参加、学んだ内容の職員間での共有を通して、園全体の学びにつなげていきましょう。

4

8. 地域福祉

＜法改正等＞

孤独・孤立対策推進法案　閣議決定（2023.3.3）

- 3 月 3 日、政府は孤独･孤立対策推進法案を閣議決定した。
- 本法案は、「孤独･孤立に悩む人を誰ひとり取り残さない社会」、「相互に支え合い、人 と人との「つながり」が生まれる社会」を目指し、孤独･孤立対策の基本理念、国等の責務、施策の基本となる事項および孤独･孤立対策推進本部の設置等について定めている。

孤独・孤立対策推進法案の概要

趣旨

近時における社会の変化を踏まえ、日常生活若しくは社会生活において孤独を覚えることにより、又は社会から孤立していることにより心身に有害な影響を受けている状態にある者への支援等に関する取組について、その基本理念、国等の責務、施策の基本となる事項及び孤独・孤立対策推進本部の設置等について定める。

→「孤独・孤立に悩む人を誰ひとり取り残さない社会」、
「相互に支え合い、人と人との「つながり」が生まれる社会」を目指す

概要

1. 基本理念

孤独・孤立対策（孤独・孤立の状態となることの予防、孤独・孤立の状態にある者への迅速かつ適切な支援その他孤独・孤立の状態から脱却することに資する取組）について、次の事項を基本理念として定める。

① 孤独・孤立の状態は人生のあらゆる段階において何人にも生じ得るものであり、社会のあらゆる分野において孤独・孤立対策の推進を図ることが重要であること。
② 孤独・孤立の状態にある者及びその家族等（当事者等）の立場に立って、当事者等の状況に応じた支援が継続的に行われること。
③ 当事者等に対しては、その意向に沿って当事者等が社会及び他者との関わりを持つことにより孤独・孤立の状態から脱却して日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるようになることを目標として、必要な支援が行われること。

2. 国等の責務等

孤独・孤立対策に関し、国・地方公共団体の責務、国民の理解・協力、関係者の連携・協力等を規定する。

3. 基本的施策

- 孤独・孤立対策の重点計画の作成
- 孤独・孤立対策に関する国民の理解の増進、多様な主体の自主的活動に資する啓発
- 相談支援（当事者等からの相談に応じ、必要な助言等の支援）の推進
- 関係者（国、地方公共団体、当事者等への支援を行う者等）の連携・協働の促進
- 当事者等への支援を行う人材の確保・養成・資質向上
- 地方公共団体及び当事者等への支援を行う者に対する支援
- 孤独・孤立の状態にある者の実態等に関する調査研究の推進

4. 推進体制

- 内閣府に特別の機関として、孤独・孤立対策推進本部（重点計画の作成等）を置く。
- 地方公共団体は、関係機関等により構成され、必要な情報交換及び支援内容に関する協議を行う孤独・孤立対策地域協議会を置くよう努める。
- 協議会の事務に従事する者等に係る秘密保持義務及び罰則規定を設ける。

施行期日

令和６年４月１日

＜会　　議＞

成年後見制度利用促進専門家会議

◇第 14 回（2023.3.29）

- 3 月 29 日、厚生労働省は第 14 回成年後見制度利用促進専門家会議を開催した。
- 今回は、「第二期計画中間検証の準備に関するワーキング・グループにおける検討」「成年後見制度の利用の促進に関する取組状況等」についてそれぞれ進捗状況に関する報告が行われた。
- 「第二期計画中間検証の準備に関するワーキング・グループにおける検討」についてでは、この間開催されてきた 3 つのワーキング・グループ（総合的な権利擁護支援策の検討 WG、成年後見制度の運用改善に関する WG、地域連携ネットワーク WG）でのこれまでの主な報告内容や委員からの意見について報告が行われた。また、今後の各ワーキング・グループの検討内容等について示された。
- 「成年後見制度の利用の促進に関する取組状況等」についてでは、重要業績評価指標（KPI）の進捗状況について報告が行われた。また、成年後見制度利用促進に係る取組状況等について、厚生労働省・法務省・金融庁・最高裁判所それぞれから報告が行われた。

孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム分科会 3「相談支援に係る実務的な相互連携の在り方」 中間整理（2023.3.16）

- 3 月 16 日、内閣官房は孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム分科会 3「相談支援に係る実務的な相互連携の在り方」中間整理をとりまとめた。
- 本分科会では、重点計画の基本方針「状況に合わせた切れ目のない相談支援につなげる」をテーマとして、ワンストップの相談窓口等の一元的な相談支援体制（統一的な相談ダイヤル等）や、地域で「相談」と「支援」をつなぐための地方自治体を含めた各主体の連携等について、実務的な相互連携の在り方を検討することとしている。
- 中間整理では、検討にあたって実施した試行事業での成果と課題について整理している。
- 今後は地域で「相談」と「支援」をつなぐための各主体の連携等についての検討を深めるとともに、「ワンストップの相談窓口等の一元的な相談支援体制」に向けた環境整備や地方における体制整備について検討するとしている。

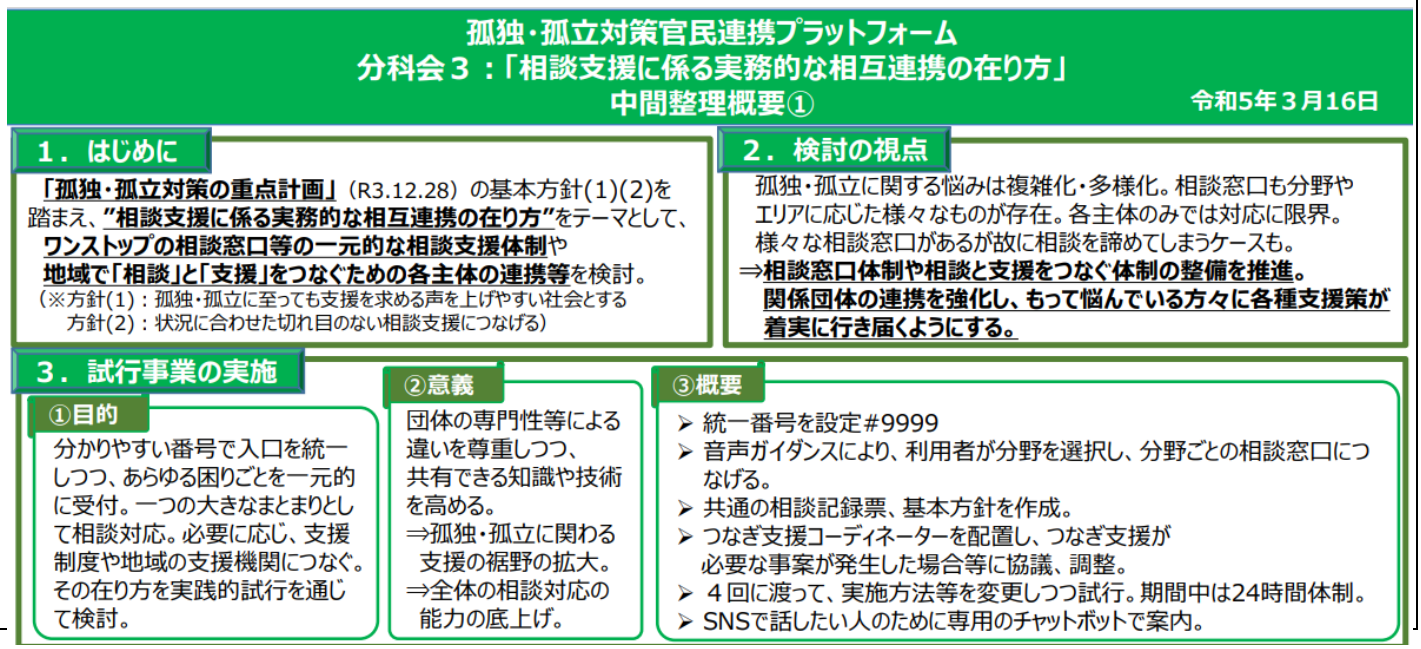

4．試行事業の成果、課題と対応案等

①成果

- **ワンストップの総合的な相談支援体制構築の素地を構築。全国各地の相談支援機関間の関係作りに貢献。**
- 孤独・孤立という幅広い相談に、つなぎ支援コーディネーターを含めチームで対応。
- **孤独・孤立の相談に対する対応方法等の共通認識や技術の向上。**
- 既存のダイヤルに相談していない新たな相談者にも対応。年末年始を除き、高い応答率で対応。
- 孤独・孤立の相談者の傾向の把握。

②課題と対応策

- **早期からのより広範な周知**(予め時期を決め、特定の期間に定期的に実施等)
- **相談体制の適切な強化**（定期的な実施、必要度の高い時間帯に重点）
- **つなぎ支援コーディネーターの育成・確保**（より多くの団体の参加、コーディネーターによる交流、情報交換）
- **相談支援にあたる人材の育成**（孤独・孤立に関する相談について実践を踏まえた情報共有等）
- **緊急対応が必要でない相談者の居場所の確保**（ピアサポートの推進やデジタル技術を用いたつながりの場の検討）
- **若年層への対応**（30代以下の相談は３割以下、広報活動の工夫、ＳＮＳや音声チャットなどの実施など）

③その他

- 音声ガイドは孤独・孤立での悩みに集約しつつも、一定の専門分野の回線も設けて実施することが望ましい
- 公的相談支援機関、公的相談ダイヤルとの連携を強化
- 中長期的により覚えやすい３桁番号導入の検討

1

孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム
分科会３：「相談支援に係る実務的な相互連携の在り方」
中間整理概要②

令和5年３月16日

5．相談支援の実務的な相互連携に向けて

○ 相談から支援につなぐ実践に課題。各相談機関と支援機関との、相談期間に関わらない、情報交換・交流が必要。
○ **地方における官民連携プラットフォームにおける社会資源情報の整理・共有**、地方における孤独・孤立相談窓口との連携。
○ 個別の情報共有をスムーズにする観点から、要対協のような仕組みの創設。
○ 支援制度や相談先の広報も積極的に実施。

6．おわりに

○ 今後さらに、**地域で「相談」と「支援」をつなぐための各主体の連携等**についての検討を深める。
○ **「ワンストップの相談窓口等の一元的な相談支援体制」**については、今後の試行の成果や稼働を踏まえつつ、本格実施に向けた環境を整備。
○ 中長期的には、地方における支援機関間の連携や相談窓口の進展の状況を踏まえつつ、**#9999から各地方の相談窓口につなぎ、国は地方が対応にしにくい時間帯や相談が集中する特定の期間、専門分野の相談等に重点をおく体制について検討。**

(参考)孤独・孤立相談ダイヤル試行事業の概要

第１期の状況(7/7～7/14)

○ **呼出件数:14,678件、接続完了:3,823件、応答率:26.0%**
○ **利用者が選択できる分野**は８、以下の順に多かった。
①孤独・孤立での悩み ②死にたいほどつらい気持ち ③生活困窮
○ つなぎに関して調整した深刻な相談対応：38件
○ 相談者の年代（推定）は、中高年の利用が８割。
○ 相談の類型は、心の病気や不調、自分の悩みを話せる場所がない、暮らし・お金、家庭や家族、同居人との関係、死にたい・消えたい気持ちの順に多かった。

第２期の状況(8/30～9/6)

○ **呼出件数：10,353件、接続完了：1,998件、応答率：19.3%**
○ **利用者が選択できる分野**は８、以下の順に多かった。
①孤独・孤立での悩み ②死にたいほどつらい気持ち ③生活困窮
○ **応答率**は、**孤独・孤立:27.3%（10.5%）**　（※（ ）は第1期）
死にたいほどつらい気持ち:78.6%（86.9%）
生活困窮：47.1%（12.6%）
○ つなぎに関して調整した深刻な相談対応：30件

12月１日(いのちの日）の状況

○ ねらい：**いのちの日に合わせ、**「孤独・孤立での悩み」に特化した相談日とし、**広く協力を募り体制を強化するとともに、体制強化と合わせ、効果的に広報。**
○ **呼出件数：813件、接続完了：489件、応答率：60.1%**
（参考）18歳以下 呼出件数 65件（49件）
○ **利用者が選択できる分野**は２
応答率は、18歳以下:**60.0%（26.5%）**　（※（ ）は第2期）
18歳より上：**78.4%（27.3%）**
○ つなぎに関して調整した深刻な相談対応：12件

年末年始の状況(12/28～1/4)

○ ねらい：既存の窓口の多くが閉まり、**利用者のニーズが高まる時期に実施。**
○ **呼出件数：26,567件、接続完了：1,165件、応答率：4.4%**
○ **利用者が選択できる分野**は３
応答率は、18歳以下:**57.8%**
性別の違和等18.3%
孤独・孤立：6.1%
○ つなぎに関して調整した深刻な相談対応：１７件

2

成年後見制度利用促進専門家会議　成年後見制度の運用改善等に関するWG

◇第３回（2023.2.21）

- 2 月 21 日、厚生労働省は成年後見制度利用促進専門家会議 第 3 回成年後見制度の運用改善等に関する WG を開催した。
- 今回は、最高裁判所より報酬実情調査の結果報告が行われた。また、厚生労働省からは、「成年後見制度における市町村長申立の適切な実施及び成年後見制度利用支援事業の推進に関する調査研究事業」の中間報告について報告が行われた。法務省からは「後見人が弁護士等に依頼する場合における民事法律扶助制度の活用に関する検討」について報告が行われた。
- 最高裁判所による報酬実情調査は、報酬付与申立てのあった後見人等（後見人、補佐人、補助人）4,812 件を対象として行われ、報酬額の平均は年間 334,737 円であった。

＜通知・公表＞

令和４年　孤独・孤立の実態把握に関する全国調査結果（2023.3.31）

- ▶ 3 月 31 日、内閣府は令和 4 年孤独・孤立の実態把握に関する全国調査結果を公表した。
- ▶ 本調査は孤独・孤立の実態を把握し、各府省における関連行政諸施策の基礎資料を得ることを目的として実施されている。
- ▶ 調査結果の主なポイントは以下のとおり。

〇調査対象は全国の満 16 歳以上の個人：2 万人（無作為抽出）有効回答率 56.1%

〇孤独感が「しばしばある・常にある」と回答した人の割合は 4.9%、「時々ある」が 15.8%、「たまにある」が 19.6%であった。一方で孤独感が「ほとんどない」と回答した人は 40.6%、「決してない」が 18.4%であった。

〇孤独感を年齢階級別にみると、孤独感が「しばしばある・常にある」と回答した人の割合が最も高いのは、30 歳代で 7.2%となっている。一方、その割合が最も低いのは、80 歳以上で 2.3%となっている。

〇孤独感を男女別にみると、男性が 5.1%、女性が 4.6%となっている。男女、年齢階級別にみると、その割合が最も高いのは、男性は 50 歳代で 7.3%、女性は 30 歳代で 7.9%となっている。

〇現在の孤独感に影響を与えたと思う出来事をみると、孤独感が「しばしばある・常にある」、「時々ある」又は「たまにある」と回答した人（孤独を感じる頻度が比較的高い人）では、「家族との死別」を回答した割合が 27.0%と最も高く、次いで、「心身の重大なトラブル（病気・怪我等）」（17.7%）、「転校・転職・離職・退職（失業を除く）」（16.9%）などとなっている。

〇これを、孤独感が「決してない」又は「ほとんどない」と回答した人が現在の孤独感に影響を与えたと思う出来事の回答割合と比べると、差が最も大きい出来事は「人間関係による重大なトラブル（いじめ・ハラスメント等を含む）」であり、次いで、「心身の重大なトラブル（病気・怪我等）」、「一人暮らし」などとなっている。

〇家族・友人等とのコミュニケーション頻度について、同居していない家族や友人たちと直接会って話すことが全くない人の割合は 10.6%。

〇社会活動への参加について、特に参加はしていない人の割合は 53.9%。

〇日常生活に不安や悩みを感じていることが「ある」と回答した人うち、行政機関・NPO 等からの支援について、支援を受けていない人の割合は 88.2%。

〇他者へのサポート意識について、まわりに不安や悩みを抱えている人がいたら、積極的に声掛けや手助けを「しようと思う」という人の割合は 51.5%。

令和 3 年度生活保護の被保護者調査　結果の公表（2023.3.1）

- ▶ 3 月 1 日、厚生労働省は令和 3 年度生活保護の被保護者調査結果を公表した。
- ▶ 主な結果は以下のとおり。

令和3年度（令和3年4月～令和4年3月）1か月平均の、

○ 被保護実人員は 2,038,557 人となり、対前年度1か月平均と比べると、13,557 人減少（0.7%減）。

○ 被保護世帯は 1,641,512 世帯となり、対前年度1か月平均と比べると、4,553 世帯増加（0.3%増）。

○ 保護の申請件数は 19,158 件となり、対前年度1か月平均と比べると、149 件増加（0.8%増）。

○ 保護開始世帯数は 16,891 世帯となり、対前年度1か月平均と比べると、15 世帯減少（0.1%減）。

9. 人材確保等

＜会　　議＞

技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議 中間報告（2023.4.10）

- 4 月 10 日、出入国在留管理庁は技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議中間報告をとりまとめた。
- 本会議は、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律及び出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律の附則に基づき、技能実習制度及び特定技能制度の検討が求められていることから、外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議（以下「関係閣僚会議」という。）の下、両制度の施行状況を検証し、課題を洗い出した上、外国人材を適正に受け入れる方策を検討し、関係閣僚会議に対して意見を述べることを目的として令和 4 年 12 月に設置され、これまで 5 回の会議において協議が行われてきた。
- 今回取りまとめられた中間報告において、技能実習生が国内の企業等の労働力として貢献しており、制度目的と運用実態の乖離が指摘されていることにも鑑みると、今後も技能実習制度の目的に人材育成を通じた国際貢献のみを掲げたままで労働者として受入れを続けることは望ましくないことから、「技能実習制度を廃止し、人材確保と人材育成を目的とする新たな制度の創設を検討すべき」との方向性が示された。
- また、「新たな制度と特定技能制度は、外国人がキャリアアップしつつ国内で就労し活躍できるわかりやすい制度とする観点から、新たな制度から特定技能制度への移行が円滑なものとなるよう、その対象職種や分野を一致させる方向で検討すべき」とされ、「人材育成の観点から、外国人が修得する主たる技能等について、育成・評価を行うことによるスキルアップの見える化を前提として、特定技能制度への移行を見据えた幅広い業務に従事することができる制度とする方向で検討すべき」と整理された。

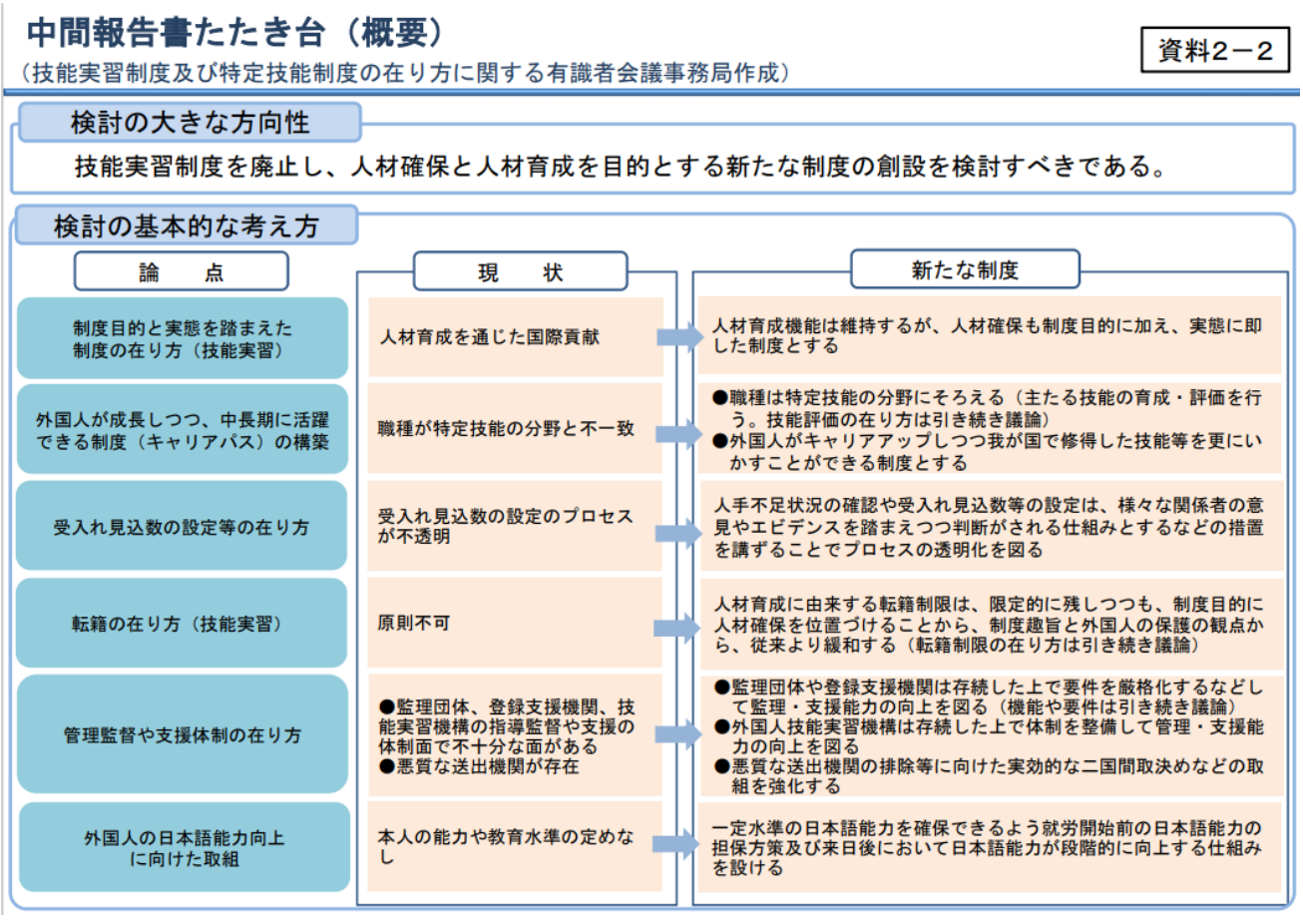

外国人雇用対策の在り方に関する検討会

◇第 10 回（2023.3.28）

- 3 月 28 日、厚生労働省は第 10 回外国人雇用対策の在り方に関する検討会を開催した。
- 今回は、「外国人雇用の状況」「外国人の雇用労働に係る統計調査の実施」「外国人雇用対策の最近の取組」について報告および協議が行われた。
- 外国人雇用の状況について、日本で就労している外国人は 2022 年 10 月末時点で過去最高の 1,822,725 人となった。在留資格別では、「専門的・技術的分野の在留資格」（前年比 21.7%増）、「特定活動」（同 11.3%増）、「身分に基づく在留資格」（同 2.6%増）の伸び率が大きい。
- 産業別にみると、「製造業」が 485,128 人で最も多く、外国人労働者全体の 26.6%を占める。「医療・福祉」では 74,339 人で全体の 4.1%であった。
- 国籍別にみると、ベトナムが 462,384 人で最も多く、外国人労働者全体の 25.4%を占める。次いで中国が 385,848 人（同 21.2%）、フィリピンが 206,050 人（同 11.3%）となっている。
- 国籍別の伸び率としては、特にインドネシアが前年比 47.5%（25,079 人）増と大きい。そのほか、ミャンマーが同 37.7%（12,997 人）増、ネパールが同 20.3%（19,936 人）増となっている。

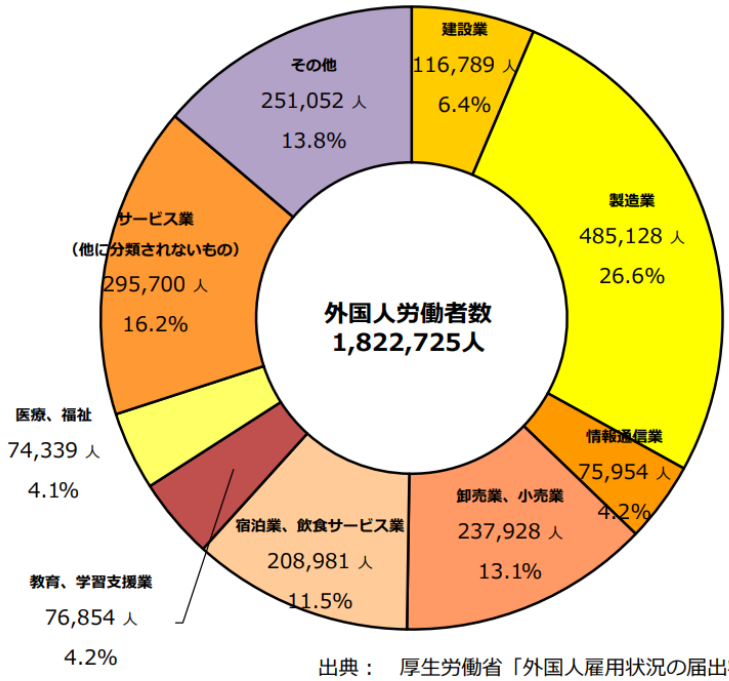

出典： 厚生労働省「外国人雇用状況の届出状況（令和４年10月末現在）」

＜通知・公表＞

2022 年度保育所・認定こども園の人材確保および処遇改善に関する調査について（2023.3.31）

- 3 月 31 日、福祉医療機構は「2022 年度保育所・認定こども園の人材確保および処遇改善に関する調査について」を公表した。
- 本調査は、貸付先の保育所および認定こども園を対象とした「保育人材」に関するアンケート調査の結果から、保育所および認定こども園における職員の充足状況、採用活動および退職の状況、処遇改善の状況、ICT 機器の導入状況について概観したもの。
- 調査結果の主な内容は以下のとおり。

〇職員の充足状況

・保育士等、在所児の保育を担当する職員が不足しているという回答は 47.9%となり、前回調査より 17.3 ポイント悪化

・職員不足の要因としては、人材確保が難しいほか、支援を必要とする在所児の増加や地域子ど

も・子育て支援事業実施のためという回答も一定程度挙げられた

〇人材紹介会社の利用

・利用するすべての施設が紹介手数料が「とても高い」または「やや高い」と回答

〇処遇改善の状況

・89.0%の施設が処遇改善等Ⅲの認定を受けており、そのうち 95.1%の施設が保育士・保育教諭以外の職員にも配分

・処遇改善等加算Ⅲによる処遇改善額は 1 人 1 月当たり平均 7,971 円

2022 年度特別養護老人ホームの人材確保および処遇改善に関する調査について（2023.3.27）

▶ 3 月 27 日、福祉医療機構は「2022 年度特別養護老人ホームの人材確保および処遇改善に関する調査について」を公表した。

▶ 本調査は、貸付先の特別養護老人ホームを対象とした「介護人材」に関するアンケート調査の結果から、特養における職員の充足状況、外国人人材の状況、採用活動および退職の状況、処遇改善の状況、ICT 機器・ロボットの導入状況について概観したもの。

▶ 調査結果の主な内容は以下のとおり。

〇職員の充足状況

・職員が不足していると回答した施設は 68.6%であり、2021 年度調査より 13.5 ポイント悪化

・職員が不足していると回答した施設のうち、14.3%の施設が特養本体や併設のショートステイ・老人デイなどで利用者の受入れ制限を実施

〇人材紹介会社の利用

・99.6%の施設は支払手数料が高いと回答。手数料の水準は高止まりしており、人材紹介会社の利用に対する満足度も低い

〇処遇改善の状況

・97.4%の施設が介護職員等ベースアップ等支援加算を届出。そのうち、90.9%の施設が加算報酬を介護職員以外にも配分

・介護職員等ベースアップ支援等加算による処遇改善額は 1 人 1 月当たり平均 5,897 円

第 35 回介護福祉士国家試験の結果について（2023.3.24）

▶ 3 月 24 日、厚生労働省は第 35 回介護福祉士国家試験の結果を公表した。

受験者数は 79,151 人（前年比▲3,931 人）、合格者数 66,711 人（前年比+6,612 人）であり、合格率は 84.3%（前年比+12.0%）であった。合格率は過去最高であった。

第 35 回介護福祉士国家試験におけるEPA介護福祉士候補者の試験結果について（2023.3.24）

▶ 3 月 24 日、厚生労働省が公表した「第 35 回介護福祉士国家試験結果」において、経済連携協定（EPA）に基づく外国人介護福祉士候補者の合格者は 754 名（合格率 65.4%）であった。

第 35 回社会福祉士国家試験の結果について（2023.3.7）

▶ 3 月 7 日、厚生労働省は第 35 回社会福祉士国家試験の結果を公表した。

▶ 受験者数は 36,974 人（前年比+2,411 人）、合格者数 16,338 人（前年比+5,596 人）であり、合格率は 44.2%（前年比+13.1%）であった。なお、合格者数、合格率はともに過去最高であった。

医療・介護・保育分野における適正な有料職業紹介事業者として5社を新規認定（2023.3.3）

- 厚生労働省は、3 月 3 日に「医療・介護・保育分野における適正な有料職業紹介事業者の認定制度」で、新たに 5 社（医療分野5社、介護分野2社）を認定したことを発表した。
- 認定事業者に認定マークを付与することなどを通じ「見える化」を行うことで、求人者が、職業紹介事業者の利用に際して、サービスの内容や品質、その費用等を予め把握し、法令遵守をはじめ一定の基準を満たした適正な事業者を選択できるようになることが期待されている。

2022 年労働力調査平均結果公表（2023.1.31）

- 総務省は 2022 年労働力調査平均結果を公表した。
- 2022 年平均の就業者数は 6,723 万人と、前年に比べ 10 万人増加（2年連続の増加）。男性は 3,699 万人と 12 万人の減少、女性は 3,024 万人と 22 万人の増加。また、15～64 歳の就業者数は 5,810 万人と6万人の増加、65 歳以上の就業者数は 912 万人と3万人の増加となっている。
- 2022 年平均の完全失業率は 2.6%と、前年に比べ 0.2 ポイントの低下。完全失業者数は 179 万人と 16 万人減少（3年ぶりの減少）となった。男性は 2.8%と 0.3 ポイントの低下、女性は 2.4%と 0.1 ポイントの低下。
- 就業者を産業別にみると、「医療，福祉」が 908 万人と 17 万人の増加となっており、最も増加している。
- 2022 年平均の正規の職員・従業員数は 3,597 万人と、前年に比べ1万人増加（8年連続の増加）。非正規の職員・従業員数は 2101 万人と 26 万人増加（3年ぶりの増加）。
- 正規の職員・従業員を男女別にみると、男性は 2,348 万人と 14 万人の減少、女性は 1,250 万人と 16 万人の増加。年齢階級別にみると、15～64 歳は 3,473 万人と1万人の増加、65 歳以上は 125 万人と1万人の増加となった。
- 非正規の職員・従業員を男女別にみると、男性は 669 万人と 16 万人の増加、女性は 1,432 万人と 10 万人の増加。年齢階級別にみると、15～64 歳は 1,697 万人と 14 万人の増加、65 歳以上は 405 万人と 12 万人の増加となっている。

10. 予　算

＜法改正等＞

令和 5 年度予算成立（2023.3.28）

- 3 月 28 日、参議院本会議で令和 5 年度予算案が政府案どおり可決・成立した。
- 一般会計総額は 114 兆 3,812 億円と過去最大なり、社会保障費も 36 兆 8,889 億円と過去最大となった。社会保障費の前年度からの伸び分（約 6,200 億円）は高齢化による増加分。

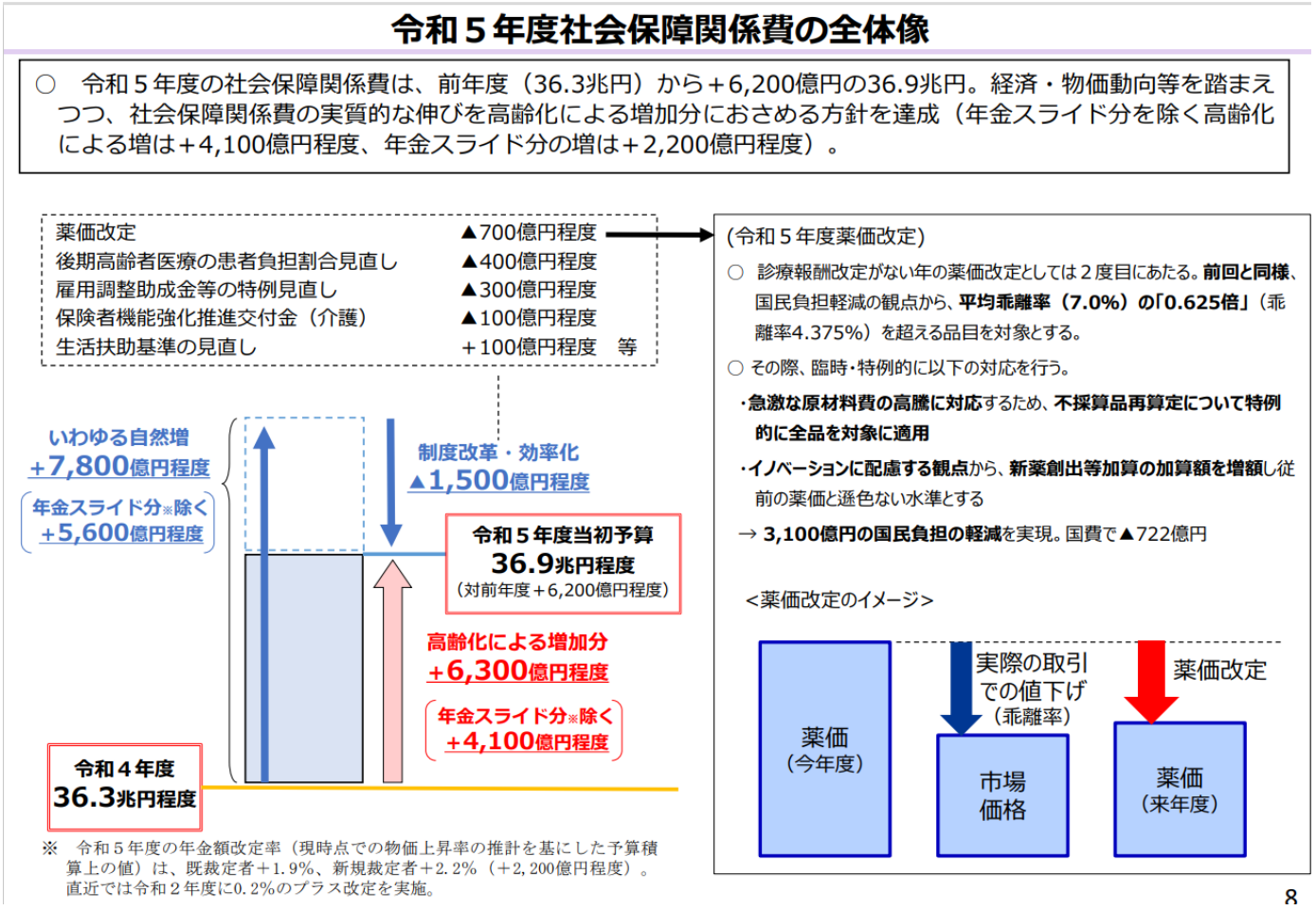

令和 4 年度の予備費の支出を閣議決定―新型コロナウイルス感染症と物価高騰への追加対策（2023.3.28）

- 政府は、3 月 28 日に、令和4年度一般会計新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰対策予備費（2 兆 2,226 億円）の使用を閣議決定した。
- 今回の予備費においては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金を 7,000 億円増額するとともに、低所得世帯への支援のため、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金に 5,000 億円の「低所得世帯支援枠」を創設することとされている。
- このほか、全額国費により、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の増額（7,365 億円（医療分））、子育て世帯生活支援特別給付金の支給（1551 億円）等に係る事業を計上することとされている。

11. 災害対策

＜会　　議＞

被災者支援のあり方検討会

◇第 5 回（2023.2.16）

- 2 月 16 日、「第 5 回被災者支援のあり方検討会」が開催され、令和 5 年度の「被災者支援に関連する予算案の内容」の説明や前回協議をふまえた「委員の意見・提案のまとめ（案）」についての協議が行われた。
- 「委員の意見・提案のまとめ（案）」についてでは、「避難生活の環境改善」や「災害ケースマネジメント」「平時の福祉施策との連携」や「住まいの確保・改善」等について記載内容のさらなる具体化や想定される課題への対応等について協議が行われた。
- 本検討会は令和 5 年度以降も継続する。

＜通知・公表＞

防災分野における個人情報の取扱いに関する指針　公表（2023.3）.24

- 内閣府は 3 月 24 日、防災分野における個人情報の取扱いに関する指針を公表した。
- 本指針は、令和 4 年 3 月に設置された「防災分野における個人情報の取扱いに関する検討会」における議論や助言等を踏まえて作成されたものであり、災害に係る業務を実施するなかで、個人情報の取扱いの判断に迷う事例のとりまとめを行い、「応急仮設住宅の入居者への生活支援・見守り・心のケア支援等」、「ハザードマップと避難行動要支援者名簿に記録等された情報の重ね合わせ」、「災害時における避難行動要支援者の名簿情報及び個別避難計画情報の提供」など、防災分野における事例ごとの対応方針が示されている。

災害ケースマネジメント実施の手引き　公表（2023.3）

- 内閣府は 3 月、災害ケースマネジメント実施の手引きをとりまとめ、公表した。
- 本手引きは、昨今の自然災害の頻発化・激甚化の傾向、超高齢化社会の到来、地域のつながりの希薄化が進む可能性等を鑑み、これまで被災経験の無い地方公共団体においても、災害時に災害ケースマネジメントの実施が求められることが想定されることをふまえ、地方公共団体が災害ケースマネジメントに取り組む際に参照できる手引きを作成することを目的として作成された。
- 作成にあたっては、令和4年度に「災害ケースマネジメントの手引書作成に関する有識者検討会（座長：鍵屋一　跡見学園女子大学観光コミュニティ学部コミュニティデザイン学科教授）」を設置し、4回にわたって議論が行われてきた。
- 本手引きの主な構成は以下のとおり。

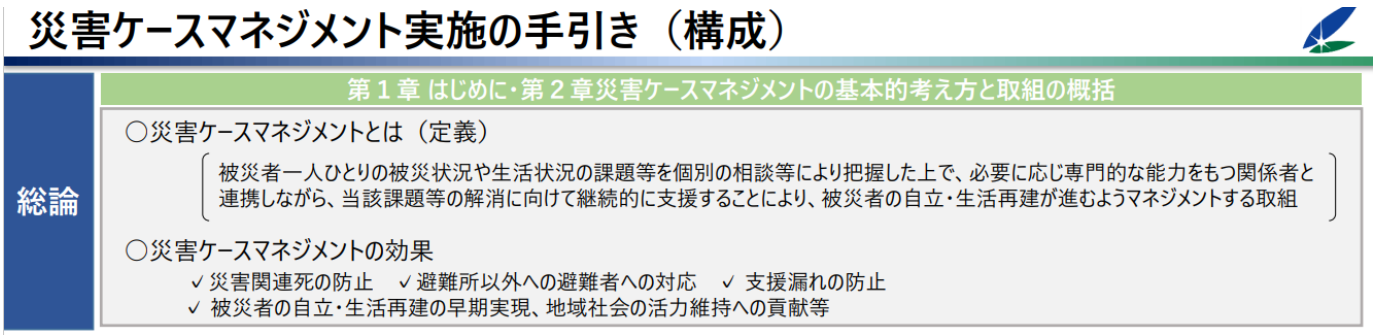

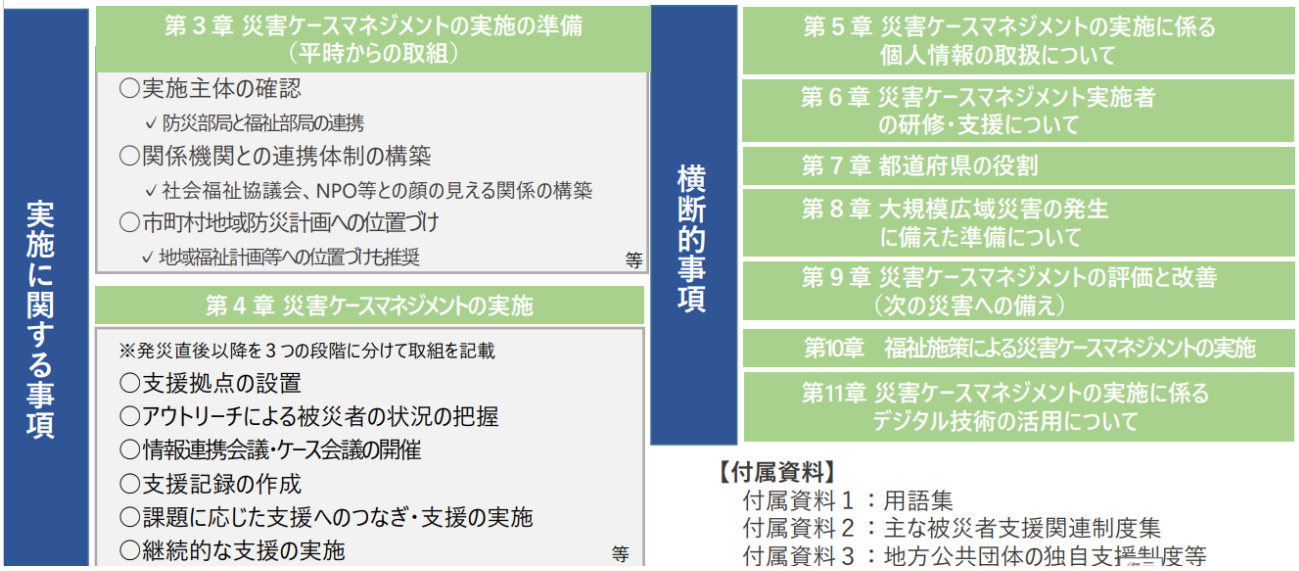
実施に関する事項
第３章 災害ケースマネジメントの実施の準備
（平時からの取組）
○実施主体の確認
✓ 防災部局と福祉部局の連携
○関係機関との連携体制の構築
✓ 社会福祉協議会、NPO等との顔の見える関係の構築
○市町村地域防災計画への位置づけ
✓ 地域福祉計画等への位置づけも推奨
等
第４章 災害ケースマネジメントの実施
※発災直後以降を３つの段階に分けて取組を記載
○支援拠点の設置
○アウトリーチによる被災者の状況の把握
○情報連携会議・ケース会議の開催
○支援記録の作成
○課題に応じた支援へのつなぎ・支援の実施
○継続的な支援の実施
等
横断的事項
第５章 災害ケースマネジメントの実施に係る
個人情報の取扱について
第６章 災害ケースマネジメント実施者
の研修・支援について
第７章 都道府県の役割
第８章 大規模広域災害の発生
に備えた準備について
第９章 災害ケースマネジメントの評価と改善
（次の災害への備え）
第10章 福祉施策による災害ケースマネジメントの実施
第11章 災害ケースマネジメントの実施に係る
デジタル技術の活用について
【付属資料】
付属資料１：用語集
付属資料２：主な被災者支援関連制度集
付属資料３：地方公共団体の独自支援制度等

12. その他

＜法改正等＞

困難な問題を抱える女性への支援に係る基本方針　公布（2023.3.29）

- 3 月 29 日、「困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針」および「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行に伴う関係法令」が公布された。
- 本方針および関係法令については、令和 5 年1月 20 日から 2 月 18 日までパブリックコメントが実施され、パブリックコメントの結果について、困難な問題を抱える女性への支援に係る基本方針等に関する有識者会議の座長等の各構成員に報告を行った上で会議を終了し、公布に至った。
- 本基本方針では、支援の基本的な考え方として、旧買収保護法における「保護更生」の考え方とは大きく異なり、「困難な問題を抱える女性本人の心身の安全・安心の確保等に留意しつつ最大限にその意思を尊重し、本人の立場に寄り添って、相談やアウトリーチ等による発見から相談へつないでいくことが重要である。また、一人ひとりのニーズに応じて、施設等への入所、生活支援や被害からの回復支援を行い、地域生活への移行や自立支援まで、地域の関係機関等が連携・協働して包括的な支援を実施するものとする。」としている。
- また、支援の体制として、「都道府県及び市町村の女性相談支援員又は女性相談支援センターでの相談の受付から女性相談支援センターにおける一時保護、女性自立支援施設への入所、地域生活への移行、地域生活の継続の支援まで、近隣の地方公共団体における各機関も含む三機関（女性相談支援センター、都道府県及び市町村の女性相談支援員、女性自立支援施設）による連携により、包括的・継続的な支援を行う」としている。

改正配偶者暴力防止法　閣議決定（2023.2.24）

- 2 月 24 日、政府は改正配偶者暴力防止法（DV 防止法）を閣議決定した。
- 本改正により、言葉や態度による精神的な暴力に対しても裁判所が被害者に近づくことを禁止する「保護命令」が出せるようになる。
- その他、改正法により新たに加わる内容は以下のとおり。
  ○保護命令の期間を現行の「6 カ月」から「1 年」に延長
  ○保護命令に違反した場合の罰則を「1 年以下の懲役または 100 万円以下の罰金」から「2 年以下の懲役または 200 万円以下の罰金」に引き上げ
  ○保護命令に「被害者への子どもへの電話の禁止」を追加
- 本法案は今国会（第 211 回）中の成立を目指すとしている。

＜通知・公表＞

厚生労働省通知「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う医療提供体制及び公費支援の見直し等について」（2023.3.10）

- 3 月 10 日、厚生労働省は「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う医療提供体制及び公費支援の見直し等について」を発出した。
- 本通知における主なポイントは以下のとおり。

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う医療提供体制及び公費支援の見直し等について（ポイント）

参考資料

※　本資料は、「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う医療提供体制及び公費支援の見直し等について」（令和５年３月１０日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）について、補足資料も加えつつポイントをまとめたものである。

○新型コロナウイルス感染症は、５月８日から５類感染症に

新型インフルエンザ等感染症 ⇒ ５類感染症

入院措置などの行政の強い関与
限られた医療機関による特別な対応

幅広い医療機関による自律的な通常の対応
行政は医療機関支援などの役割に

医療提供体制

幅広い医療機関で新型コロナウイルス感染症の患者が受診できる医療体制に向けて、必要となる感染対策や準備を講じつつ国民の安心を確保しながら段階的に移行

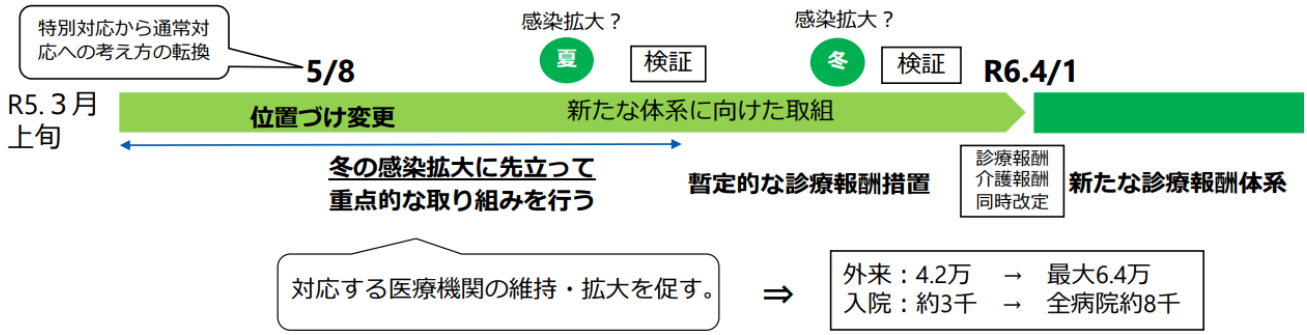

入院・外来の医療費

急激な負担増が生じないよう、入院・外来の医療費の自己負担分に係る一定の公費支援について、期限を区切って継続

高齢者施設等における対応

入院が必要な高齢者は、適切かつ確実に入院できる体制を確保しつつ、施設における感染対策の徹底、医療機関との連携強化、療養体制の確保、退院患者の受け入れ促進等を進める。

	位置づけ変更後（現行の各種施策・措置を当面継続）
感染対策	➢ 感染対策の徹底、希望者に対する新型コロナワクチンの接種 ➢ 高齢者施設における陽性者が発生した場合の周囲の者への検査や従事者への集中的検査
医療機関との連携強化	➢ 高齢者施設で新型コロナウイルス感染症患者等が発生した場合における相談、往診、入院調整等を行う医療機関の事前の確保 ➢ 高齢者施設へ看護職員を派遣する派遣元医療機関等への補助
療養体制の確保	➢ 施設内療養を行う施設等への支援の実施 （医療機関との連携体制を確保している等の要件を満たす高齢者施設） ➢ 緊急時の人材確保や施設の消毒・清掃に要する費用等の補助
退院患者受入促進	➢ 退院患者の受入促進のための介護報酬上の特例

厚生労働省通知「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う医療提供体制の移行及び公費支援の具体的内容について」（2023.3.17）

▶ ３ 月 17 日、厚生労働省は「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う医療提供体制の移行及び公費支援の具体的内容について」を都道府県・保健所設置市・特別区衛生主管部宛に発出した。

▶ 本通知は 3 月 10 日通知「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う医療提供体制及び公費支援の見直し等について」の内容をより具体的に記載したもの。

▶ 高齢者施設における対応についての基本的な考え方としては、以下のとおりとされた。

〇高齢者施設等には、重症化リスクが高い高齢者が多く生活していることを踏まえ、高齢者施設等における対応（入所者が陽性となった場合の対応等）について、入院が必要な高齢者が適切かつ確実に入院できる体制を確保するとともに、感染症対応に円滑につながるよう、平時からの取組を強化しつつ、施設等における感染対策の徹底、医療機関との連携強化、療養体制の確保等は当面継続する。

▶ また、各種政策・措置の取扱いについては以下のとおりとされた。

〇医療機関と高齢者施設等の連携

・高齢者施設等における医療支援については、これまでも感染制御や業務継続の支援体制の整備や、医師や看護師による往診・派遣を要請できる医療機関の事前確保の取組を進めていただいてきたところである。

・位置づけ変更後においても、引き続き新型コロナ患者に係る往診や電話等による相談、入院の要否の判断及び入院調整に対応できる医療機関の確保の取組をより一層強化いただきたい。

〇高齢者施設等内での感染発生時に対応するための備え

・高齢者施設等における陽性者の発生初期から迅速・的確に対応するための備えの支援として、相談窓口機能の強化や電話・オンライン診療の体制構築等に取り組んでいただいてきたところ。

・位置づけ変更後においても、高齢者施設等の職員が初動対応を相談できる相談窓口の設置に対する支援や、高齢者施設等における電話・オンライン診療の体制構築支援については、当面継続することとする。

〇高齢者施設等での感染対策を含む施設内療養の体制

・必要な体制を確保した上で施設内療養を行う高齢者施設等への補助（施設内療養者1名あたり最大 30 万円）については、高齢者施設等が医療機関との連携体制を確保しているなど、必要な要件を設けた上で、当面継続することとする。

・また、感染者が発生した高齢者施設等における応援職員の派遣等に対する支援についても当面継続することとする。

〇退院患者の受入促進のための補助

・高齢の退院患者の介護保険施設での受入促進を図ることについて、これまで取組を進めてきていただいたところであるが、位置づけ変更後においても、適切な療養環境の確保や、医療提供体制の確保の観点で重要である。

・介護保険施設において、医療機関から、退院基準を満たした患者（当該介護保険施設から入院した者を除く。）を受け入れた場合には、当該者について、退所前連携加算（500 単位）を入所した日から起算して 30 日を限度として算定することを可能とする介護報酬上の臨時的な取扱いもお示ししてきたところであるが、当該取扱について、位置づけ変更後も当面継続する。

▶ 障害者施設における対応についての基本的な考え方としては、以下のとおりとされた。

〇障害者施設等については、（中略）感染制御や業務継続の支援体制の整備、医師や看護師による往診・派遣を要請できる医療機関の事前確保の取組、感染者が発生した施設に対する応援職員の派遣等に対する支援等について、取り組んでいただいてきたところである。位置づけ変更後においても、引き続き衛生主管部局と障害保健福祉主管部局が連携して、こうした対応を継続いただき、障害者支援施設等における感染症対応に遺漏なきよう取り組むこと。

令和 4 年における自殺者数の概況（2023.3.14）

- 3 月 14 日、警視庁は令和 4 年における自殺者数の概況を公表した。
- 令和 4 年の自殺者数は 21,881 人で、前年比+874 人。男女別では、男性は 14,746 人（前年比+807 人）と 13 年ぶりの増加となり、女性は 7,135 人（前年比+67 人）と 3 年連続の増加となった。男性の自殺者数は女性の約 2.1 倍であった。
- 年齢別では、「50 歳代」が 4,093 人で全体の 18.7%を占め最多となっている。次いで「40 歳代」が 3,665 人（16.7%）、「70 歳代」が 2,994 人（13.7%）、「60 歳代」が 2,765 人（12.6%）となっている。
- また、児童・生徒の自殺が 514 人と過去最多となった。児童・生徒の自殺の原因・動機については、「学校問題」が 54.4%、健康問題が 25%、家庭問題が 22.1%（いずれも複数回答可）となっている。

男女別自殺者数の推移
（警視庁自殺統計データを元に厚生労働省作成）

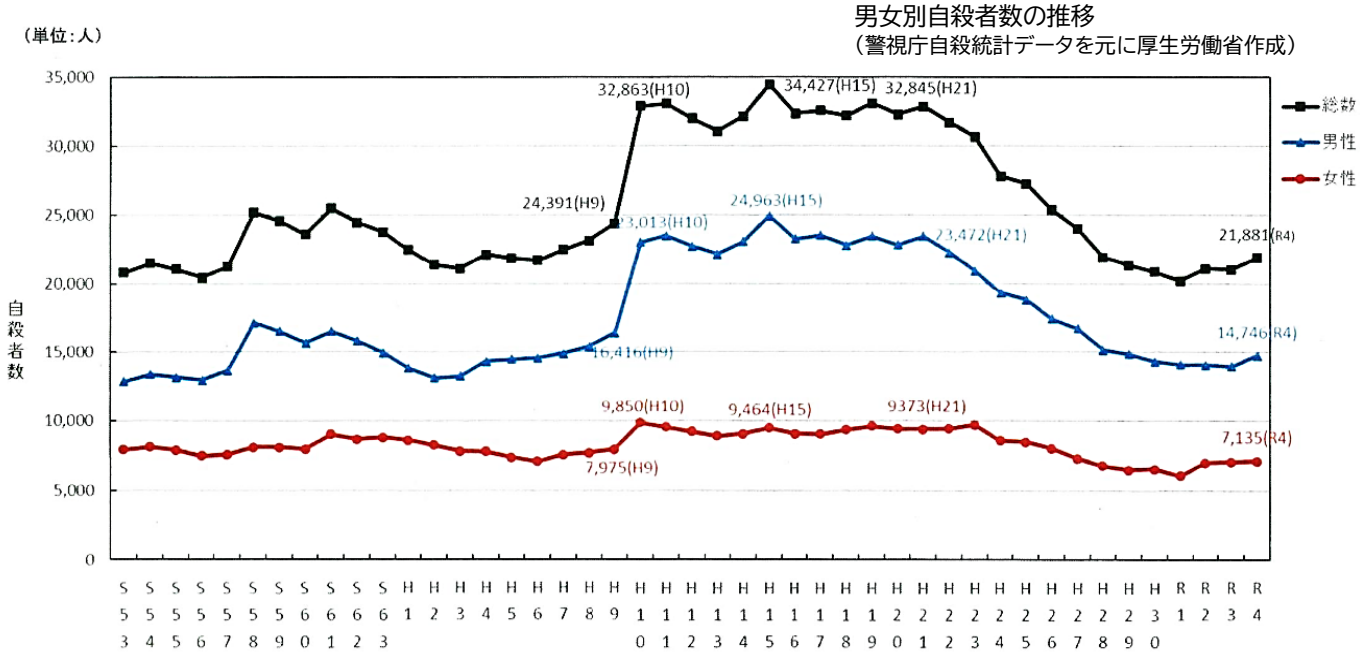

令和 4 年人口動態統計速報（2023.2.28）

- 2 月 28 日、厚生労働省は令和 4 年人口動態統計の速報値を公表した。
- 出生数は 799,728 人となり、初めて 80 万人を割り込み過去最少となった。一方、死亡数は 1,582,033 人で過去最高となり、自然増減数は－782,305 人となり過去最大の減少幅となった。
- その他、主な結果は以下のとおり。

〇出生数は、799,728 人で過去最少（対前年 43,169 人減少 △5.1%）
〇死亡数は、1,582,033 人で過去最多（同 129,744 人増加 +8.9%）
〇自然増減数は、△782,305 人で過去最大の減少（同 172,913 人減少）
〇死産数は、15,714 胎で過去最少（同 1,140 胎減少 △6.8%）
〇婚姻件数は、519,823 組で3年ぶりの増加（同 5,581 組増加 +1.1%）
〇離婚件数は、183,103 組で減少（同 4,751 組減少 △2.5%）

政策委員会構成組織一覧

都道府県･指定都市社会福祉協議会
市区町村社会福祉協議会〈地域福祉推進委員会〉
全国民生委員児童委員連合会
全国社会就労センター協議会
全国身体障害者施設協議会
全国保育協議会
全国保育士会
全国児童養護施設協議会
全国乳児福祉協議会
全国母子生活支援施設協議会
全国福祉医療施設協議会
全国救護施設協議会
全国地域包括･在宅介護支援センター協議会
全国ホームヘルパー協議会
日本福祉施設士会
全国社会福祉法人経営者協議会
障害関係団体連絡協議会
全国厚生事業団体連絡協議会
高齢者保健福祉団体連絡協議会
全国老人クラブ連合会

◇通巻「第 64 号」No.1 Ver.1◇

社会福祉法人 全国社会福祉協議会 政策委員会
作成・発行：政策企画部
平成 25 年度から「社会保障・福祉政策の動向と対応
～ともに生きる豊かな福祉社会をめざして～政策動向」として発行

社会福祉法人 全国社会福祉協議会
政策企画部
〒100-8980　東京都千代田区霞が関 3-3-2　新霞が関ビル
TEL.03-3581-7889　FAX.03-3580-5721
ホームページ：http://zseisaku.net/